

令和3年度  
企業の雇用状況等に関する調査研究  
報告書

令和4年3月

 株式会社 東京商互リサーチ



# 目 次

第1章 事業概要	2
第2章 労働政策と企業の賃金動向の分析	4
1 労働市場の現状	4
2 企業の賃金動向	9
第3章 上場企業調査	14
1 回答企業属性	14
(1) 資本金	14
(2) 業種	15
2 「賃上げ・生産性向上のための税制」「人材確保等促進税制」の利用実績・見込みについて	16
(1) 令和2年度～平成30年度における「賃上げ・生産性向上のための税制」の利用実績	16
(2) 税額控除額	16
(3) 令和3年度における「人材確保等促進税制」の利用予定	17
3 人員計画について	18
(1) 令和3年度～令和元年度における労働者数	18
(2) 令和3年度～令和元年度における新卒採用者数、中途・経験者採用者数、離退職者数	19
4 給与等について	20
(1) 令和3年度～令和元年度における給与等支給総額	20
(2) 令和3年度～令和元年度における残業手当（時間外手当）の支給総額	21
(3) 令和3年度～令和元年度における夏季賞与・一時金の支給総額	22
(4) 令和3年度～令和元年度における冬季賞与・一時金の支給総額	22
(5) 令和3年度における1人当たりの平均年収（賞与・一時金含む）の増減見込み	23
(6) 令和3年度における1人当たりの平均年収（賞与・一時金含む）の引上げ状況	24
(7) 常用労働者の平均年収の引上げ方法	24
(8) 常用労働者1人当たりの引上げ率及び引上げ額	25
(9) 令和3年度における1人当たりの平均月収（賞与・一時金を除く月例賃金ベース）の増減見込み	26
(10) 令和3年度における1人当たりの平均月収（賞与・一時金を除く月例賃金ベース）の引上げ状況	27
5 教育訓練について	28
(1) 令和3年度～令和元年度における教育訓練費	28
(2) 令和3年度における教育訓練費について	28
第4章 中小企業調査	29
1 回答企業属性	29
(1) 資本金	29
(2) 従業員数	30
(3) 事業分野	31
2 賃金動向・雇用状況について	34
(1) 外的要因により人件費が増加した場合の対応方針	34
(2) 直近2～3年における人件費の増加要因	34
(3) 人件費の増加要因に対する取り組み	35
(4) 賃金動向・雇用状況等について	36

<b>3 中小企業向け所得拡大促進税制の利用状況</b> .....	42
(1) 令和元年度、令和2年度の間に開始した事業年度における法人税の納税状況 .....	42
(2) 令和元年度、令和2年度の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用状況 .....	43
(3) 継続雇用者給与等支給額 .....	44
(4) 所得拡大促進税制が賃上げ実施に与えた影響 .....	45
(5) 所得拡大促進税制が賃上げ実施のきっかけになった理由 .....	46
(6) 所得拡大促進税制が賃上げ実施のきっかけとならなかった理由 .....	47
(7) 所得拡大促進税制の上乗せ要件を利用しなかった理由 .....	48
(8) 所得拡大促進税制の上乗せ要件 .....	49
(9) 教育訓練費及び比較教育訓練費 .....	50
(10) 経営力向上や教育訓練の取り組みによる成果 .....	51
(11) 所得拡大促進税制を利用しなかった理由 .....	52
(12) 現在の所得拡大促進税制の旧税制と比べた印象 .....	53
(13) 令和3年度の間に開始した事業年度における法人税の納税予定 .....	54
(14) 令和3年度の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用見込み .....	54
(15) 税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法 .....	55
<b>4 最低賃金引き上げの影響</b> .....	57
(1) 令和2年、令和3年に引き上げられた最低賃金の影響 .....	57
<b>第5章 調査結果から得られた示唆</b> .....	58
<b>1 上場企業の賃上げ等状況の分析</b> .....	58
(1) 業種・企業規模別の賃上げ状況 .....	58
(2) 業種・企業規模別の賃金引き上げ方法 .....	61
(3) 教育訓練費の増減予定率 .....	62
<b>2 中小企業の賃金動向・雇用状況等の分析</b> .....	63
(1) 業種・企業規模別、外的要因により人件費が増加した場合の対応方針 .....	63
(2) 業種・企業規模別、直近2～3年における人件費の増加要因 .....	65
(3) 業種・企業規模別、人件費の増加要因に対する取り組み .....	67
<b>3 中小企業向け所得拡大促進税制の利用状況の分析</b> .....	71
(1) 業種・企業規模別、税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法（令和3年度の間に開始した事業年度分） .....	71
<b>第6章 資料編</b> .....	73
<b>上場企業向け調査 調査票</b> .....	73
<b>中小企業向け調査 調査票</b> .....	80

# 第1章 事業概要

## 1 調査目的

コロナ禍の影響による世界経済の下振れや経営環境の悪化により、雇用への影響が深刻化する中、足下での企業の事業継続や、ポストコロナを見据えた事業転換及び人材確保等により、雇用の維持・拡大を促していくことが重要である。

また賃金動向については、令和3年春闘における賃上げ率は、企業全体では1.78%、中小企業で1.73%とコロナ禍の影響により令和2年の水準を下回っており、厳しい経営環境の下でも賃上げのモメンタムの維持が重要である。一方で、コロナ禍における最低賃金の大幅な引上げや中小企業への社会保険適用拡大等による影響についても実態を把握し、慎重な議論を進めていく必要がある。

こうした観点から、ウィズコロナにおける雇用状況やポストコロナを見据えた企業の人材戦略の在り方等に関する実態や、人材確保等促進税制や所得拡大促進税制といった雇用・人材に係る既存施策の活用状況や政策効果の実態を広く把握するため、企業の雇用者数の推移や賃上げの状況といった雇用状況等に関するアンケート調査を実施・分析し、本報告書にその結果をまとめた。

## 2 調査方法

郵送調査とWEB調査の併用

WEB調査は、調査対象企業の各社にIDとパスワードを付与し、専用のWEBアンケートフォームにログインして回答する方式とした。

## 3 調査実施期間

### 【上場企業向け調査】

令和3年11月19日～令和3年12月17日

### 【中小企業向け調査】

令和3年11月25日～令和4年1月31日

## 4 調査対象及び有効回答率

### 【上場企業向け調査】

調査対象企業は、株式会社東京商工リサーチの所有するTSR企業情報ファイルから、東証上場企業（一部、二部、マザーズ、JASDAQスタンダード、JASDAQグロース、Tokyo Pro Market）を抽出した。

調査対象数	有効回答数	有効回答率
3,740	314 (うちWEB回答245)	8.4%

## 【中小企業向け調査】

調査対象企業は、株式会社東京商工リサーチの所有する TSR 企業情報ファイルから、平成 28 年経済センサス活動調査における業種別、従業員数別及び都道府県別の分布を参考に、全体で 30,000 社を配分し、抽出した。

調査対象数	有効回答数	有効回答率
30,000	3,326 (うち WEB 回答 2,520)	11.1%

## 5 調査実施機関

株式会社東京商工リサーチ

## 6 調査主幹

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課  
中小企業庁 事業環境部 企画課

## 7 調査報告書の読み方及び注意事項

- 報告書本文中の比率はすべて百分率 (%) で表し、小数点第 2 位以下を四捨五入している。そのため単一回答であっても構成比の合計が 100.0%にならない場合がある。
- 複数回答の設問は、回答が 2 つ以上あり得るため、構成比の合計が 100%を上回る場合がある。
- 図表中の「N」(Number of cases の略) とは設問に対する回答件数の総数を示しており、回答者の構成比 (%) を算出するための基数である。

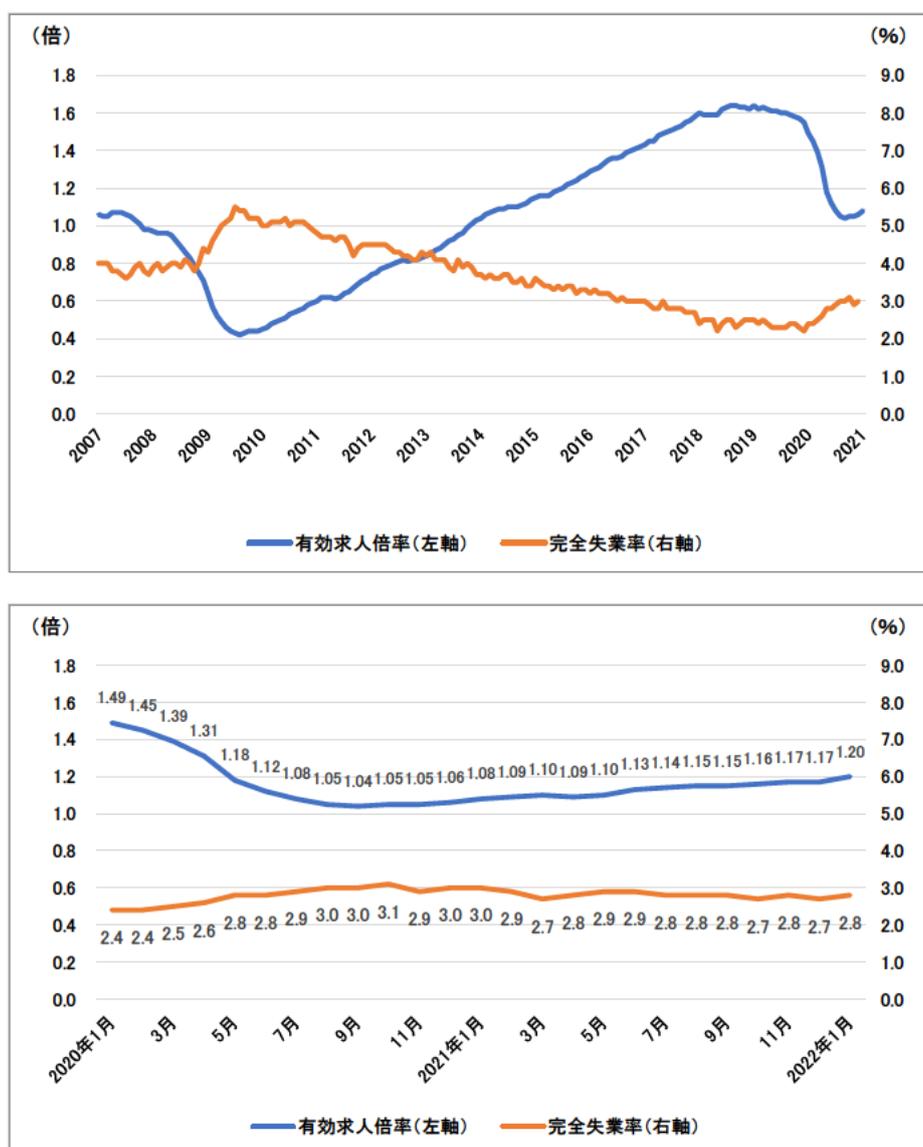
## 第2章 労働政策と企業の賃金動向の分析

### 1 労働市場の現状

2007年以降の有効求人倍率は、リーマンショック後の2009年に0.4倍程度まで落ち込んだ後、回復傾向にあった。2018年から2019年末までは1.6倍程度で推移していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年以降は1.0倍まで落ち込んだ。2021年からは回復傾向がみられ、1.1倍前後で推移している。

完全失業率は2009年に5.5%まで上昇した後、緩やかに低下を続けていたが、2020年に入り一時的に上昇に転じ3.0%を超えた。現在まで横ばいに推移しており、新型コロナウイルス感染拡大による業況悪化の影響で大幅な雇用調整が続いていることがわかる。ただし、リーマンショックの影響で労働市場が悪化した2009年と比較すると、調整幅はこれまでのところ小さくなっている。

図1 労働需給の推移



出典：総務省統計局「労働力調査」及び厚生労働省「一般職業紹介状況」より東京商工リサーチ作成

※有効求人倍率：ハローワークで扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの

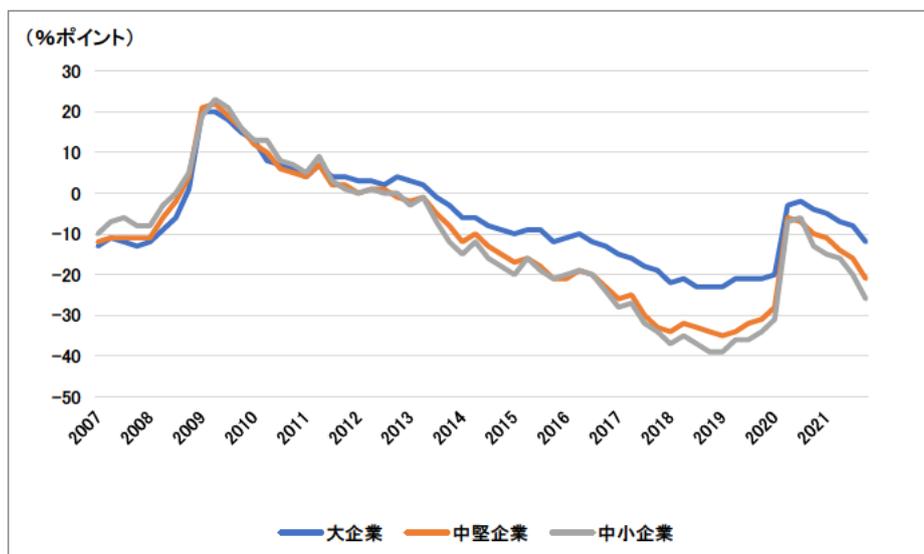
※完全失業率：労働力人口（就業者＋完全失業者）に占める完全失業者の割合

2007年以降の人員DIの推移を企業規模別にみると、2009年までは人手過剰感が強まり、2009年にピークを迎えた。その後、人手過剰感は解消し、2013年以降は大企業、中堅・中小企業ともに人手不足傾向にあった。

2020年にすべての企業規模において急激に人手過剰感が強まったものの、2021年に入り人手不足感が強まっている。特に中堅企業と中小企業はその振りが大きい。

同様に中小企業の人員DIの推移を業種別にみると、2009年から2019年まではすべての業種で人手不足感が強まる傾向がみられた。特に建設業とサービス業の人手不足感が顕著となっていたが、2020年はすべての業種で人手不足感が大きく弱まった。そして、2021年に入るとすべての業種で急激に人手不足感が強まっている。

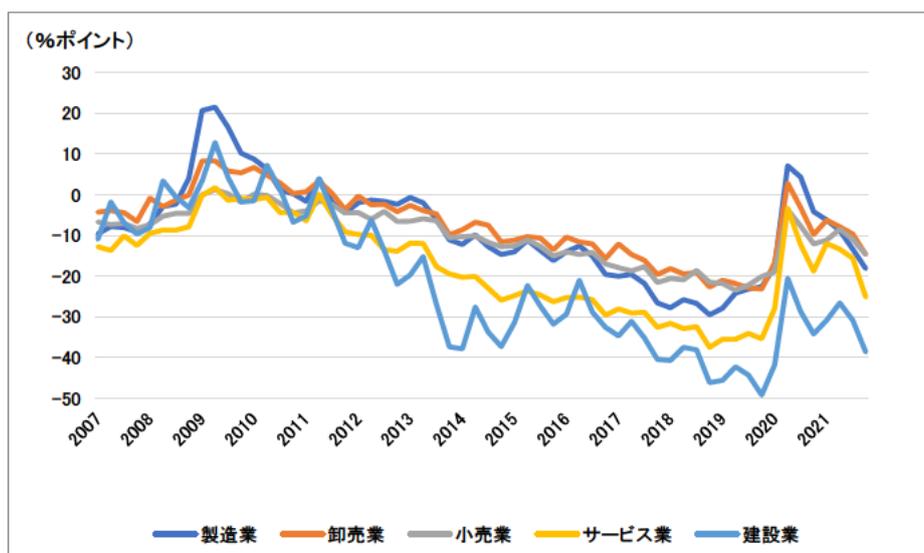
図2 企業規模別、人員DIの推移



出典：日本銀行「全国短観」([https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/co\\_q\\_6.html](https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/mtshtml/co_q_6.html)) を加工して東京商工リサーチ作成

※大企業：常用雇用者数1,000人以上、中堅企業：常用雇用者数300～999人、中小企業：常用雇用者数50～299人

図3 業種別、中小企業の人員DIの推移

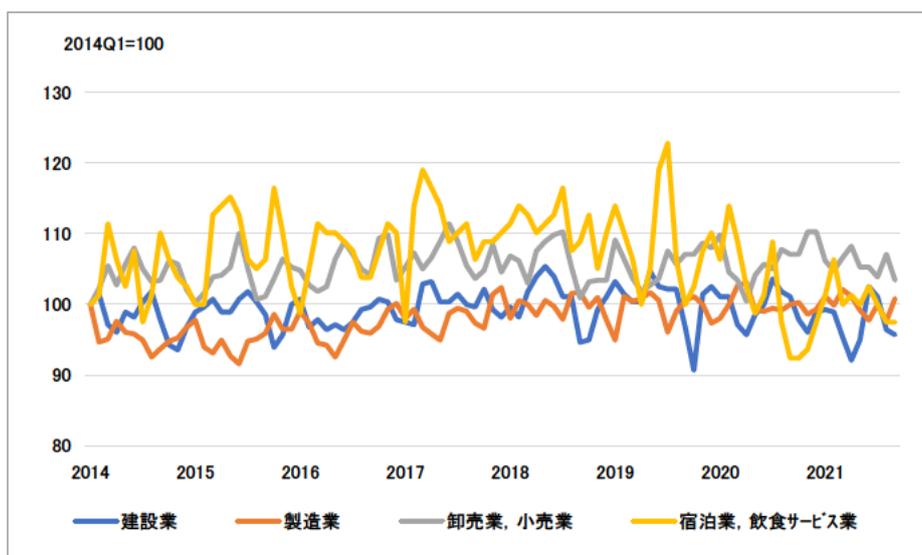


出典：信金中央金庫地域・中小企業研究所「中小企業景気動向調査」より東京商工リサーチ作成

正規の職員・従業員数の推移について 2014 年の第 1 四半期を基準にみると、どの業種も増減を繰り返しているものの、2019 年までは卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業では増加傾向にあり、建設業と製造業では横ばいであった。直近では 2021 年 10～12 月期平均で就業者数が 6656 万人と前年比で 33 万人減となっている。

同様に非正規の職員・従業員数の推移について 2014 年の第 1 四半期を基準にみると、2019 年までは建設業を除いた業種で増減を繰り返しながらも増加傾向にあったが、2020 年は全業種で落ち込んだ。しかしながら、2020 年半ばから全業種で増加傾向がみられ、卸売業・小売業は 2019 年の水準まで回復している。

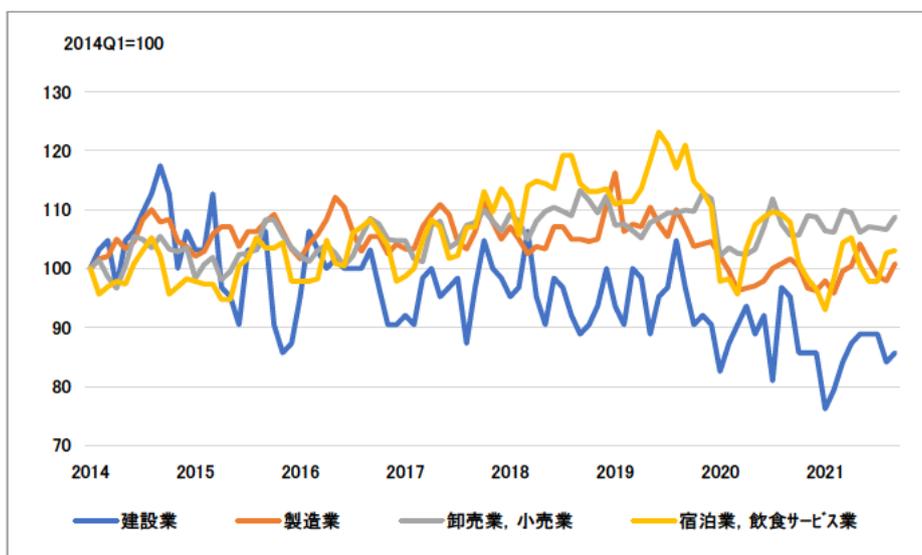
図 4 産業別、正規の職員・従業員数の推移



出典：総務省統計局「労働力調査」より東京商工リサーチ作成

※業種は日本標準産業分類に基づく

図 5 産業別、非正規の職員・従業員数の推移

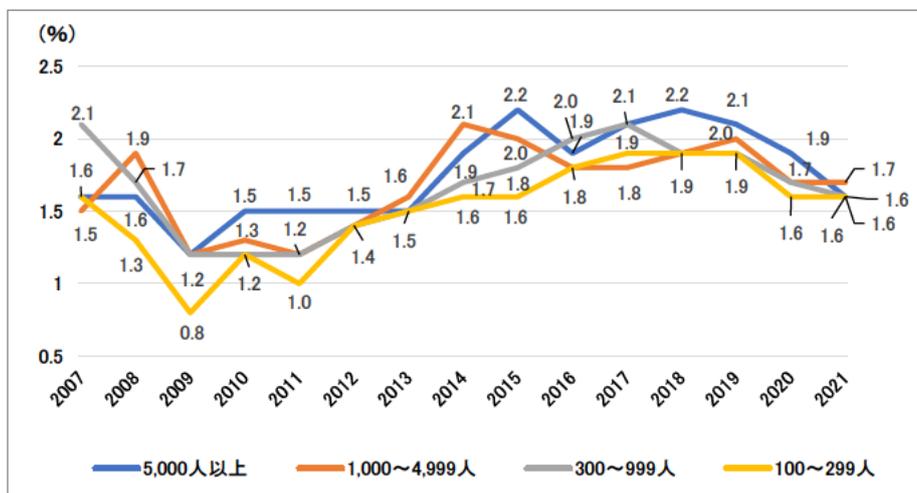


出典：総務省統計局「労働力調査」より東京商工リサーチ作成

※業種は日本標準産業分類に基づく

2007年以降の従業員数別の賃上げ率の推移をみると、2009年にすべての企業規模で大きく落ち込んだ後、2010年には回復がみられ、2011年から2014年まではすべての企業規模で上昇傾向にあった。2015年には1,000人以上の規模の企業で一度賃上げ率が落ち込んだものの、2016年以降再び緩やかな上昇傾向にあった。しかし、2020年以降はすべての企業規模で低下している。

図6 従業員数別、賃上げ率の推移



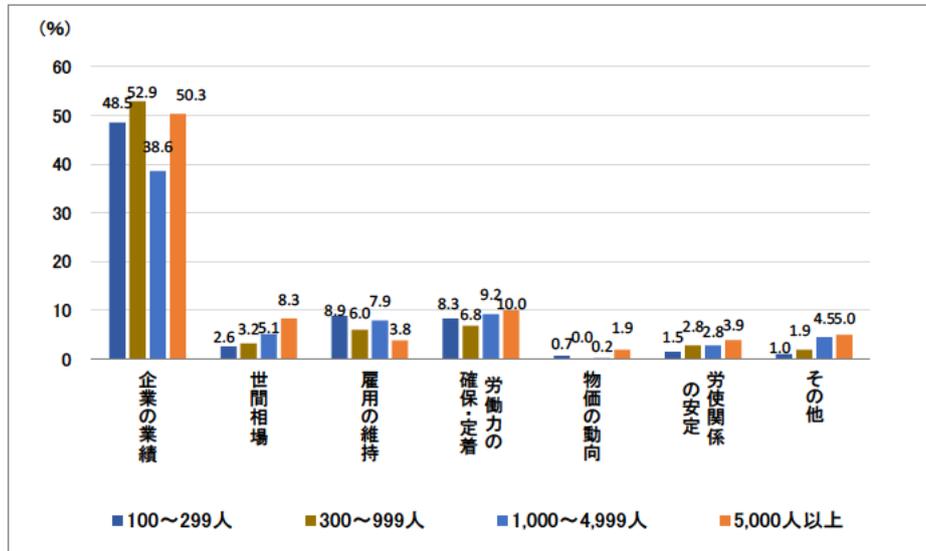
出典：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」より東京商工リサーチ作成

令和3年における賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素を企業規模別にみると、すべての企業規模で「企業の業績」が最も高く4割半ばから6割弱となっており、突出している。次いで、100～299人及び300～999人では「雇用の維持」、その他の企業規模では「労働力の確保・定着」が高くなっている。

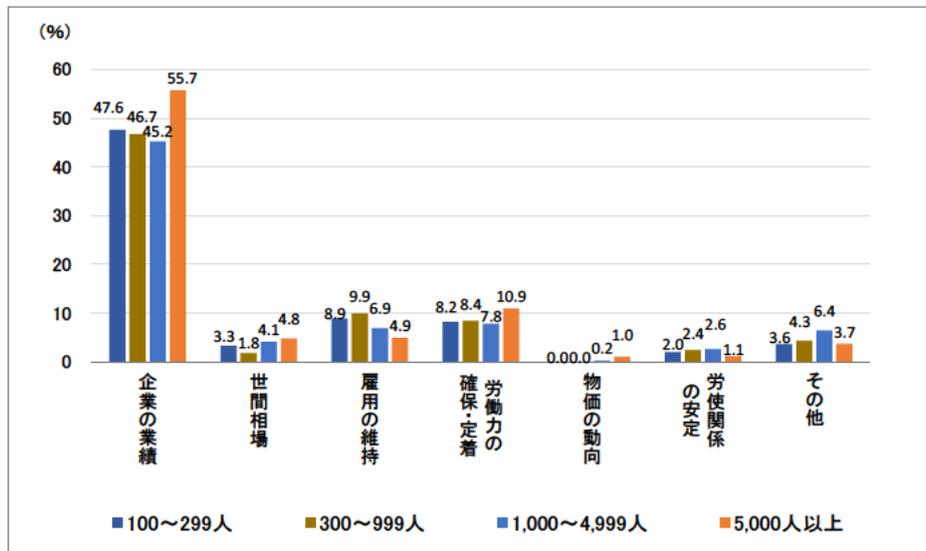
令和2年と比較すると、すべての企業規模で「企業の業績」が最も高いことには変わりはないが、1,000人以上ではその割合が6ポイント前後増加している。

図7 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

(令和2年)



(令和3年)

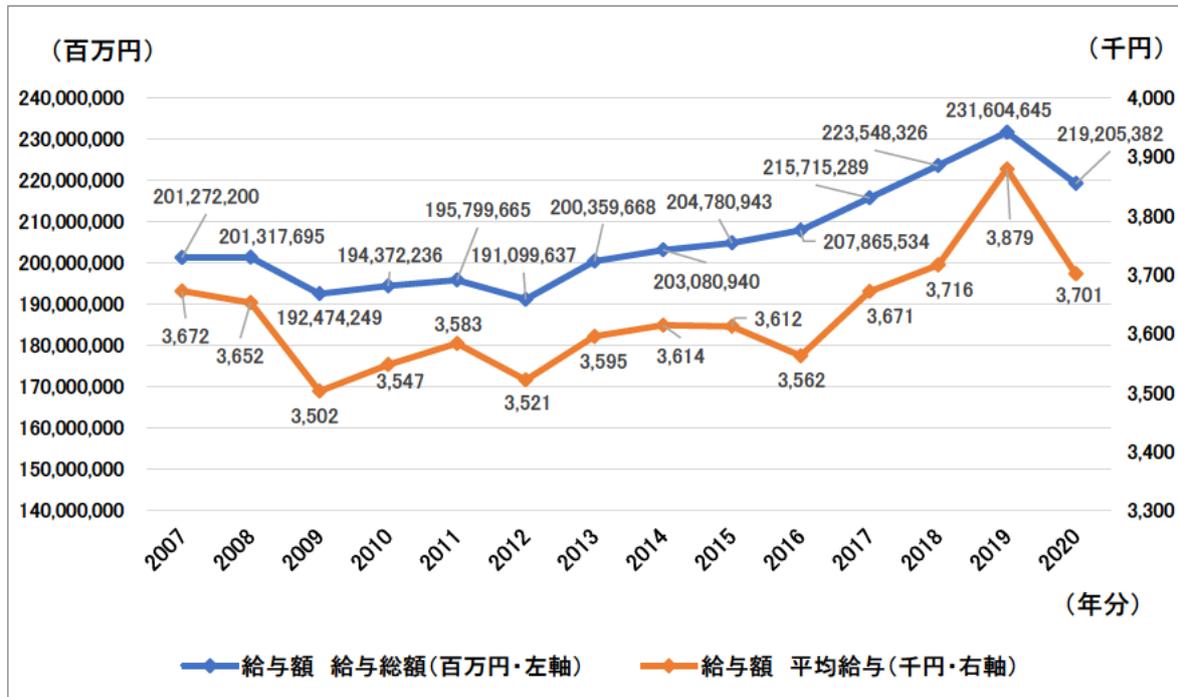


出典：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」より東京商工リサーチ作成

## 2 企業の賃金動向

2007年以降の給与総額・平均給与の推移をみると、2009年に大きく落ち込んだ後は、2012年及び2016年に平均給与の一時的な減少がみられたものの、いずれも増加傾向にあった。しかし、2020年に再び大きく落ち込んでいる。2020年の給与総額は219兆2,053億円で前年(231兆6,046億円)と比べ12兆3,993億円の減少、平均給与は約370万円で前年(約388万円)と比べ約18万円の減少であった。

図8 給与総額・平均給与



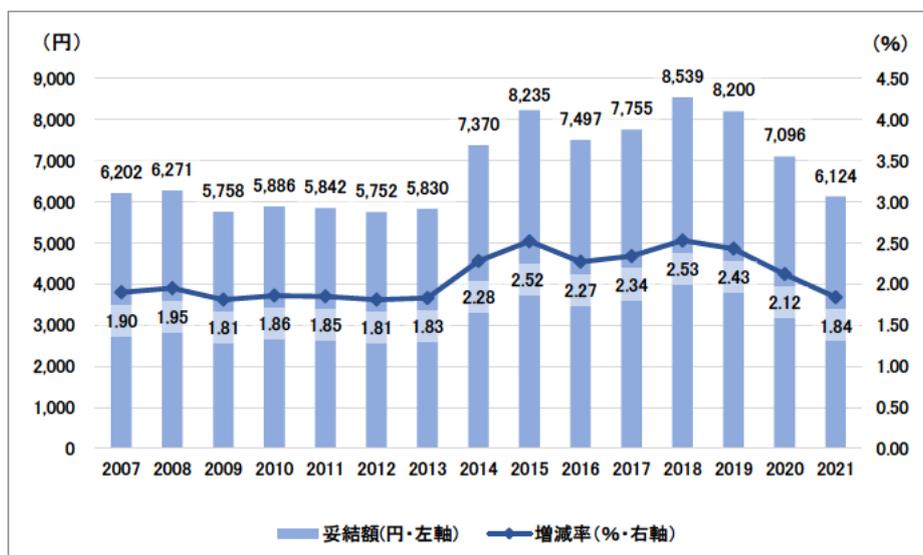
出典：国税庁「民間給与実態統計調査」より東京商工リサーチ作成

※給与総額：民間の事業所が年間に支払った給与の総額

※平均給与：給与支給総額を給与所得者数の年間平均で除したもの

2007年以降の春季労使交渉における妥結額及び増減率について、2014年以降は比較的高い水準で推移しており、大手企業は2018年、中小企業は2019年に最も高い水準となった。しかし、大手企業では2019年以降、中小企業では2020年以降に妥結額が減少している。特に大手企業では2020年の落ち込みが大きく、妥結額は1,104円の減少、増減率にすると0.31ポイントの低下となっている。そして2021年にはさらに落ち込み、妥結額は972円の減少、増加率にすると0.28ポイント低下している。

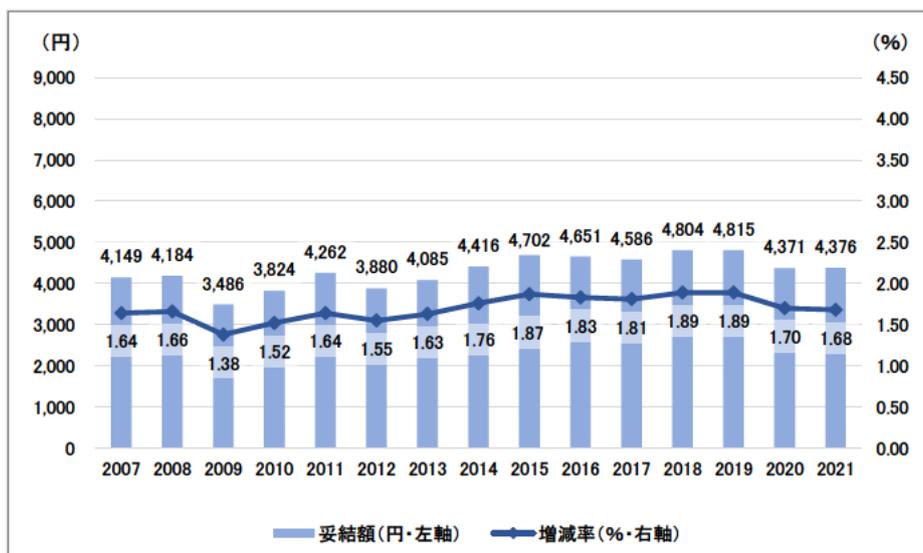
図9 春季労使交渉・大手企業妥結結果



出典：日本経済団体連合会「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果（加重平均）」より東京商工リサーチ作成

※妥結額：定期昇給を含む賃上げ額

図10 春季労使交渉・中小企業妥結結果



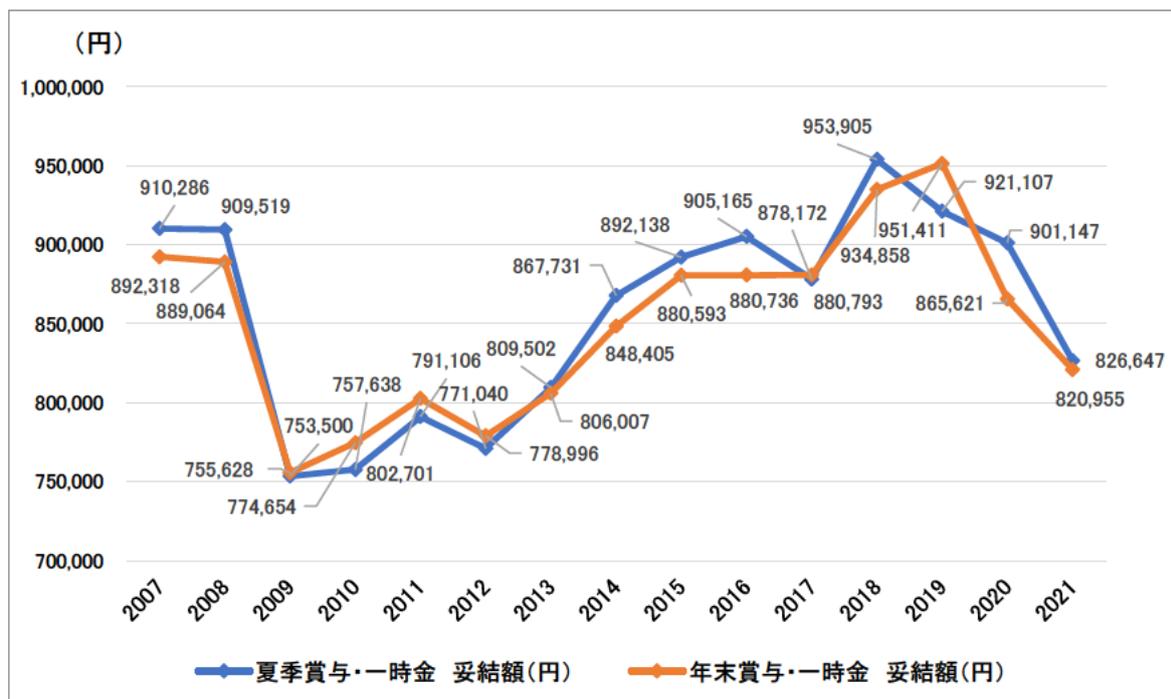
出典：日本経済団体連合会「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果（加重平均）」より東京商工リサーチ作成

※妥結額：定期昇給を含む賃上げ額

2007年以降の大手企業の夏季賞与・年末賞与の推移をみると、2009年に大きく落ち込んだ後、2012年以降は概ね増加傾向にあり、夏季賞与は2018年、年末賞与は2019年に最も高い水準であった。しかし、夏季賞与は2019年から減少傾向がみられ、年末賞与は2020年に急激に減少した。ただし、2009年時の落ち込みと比べると、2020年の前年からの減少幅は少なかった。

2020年以降も夏季賞与と年末賞与はともに減少が続き、2021年には夏季賞与が約74,000円、年末賞与は約45,000円の減少となった。

図 11 夏季賞与・一時金/年末賞与・一時金大手企業妥結結果

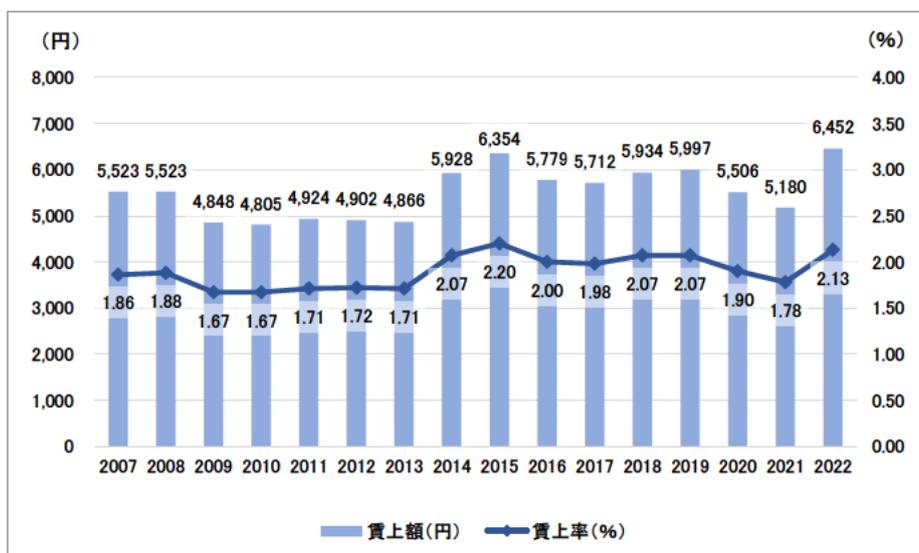


出典：日本経済団体連合会「夏季賞与・一時金大手企業業種別妥結結果」「年末賞与・一時金大手企業業種別妥結結果」より  
東京商工リサーチ作成

2007年以降の春闘における賃上額・賃上率をみると、2015年に最も高い水準となり、その後は2019年にかけて緩やかに回復していた。2022年は2021年と比べると賃上額・賃上率ともに大きく上昇し、賃上額は2007年以降で最も高い水準となっている。

過去10年間の中小賃上額・中小賃上率をみると、2015年まで上昇傾向にあり、2016年と2017年は2015年の水準に満たなかったものの、2018年には最も高い水準となった。2019年以降は賃上額・賃上率ともに上昇幅が縮小していたが、2022年は賃上額・賃上率ともに大きく上昇した。賃上額は2011年以降で最も高い水準となっている。

図 12 春季生活闘争回答集計（平均賃金方式）賃上額・賃上率

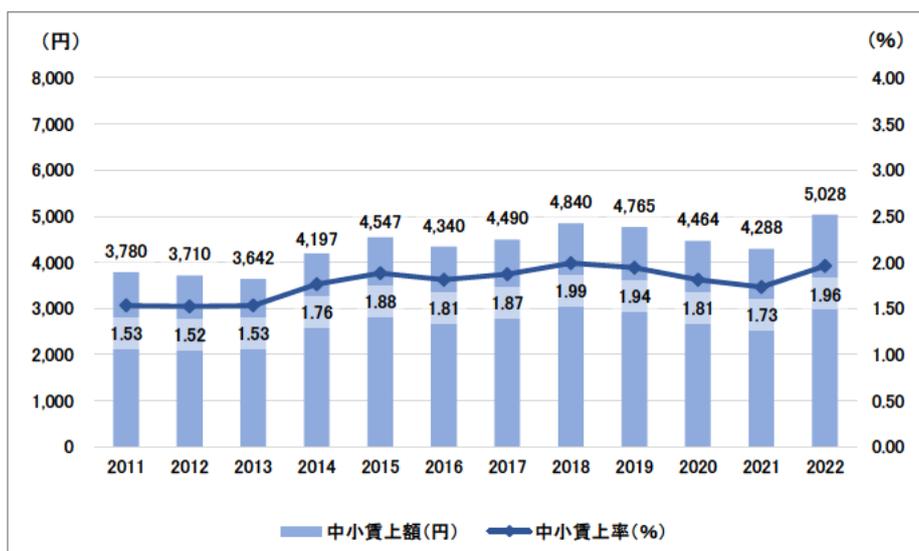


出典：日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計」より東京商工リサーチ作成

※賃上額：平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上額

※賃上率：平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上率

図 13 春季生活闘争回答集計（平均賃金方式）中小賃上額・中小賃上率



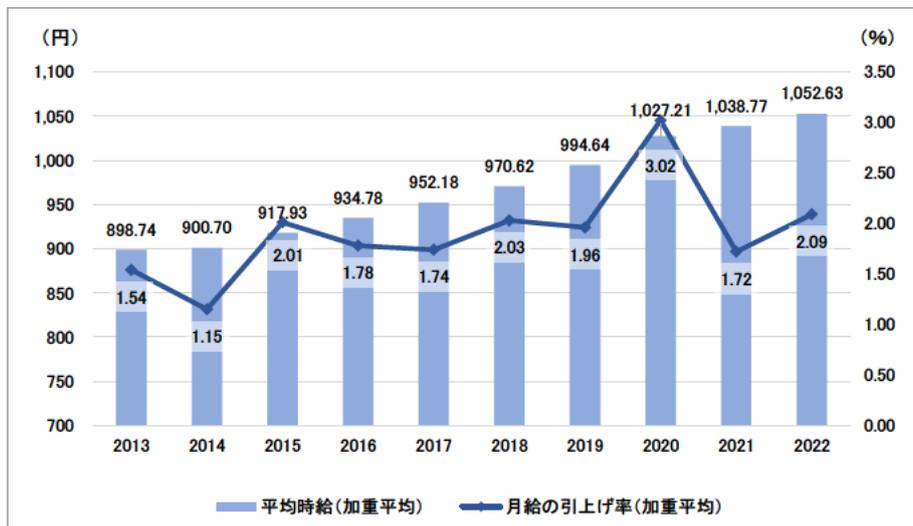
出典：日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計」より東京商工リサーチ作成

※中小賃上額：賃上げ分が明確に分かる中小組合（組合員数300人未満）の賃上額

※中小賃上率：賃上げ分が明確に分かる中小組合（組合員数300人未満）の賃上率

2013年以降の春闘における非正規・パートの平均時給及び月給の引上げ率をみると、2015年からは比較的高い水準で推移しており、2020年には大きく上昇した。しかし、2021年には平均時給はわずかに増加したものの、月給の引上げ率は1.72ポイントと2020年より1.3ポイント低下した。2022年は平均時給、月給の引上げ率ともに上昇している。

図 14 春季生活闘争回答集計（非正規・パート）

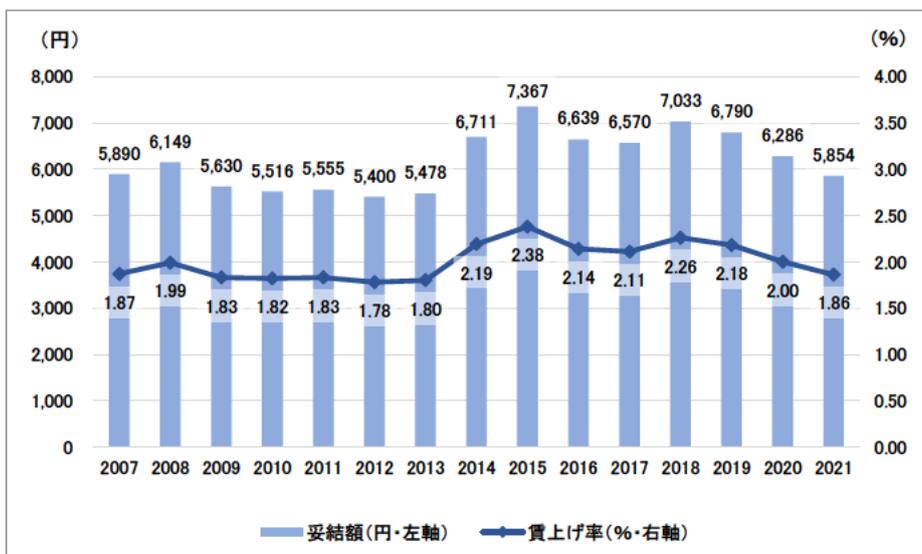


出典：日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計」より東京商工リサーチ作成

※2022年は第1回集計結果

2007年以降の民間主要企業の春季賃上げ要求に対する妥結結果の推移について、妥結額、賃上げ率ともに2015年が最も高い水準となった。直近では2019年から低下傾向となっている。2021年の妥結額は5,854円で、前年(6,286円)に比べ432円の減少となった。賃上げ率は1.86%で、前年(2.00%)に比べ0.14ポイントの低下となった。

図 15 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況



出典：厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ集計」より東京商工リサーチ作成

※妥結額：原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる

※賃上げ率：現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率

## 第3章 上場企業調査

### 1 回答企業属性

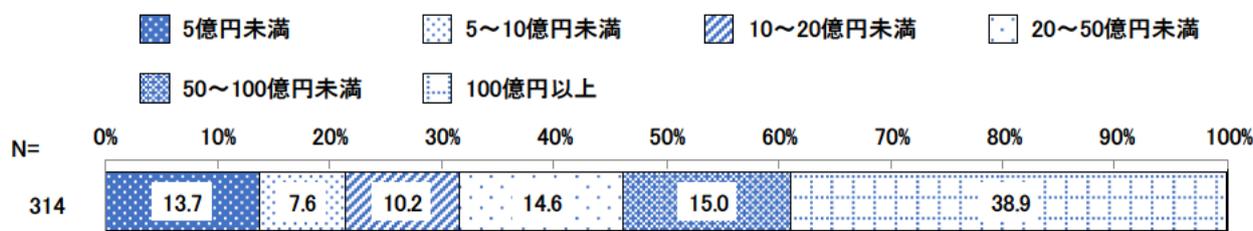
#### (1) 資本金

問1 (1) 貴社の資本金を記入してください。

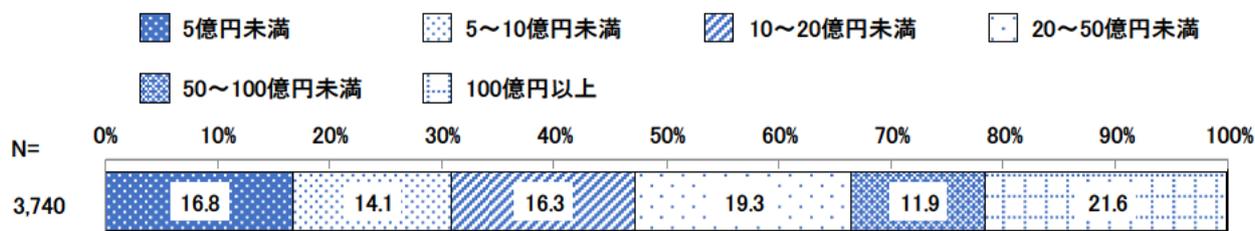
回答企業の資本金は次のとおり。「100億円以上」が38.9%を占め、4割近くとなっている。

調査対象企業全体の資本金をみると、「100億円以上」が21.6%と2割超となり、次いで「20～50億円未満」が19.3%、「5億円未満」が16.8%となっている。

#### 【回答企業の資本金】



#### 【参考：調査対象企業全体の資本金】

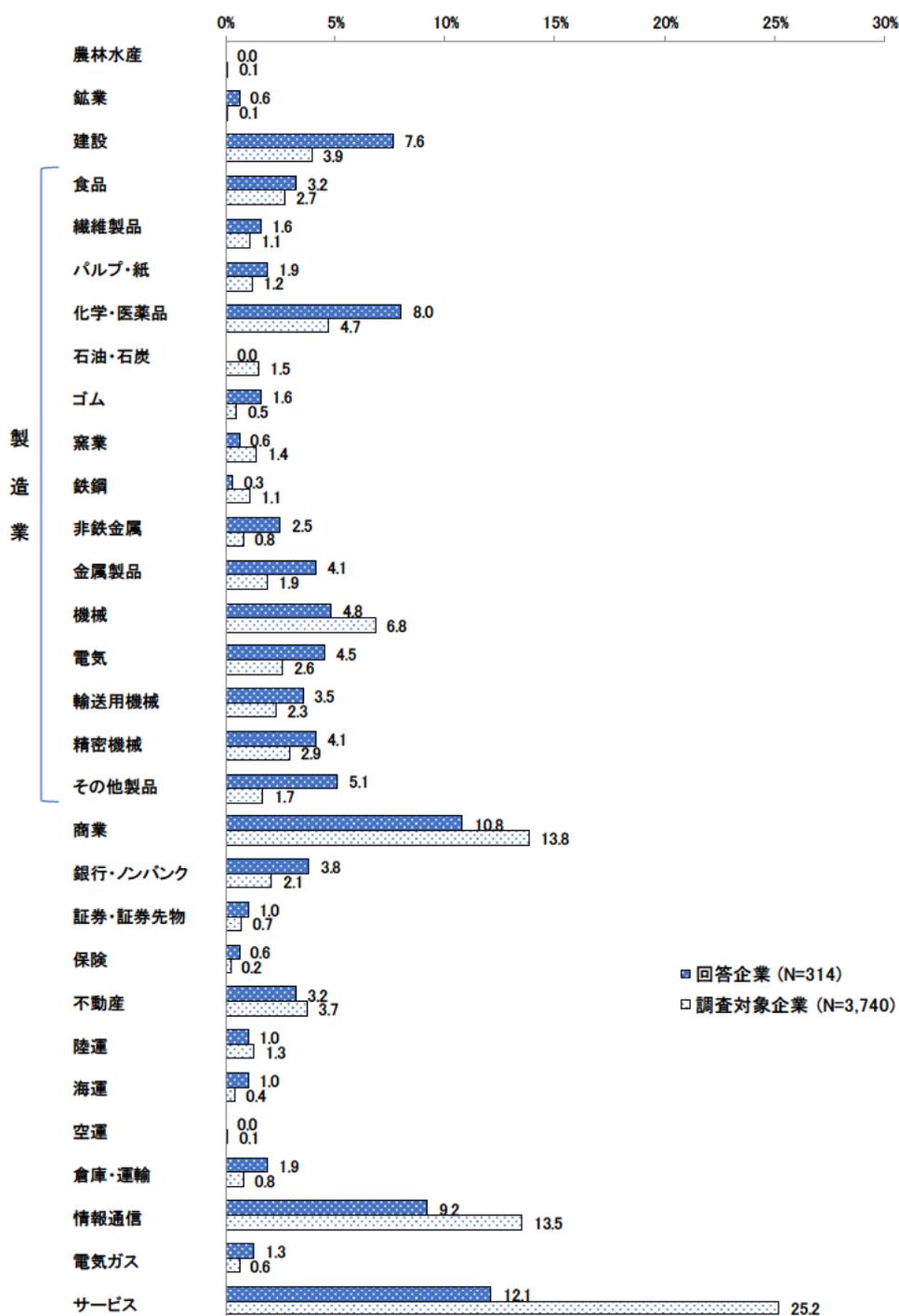


## (2) 業種

問1 (2) 貴社の業種を選択してください。【○は1つ】

回答企業の業種は「サービス」が12.1%と最も高く、次いで「商業」が10.8%、「情報通信」が9.2%となっている。

調査対象企業全体の業種をみると、「サービス」が25.2%と最も高く、次いで「商業」が13.8%、「情報通信」が13.5%と続いている。



※製造業については、「食品」から「その他製品」のうち該当する事業分野を選択する方式とした。上場企業調査における「非製造業」とは、製造業を除いたすべての業種を指している。

## 2 「賃上げ・生産性向上のための税制」「人材確保等促進税制」の

### 利用実績・見込みについて

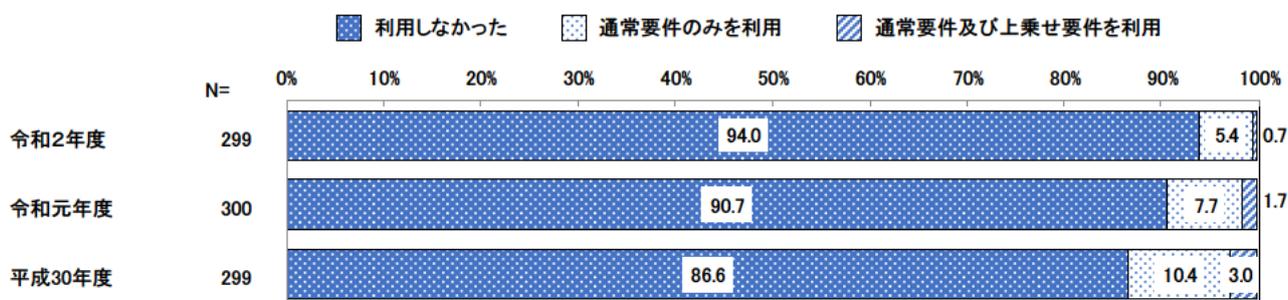
#### (1) 令和2年度～平成30年度における「賃上げ・生産性向上のための税制」の利用実績

問2 令和2年度～平成30年度における「賃上げ・生産性向上のための税制」の利用実績をそれぞれお答えください。【○はそれぞれ1つ】

令和2年度における「賃上げ・生産性向上のための税制」の利用実績について、「利用しなかった」が94.0%と9割を超えている。「通常要件のみを利用」及び「通常要件及び上乗せ要件を利用」はそれぞれ5.4%、0.7%となっており、『利用した(計)』は6.1%となっている。『利用した(計)』の割合は減少傾向にある。

令和元年度は「利用しなかった」が90.7%と最も高く、次いで「通常要件のみを利用」が7.7%、「通常要件及び上乗せ要件を利用」が1.7%となっている。

平成30年度は「利用しなかった」が86.6%と最も高く、次いで「通常要件のみを利用」が10.4%、「通常要件及び上乗せ要件を利用」が3.0%となっている。



#### (2) 税額控除額

問3 問2でいずれかの年度で「2. 通常要件のみを利用」又は「3. 通常要件及び上乗せ要件を利用」と回答された方に伺います。  
税額控除額をお答えください。

平成30年度から令和2年度における税額控除総額については次のとおり。

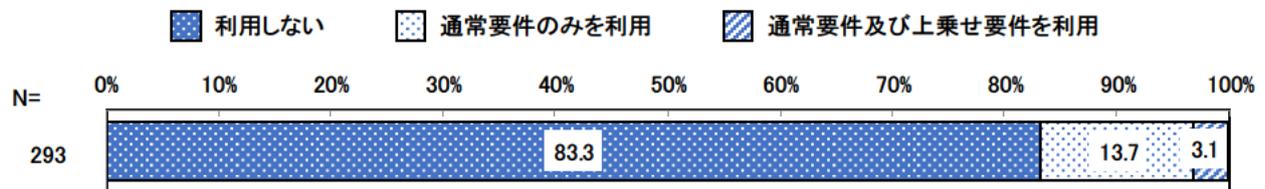
(単位:百万円)

項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
税額控除総額	R2	17	14,874.8	29.7	59,156.6
	R1	26	134.3	34.1	234.7
	H30	38	241.5	78.1	454.6

### (3) 令和3年度における「人材確保等促進税制」の利用予定

問4 令和3年度における「人材確保等促進税制」の利用予定をお答えください。【〇は1つ】

令和3年度における「人材確保等促進税制」の利用予定については、「利用しない」が83.3%と最も高く、次いで「通常要件のみを利用」が13.7%、「通常要件及び上乗せ要件を利用」が3.1%となっている。



### 3 人員計画について

#### (1) 令和3年度～令和元年度における労働者数

問5 令和3年度～令和元年度における全労働者数、常用労働者数、継続雇用者数をそれぞれお答えください。

※令和3年度については把握している最新の値、令和2年度及び元年度については各事業年度末の値をご記入ください。(以下、同様)

※継続雇用者は、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者を除いた人数をご記入ください。

令和3年度から令和元年度における全労働者数、常用労働者数、継続雇用者数については次のとおり。

全労働者数及び常用労働者数については、平均値は概ね減少、中央値は増加している。継続雇用者数については、平均値、中央値ともに減少している。

(単位:人)

項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
全労働者数	R3	294	2,705.9	1,018.0	5,208.1
	R2	299	2,779.6	1,004.0	5,317.3
	R1	298	2,848.1	971.5	5,436.8
常用労働者数	R3	286	2,115.2	754.5	4,184.0
	R2	292	2,392.2	742.5	5,588.1
	R1	291	2,385.1	715.0	5,653.4
継続雇用者数	R3	171	2,357.0	981.0	3,864.4
	R2	180	2,579.6	985.5	5,147.8
	R1	172	2,669.5	1,090.5	5,290.1

※「継続雇用者」とは、前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けており、前事業年度及び適用年度のすべての期間において雇用保険の一般被保険者であった者（高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は除く）を指す。

(2) 令和3年度～令和元年度における新卒採用者数、中途・経験者採用者数、離退職者数

問6 令和3年度～令和元年度における新卒採用者数、中途・経験者採用者数、離退職者数をそれぞれお答えください。

令和3年度から令和元年度における新卒採用者数、中途・経験者採用者数、離退職者数については、次のとおり。

新卒採用者数、中途・経験者採用者数、離退職者数いずれも、平均値、中央値ともに概ね減少している。

(単位:人)

項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
新卒採用者数	R3	297	54.7	22.0	96.0
	R2	298	68.9	28.0	147.5
	R1	297	81.7	26.0	318.9
中途・経験者採用者数	R3	289	33.1	10.0	97.0
	R2	297	41.4	13.0	124.7
	R1	295	52.2	18.0	156.3
離退職者数	R3	284	64.6	25.0	123.9
	R2	291	112.3	37.0	284.0
	R1	289	113.7	40.0	229.0

## 4 給与等について

※問7から問10は令和3年度については把握している最新の実績値を基にした今年度(通期)の見通しを、令和2年度及び元年度については各事業年度末の値を集計している。

### (1) 令和3年度～令和元年度における給与等支給総額

問7 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する**給与等支給総額**をお答えください。

※給与等支給総額とは、俸給・給料・賃金・歳費・賞与・一時金及び諸手当等の、給与所得となるものの総額を指します。退職金等の給与所得とならないものは除きます。

令和3年度から令和元年度における雇用形態別の給与等支給総額については次のとおり。  
全労働者、常用労働者、継続雇用者いずれも、平均値、中央値ともに概ね減少している。

(単位:百万円)

項目名	雇用形態	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
給与等支給総額	全労働者	R3	248	15,120.8	4,308.3	41,708.6
		R2	262	16,942.4	4,736.9	42,882.3
		R1	259	17,390.5	4,705.8	44,996.8
	常用労働者	R3	228	11,865.2	3,541.9	29,083.6
		R2	241	13,717.6	3,764.9	33,608.9
		R1	237	14,031.8	3,617.2	35,228.6
	継続雇用者	R3	141	13,169.2	3,955.5	34,835.7
		R2	152	14,626.2	4,679.3	36,457.9
		R1	144	15,232.8	4,897.4	37,664.2

(2) 令和3年度～令和元年度における残業手当（時間外手当）の支給総額

問8 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する残業手当（時間外手当）の支給総額をお答えください。

※残業手当（時間外手当）とは、所定労働時間を超えて働いた場合に支払われる割増賃金を指します。

令和3年度から令和元年度における雇用形態別の残業手当（時間外手当）の支給総額は、次のとおり。  
全労働者、常用労働者、継続雇用者いずれも、令和3年度の平均値、中央値は前年度より増加している。

(単位:千円)

項目名	雇用形態	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
残業手当	全労働者	R3	230	789.9	234.6	1,575.8
		R2	241	785.1	228.2	1,451.0
		R1	237	937.3	285.6	1,746.4
	常用労働者	R3	217	698.3	230.9	1,333.8
		R2	224	686.4	203.3	1,238.0
		R1	220	792.7	244.4	1,391.6
	継続雇用者	R3	135	695.3	208.2	1,276.9
		R2	144	671.5	189.2	1,169.3
		R1	136	802.0	221.9	1,422.3

### (3) 令和3年度～令和元年度における夏季賞与・一時金の支給総額

問9 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する夏季賞与・一時金の支給総額をそれぞれお答えください。

令和3年度から令和元年度における雇用形態別の夏季賞与・一時金の支給総額は、次のとおり。  
全労働者、継続雇用者では、令和3年度の平均値、中央値はともに前年度より増加している。常用労働者では、令和元年度から令和3年度にかけて平均値は減少、中央値は増加している。

(単位:千円)

項目名	雇用形態	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
夏季賞与・一時金額	全労働者	R3	239	1,895.2	550.9	4,677.5
		R2	246	1,892.3	531.6	4,631.3
		R1	244	1,921.8	521.1	4,657.5
	常用労働者	R3	226	1,596.4	515.0	3,031.0
		R2	230	1,784.7	502.2	4,557.7
		R1	228	1,819.5	489.6	4,641.3
	継続雇用者	R3	141	1,378.6	541.0	2,147.8
		R2	147	1,319.7	449.9	2,128.5
		R1	139	1,370.1	489.2	2,177.8

### (4) 令和3年度～令和元年度における冬季賞与・一時金の支給総額

問10 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する冬季賞与・一時金の支給総額をそれぞれお答えください。

令和3年度から令和元年度における雇用形態別の冬季賞与・一時金の支給総額は、次のとおり。  
全労働者、常用労働者、継続雇用者いずれも、平均値は令和元年度から令和3年度にかけて減少している。中央値は令和元年度から令和2年度にかけては減少し、令和2年度から令和3年度にかけては増加している。

(単位:千円)

項目名	雇用形態	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
冬季賞与・一時金額	全労働者	R3	234	1,536.3	559.7	2,975.4
		R2	246	1,623.6	486.9	3,190.3
		R1	243	1,678.7	519.1	3,308.7
	常用労働者	R3	220	1,438.6	523.9	2,592.4
		R2	231	1,728.9	453.4	4,474.0
		R1	228	1,776.9	503.4	4,546.0
	継続雇用者	R3	137	1,272.5	516.9	1,933.5
		R2	147	1,277.6	454.2	2,113.5
		R1	139	1,344.8	481.1	2,186.7

### (5) 令和3年度における1人当たりの平均年収(賞与・一時金含む)の増減見込み

問11 令和3年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)について、令和2年度と比較した場合の増減見込みをお答えください。

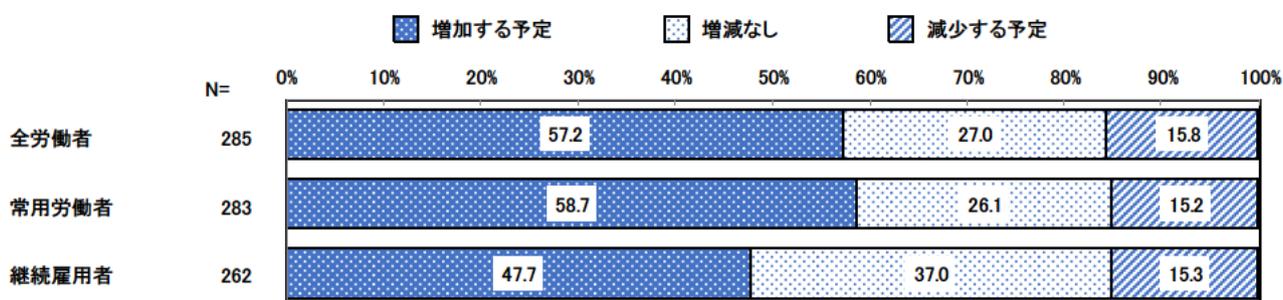
【①~③について○はそれぞれ1つ】

令和3年度における1人当たりの平均年収(賞与・一時金含む)の増減見込みについては、総じて「増加する予定」が最も高かった。

全労働者では「増加する予定」が57.2%と最も高く、次いで「増減なし」が27.0%、「減少する予定」が15.8%となっている。

常用労働者では「増加する予定」が58.7%と最も高く、次いで「増減なし」が26.1%、「減少する予定」が15.2%となっている。

継続雇用者では「増加する予定」が47.7%と最も高く、次いで「増減なし」が37.0%、「減少する予定」が15.3%となっている。



(6) 令和3年度における1人当たりの平均年収(賞与・一時金含む)の引上げ状況

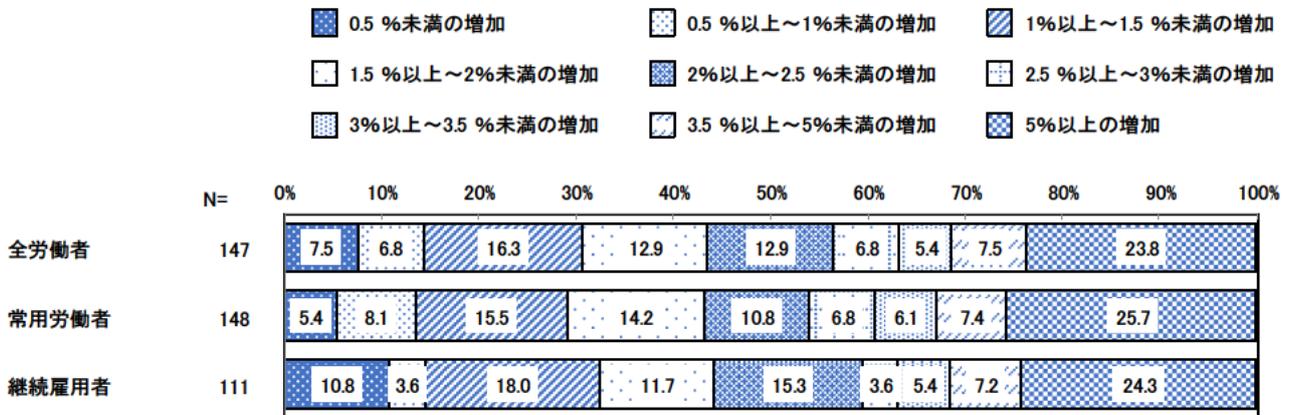
問12 問11のいずれかで「1 増加する予定」と回答された方に伺います。  
 令和3年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)について、令和2年度と比較した場合の増加予定率をお答えください。  
 【①～③について○はそれぞれ1つ】

令和3年度における1人当たりの平均年収(賞与・一時金含む)の引上げ状況については、総じて「5%以上の増加」が最も高かった。

全労働者では「5%以上の増加」が23.8%と最も高く、次いで「1%以上～1.5%未満の増加」が16.3%、「1.5%以上～2%未満の増加」及び「2%以上～2.5%未満の増加」が12.9%となっている。

常用労働者は「5%以上の増加」が25.7%と最も高く、次いで「1%以上～1.5%未満の増加」が15.5%、「1.5%以上～2%未満の増加」が14.2%となっている。

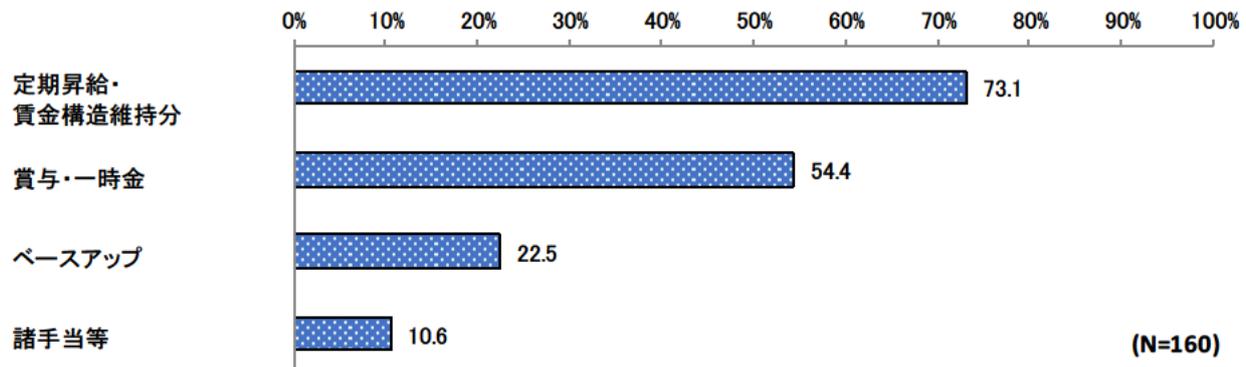
継続雇用者は「5%以上の増加」が24.3%と最も高く、次いで「1%以上～1.5%未満の増加」が18.0%、「2%以上～2.5%未満の増加」が15.3%となっている。



(7) 常用労働者の平均年収の引上げ方法

問13 問11で②常用労働者の平均年収を「1 増加する予定」と回答された方に伺います。  
 常用労働者の平均年収の引上げ方法について、お答えください。【複数回答可】

常用労働者の平均年収の引上げ方法については「定期昇給・賃金構造維持分」が73.1%と最も高く、次いで「賞与・一時金」が54.4%、「ベースアップ」が22.5%となっている。



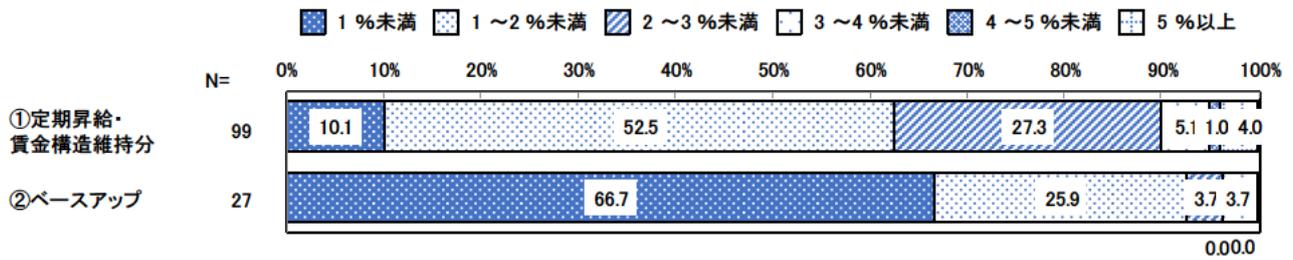
(8) 常用労働者1人当たりの引上げ率及び引上げ額

問14 問13で「1. 定期昇給・賃金構造維持分」または「2. ベースアップ」と回答された方に伺います。  
常用労働者1人当たりの引上げ率及び引上げ額をお答えください。

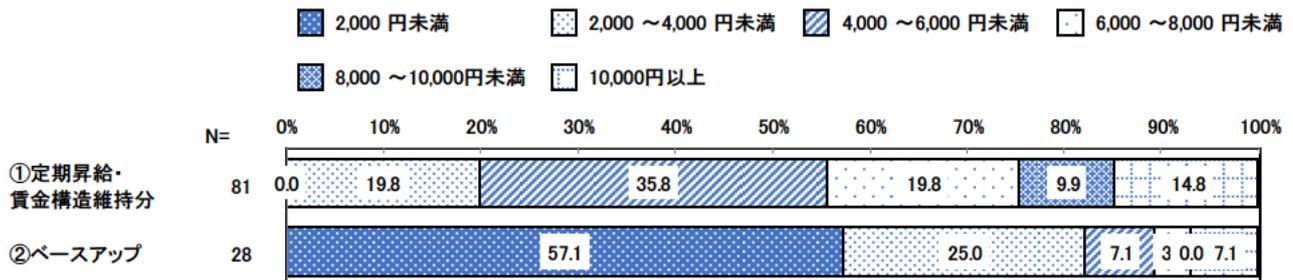
定期昇給・賃金構造維持分では引上げ率「1～2%未満」が52.5%（52件）と最も高く、金額は「4,000～6,000円未満」が35.8%（29件）と最も高い。

ベースアップでは引上げ率「1%未満」が66.7%（18件）と最も高く、金額は「2,000円未満」が57.1%（16件）と最も高い。

【引上げ率】



【引上げ額】



(9) 令和3年度における1人当たりの平均月収(賞与・一時金を除く月例賃金ベース)の増減見込み

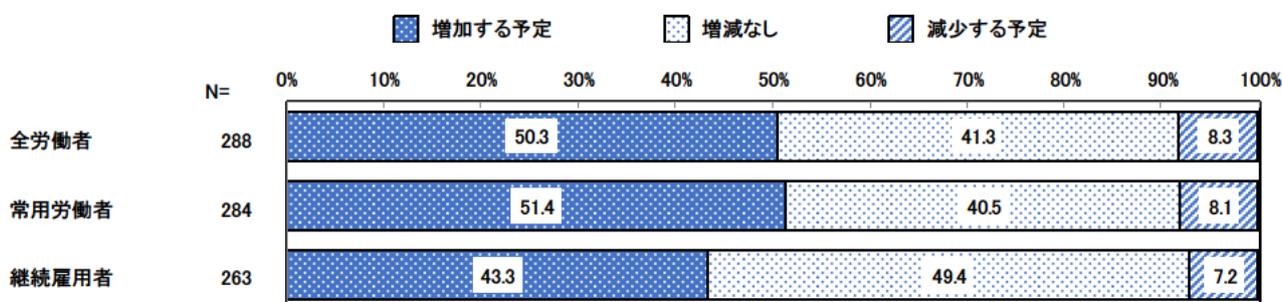
問15 令和3年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均月収(賞与・一時金を除く月例賃金ベース)について、令和2年度と比較した場合の増減見込みをお答えください。  
【①~③について○はそれぞれ1つ】

令和3年度における1人当たりの平均月収(賞与・一時金を除く月例賃金ベース)の増減見込みについては、全労働者と常用労働者で「増加する予定」、継続雇用者で「増減なし」が最も高かった。

全労働者は「増加する予定」が50.3%と最も高く、次いで「増減なし」が41.3%、「減少する予定」が8.3%となっている。

常用労働者は「増加する予定」が51.4%と最も高く、次いで「増減なし」が40.5%、「減少する予定」が8.1%となっている。

継続雇用者は「増減なし」が49.4%と最も高く、次いで「増加する予定」が43.3%、「減少する予定」が7.2%となっている。



(10) 令和3年度における1人当たりの平均月収（賞与・一時金を除く月例賃金ベース）の  
 引上げ状況

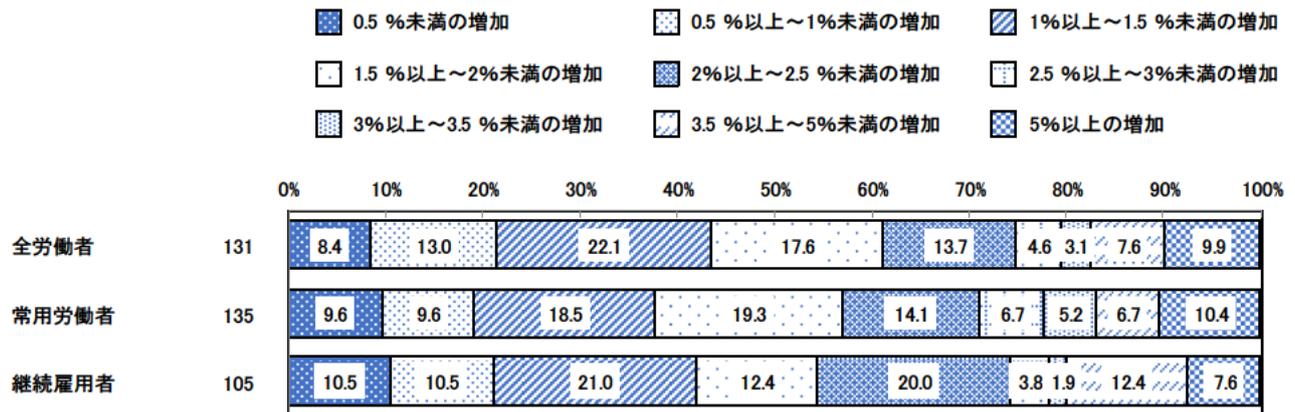
問16 問15のいずれかで「1 増加する予定」と回答された方に伺います。  
 令和3年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの1人当たりの平均月収（賞与・一時金を除く月例賃金ベース）について、令和2年度と比較した場合の増加予定率をそれぞれお答えください。  
 【①～③について○はそれぞれ1つ】

令和3年度における1人当たりの平均月収（賞与・一時金を除く月例賃金ベース）の引上げ状況については、全労働者と継続雇用者で「1%以上～1.5%未満の増加」、常用労働者で「1.5%以上～2%未満の増加」が最も高かった。

全労働者は「1%以上～1.5%未満の増加」が22.1%と最も高く、次いで「1.5%以上～2%未満の増加」が17.6%、「2%以上～2.5%未満の増加」が13.7%となっている。

常用労働者は「1.5%以上～2%未満の増加」が19.3%と最も高く、次いで「1%以上～1.5%未満の増加」が18.5%、「2%以上～2.5%未満の増加」が14.1%となっている。

継続雇用者は「1%以上～1.5%未満の増加」が21.0%と最も高く、次いで「2%以上～2.5%未満の増加」が20.0%、「1.5%以上～2%未満の増加」及び「3.5%以上～5%未満の増加」が12.4%となっている。



## 5 教育訓練について

### (1) 令和3年度～令和元年度における教育訓練費

問 17 令和3年度～令和元年度における、教育訓練費総額をお答えください。

※令和3年度については把握している最新の実績値を基にした今年度（通期）の見通しを、令和2年度及び元年度については各事業年度末の値をご記入ください。

令和3年度から令和元年度ににおける教育訓練費総額については次のとおり。  
令和3年度は平均値、中央値ともに令和2年度よりも増加している。

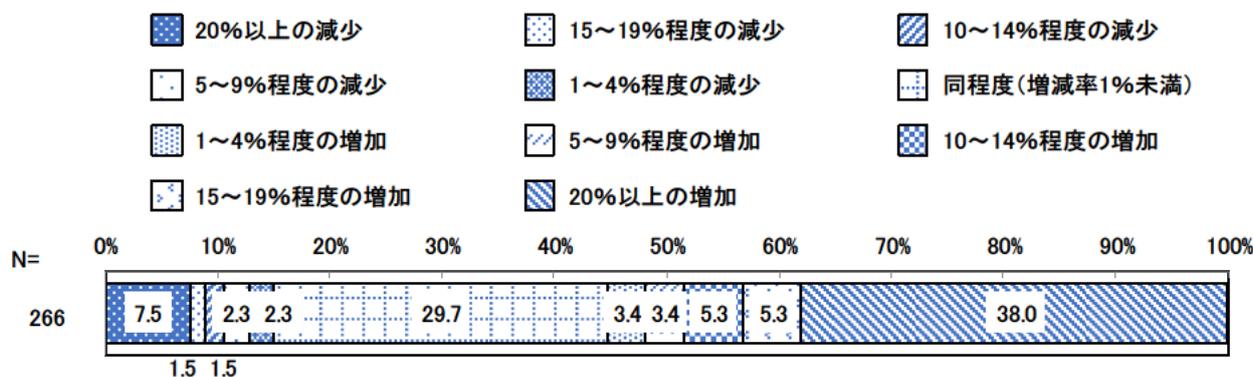
(単位:百万円)

項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
教育訓練費総額	R3	250	137.6	20.0	466.6
	R2	257	105.4	15.4	374.8
	R1	258	139.8	25.8	460.1

### (2) 令和3年度における教育訓練費について

問 18 令和3年度における教育訓練費総額について、令和2年度と比較した場合の増減予定率をお答えください。【〇は1つ】

令和3年度における教育訓練費については、「20%以上の増加」が38.0%と最も高く、次いで「同程度（増減率1%未満）」が29.7%、「20%以上の減少」が7.5%となっている。



## 第4章 中小企業調査

### 1 回答企業属性

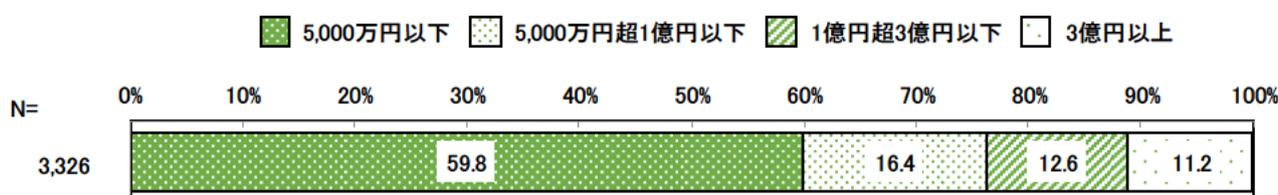
#### (1) 資本金

問1 (1) 貴社の資本金を記入してください。

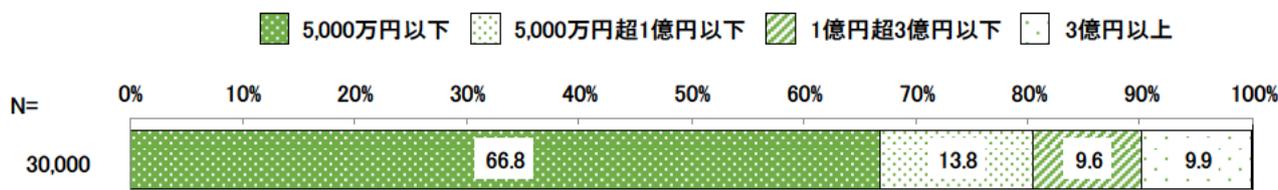
回答企業の資本金は、「5,000万円以下」が59.8%と最も高く、次いで「5,000万円超1億円以下」が16.4%、「1億円超3億円以下」が12.6%となっている。

経済センサスの分布を参考に抽出した調査対象企業全体の資本金をみると、「5,000万円以下」が66.8%と最も高く、次いで「5,000万円超1億円以下」が13.8%、「3億円以上」が9.9%となっている。

#### 【回答企業の資本金】



#### 【参考：調査対象企業全体の資本金】

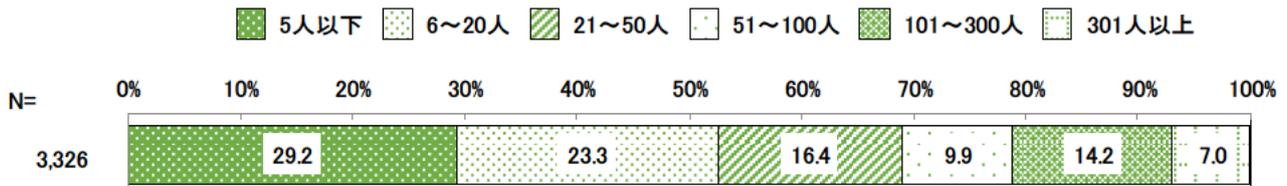


## (2) 従業員数

問1 (2) 貴社の従業員数、正社員数、非正社員数を記入してください。 ※令和3年3月末時点

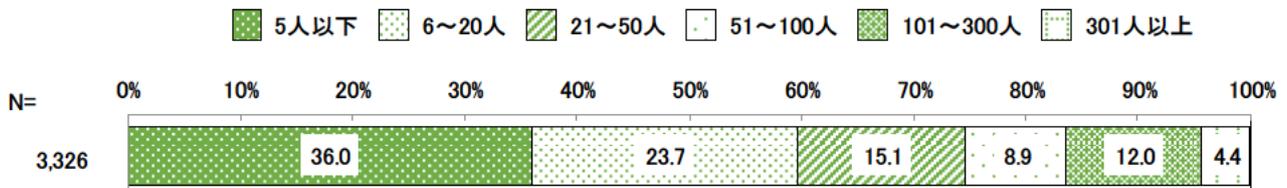
### 【従業員数】

従業員数について、「5人以下」が29.2%と最も高く、次いで「6～20人」が23.3%、「21～50人」が16.4%となっている。



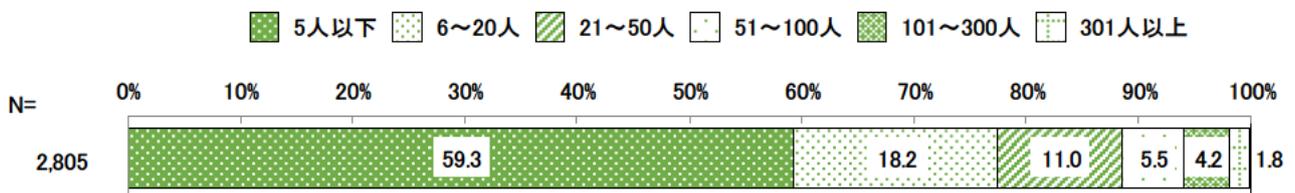
### 【正社員数】

正社員数について、「5人以下」が36.0%と最も高く、次いで「6～20人」が23.7%、「21～50人」が15.1%となっている。



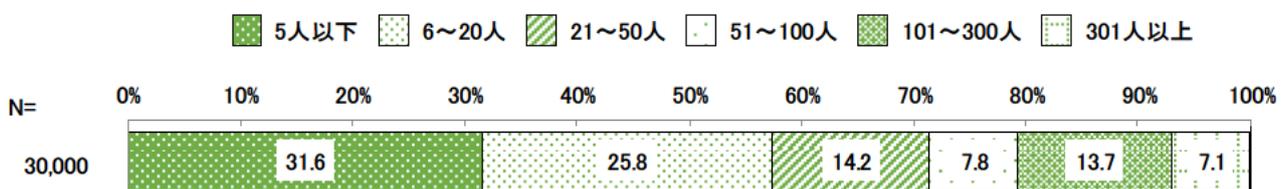
### 【非正社員数】

非正社員数について、「5人以下」が59.3%と最も高く、次いで「6～20人」が18.2%、「21～50人」が11.0%となっている。



経済センサスの分布を参考に抽出した調査対象企業全体の正社員数は次のとおり。

### 【参考】

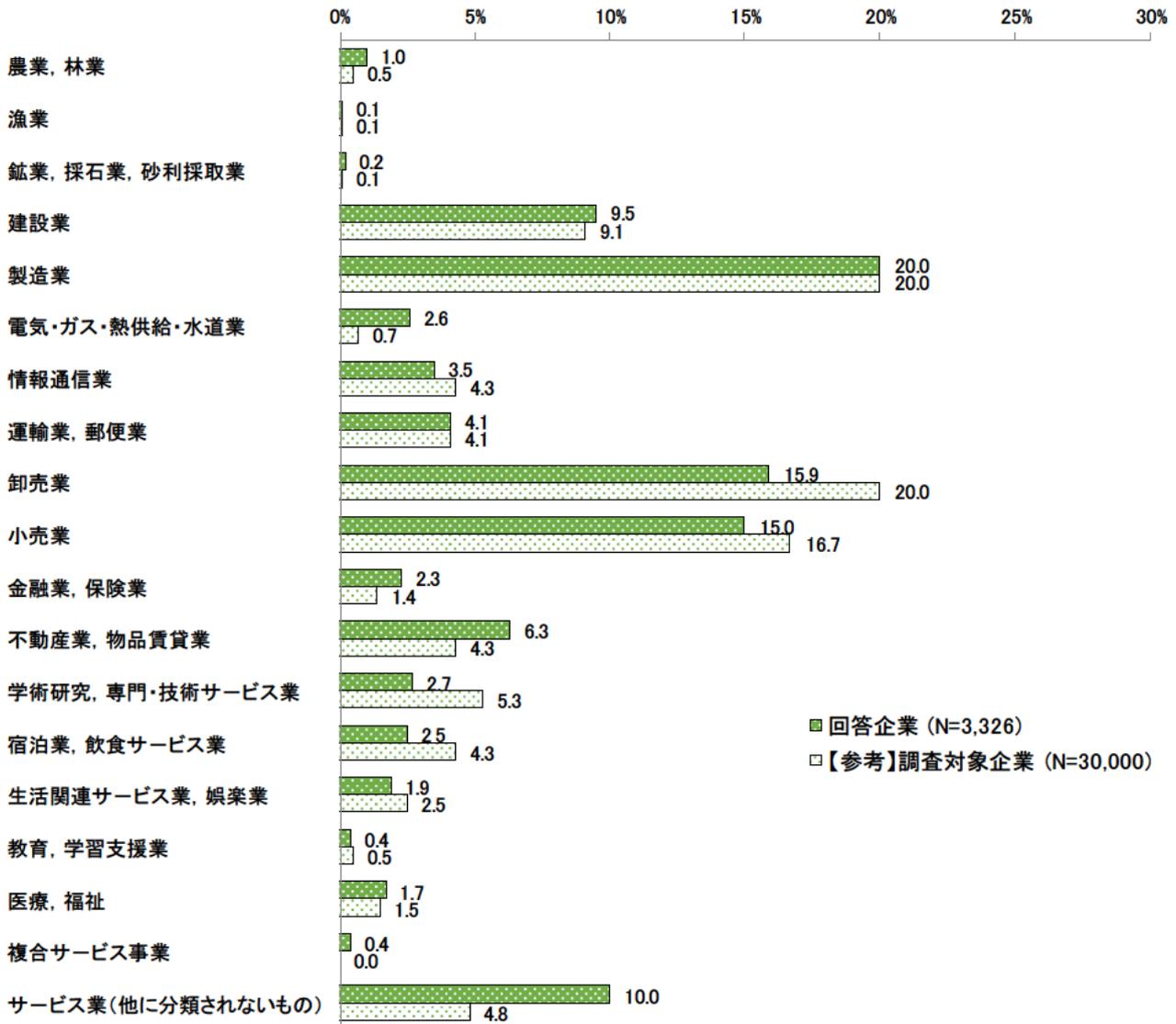


### (3) 事業分野

問1 (3) 貴社の事業分野を選択してください。【○は1つ】

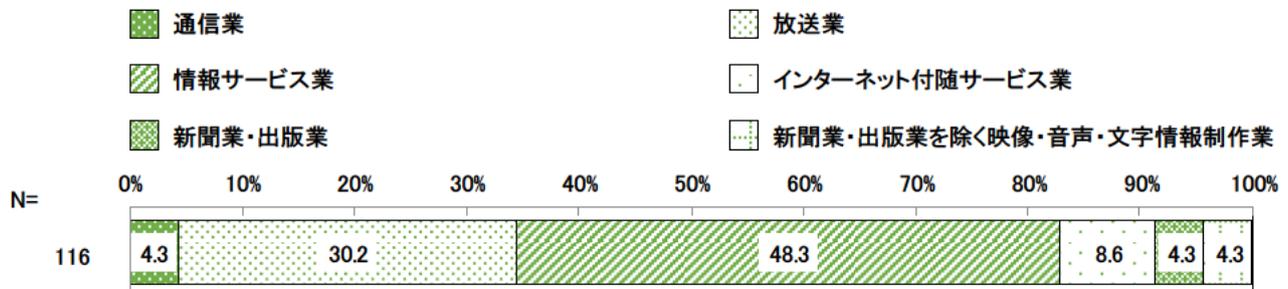
回答企業の事業分野は、「製造業」が20.0%と最も高く、次いで「卸売業」が15.9%、「小売業」が15.0%となっている。

また、経済センサスの分布を参考に抽出した調査対象企業全体でみると、「製造業」「卸売業」がともに20.0%、次いで「小売業」16.7%となっている。



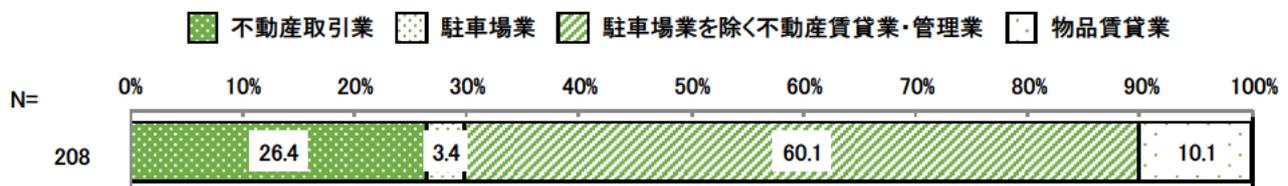
問1(4) 問1(3)で「7. 情報通信業」を選択した場合、事業分野を選択してください。  
【〇は1つ】

情報通信業の事業分野について、「情報サービス業」が48.3%と最も高く、次いで「放送業」が30.2%、「インターネット付随サービス業」が8.6%となっている。



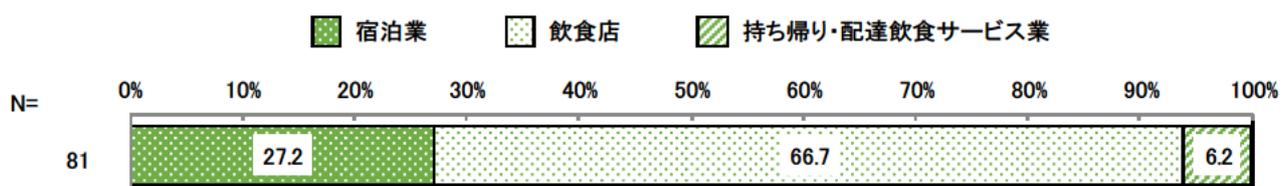
問1(5) 問1(3)で「12. 不動産業、物品賃貸業」を選択した場合、事業分野を選択してください。  
【〇は1つ】

不動産業、物品賃貸業の事業分野について、「駐車場業を除く不動産賃貸業・管理業」が60.1% (125件)と最も高く、次いで「不動産取引業」が26.4% (55件)、「物品賃貸業」が10.1% (21件)となっている。



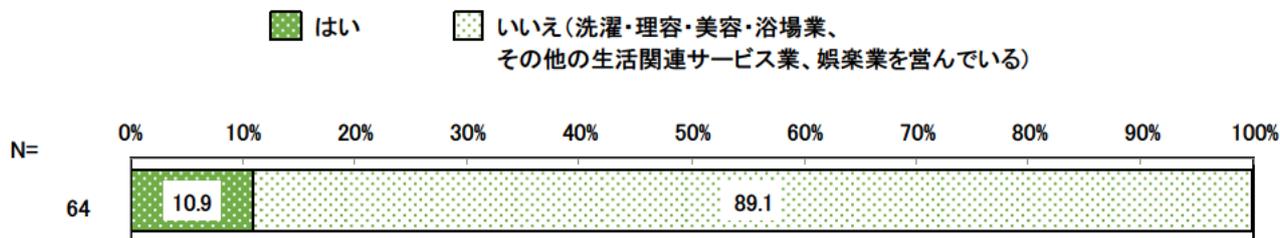
問1(6) 問1(3)で「14. 宿泊業、飲食サービス業」を選択した場合、事業分野を選択してください。  
【〇は1つ】

宿泊業、飲食サービス業の事業分野について、「飲食店」が66.7% (54件)と最も高く、次いで「宿泊業」が27.2% (22件)、「持ち帰り・配達飲食サービス業」が6.2% (5件)となっている。



問1 (7) 問1 (3) で「15. 生活関連サービス業、娯楽業」を選択した方に伺います。  
貴社は旅行業を営んでいますか。【〇は1つ】

旅行業を営んでいるかについて、「はい」は10.9% (7件)、「いいえ (洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業を営んでいる)」は89.1% (57件) であった。

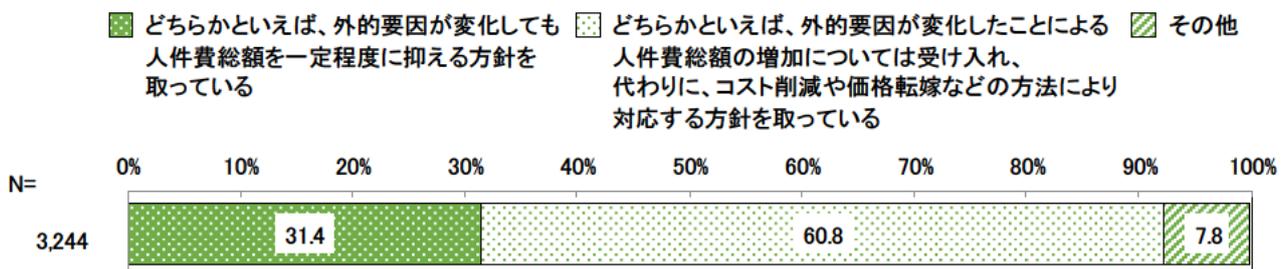


## 2 賃金動向・雇用状況について

### (1) 外的要因により人件費が増加した場合の対応方針

問2(1) 外的要因(社会保険料率の引上げ、最低賃金の引上げ等)により貴社の人件費が増加した場合、貴社の主な対応方針として、最も当てはまるものをお答えください。【〇は1つ】

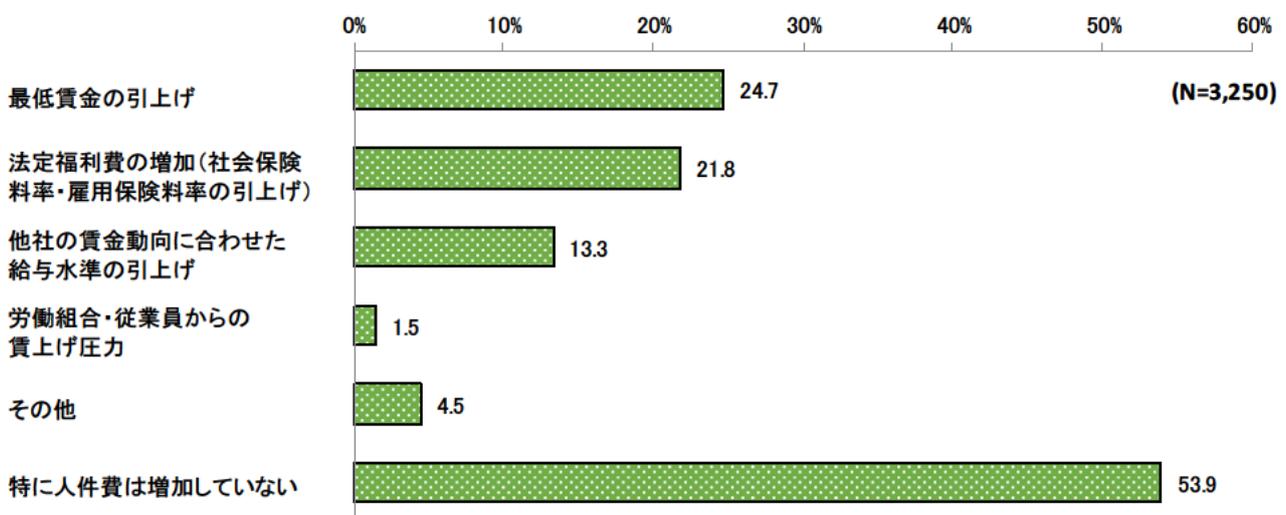
外的要因により人件費が増加した場合の主な対応方針について、「どちらかといえば、外的要因が変化したことによる人件費総額の増加については受け入れ、代わりに、コスト削減や価格転嫁などの方法により対応する方針を取っている」が60.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば、外的要因が変化しても人件費総額を一定程度に抑える方針を取っている」が31.4%、「その他」が7.8%となっている。



### (2) 直近2～3年における人件費の増加要因

問2(2) 直近2～3年において外的要因等により意図せずして増加した人件費はありますか。ある場合は、その増加要因をお答えください。【複数回答可】

直近2～3年において外的要因等により意図せずして増加した人件費について、「特に人件費は増加していない」が53.9%と最も高く、次いで「最低賃金の引上げ」が24.7%、「法定福利費の増加(社会保険料率・雇用保険料率の引上げ)」が21.8%となっている。



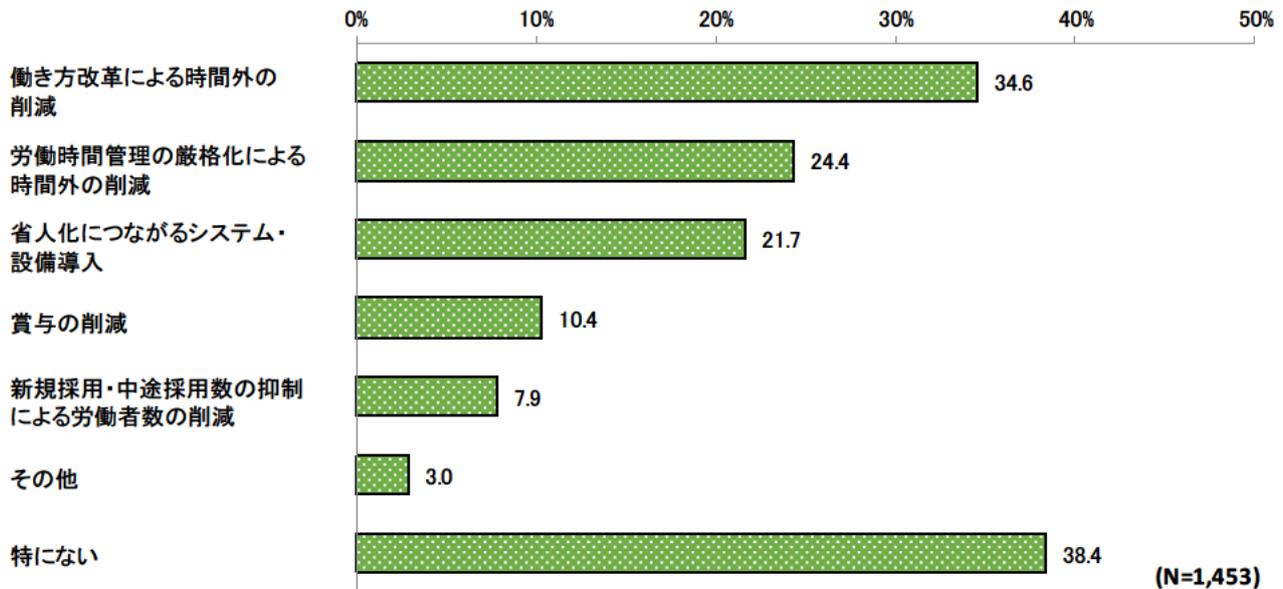
### (3) 人件費の増加要因に対する取り組み

問2(3) 問2(2)で2から6のいずれかを回答された方に伺います。

問2(2)でお答えいただいた人件費の増加要因に対する貴社の取り組みとして、当てはまるものをお答えください。【複数回答可】

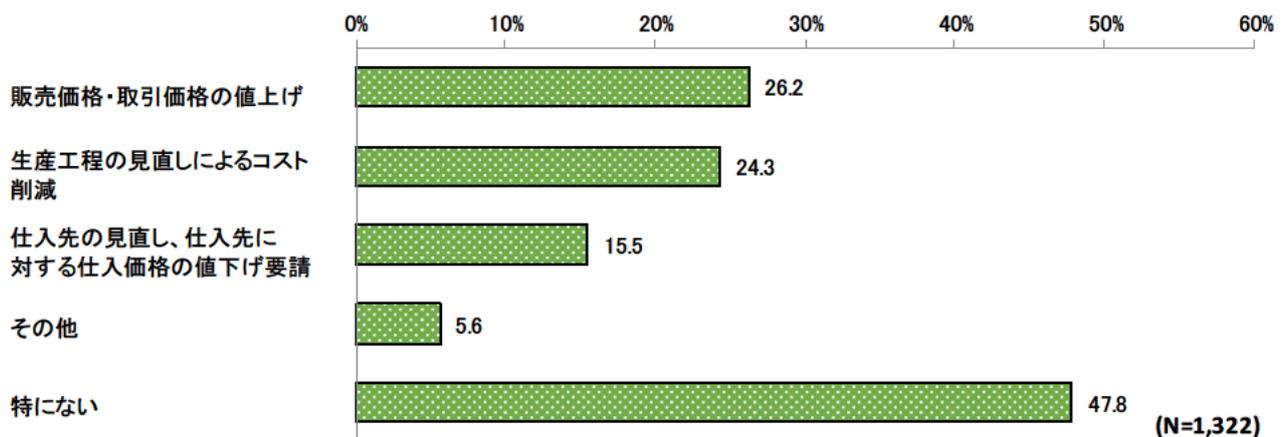
#### 【①：人件費を抑える取り組み】

人件費を抑える取り組みについて、「特にない」が38.4%と最も高く、次いで「働き方改革による時間外の削減」が34.6%、「労働時間管理の厳格化による時間外の削減」が24.4%となっている。



#### 【②：①以外の取り組み】

人件費を抑える以外の取り組みについて、「特にない」が47.8%と最も高く、次いで「販売価格・取引価格の値上げ」が26.2%、「生産工程の見直しによるコスト削減」が24.3%となっている。

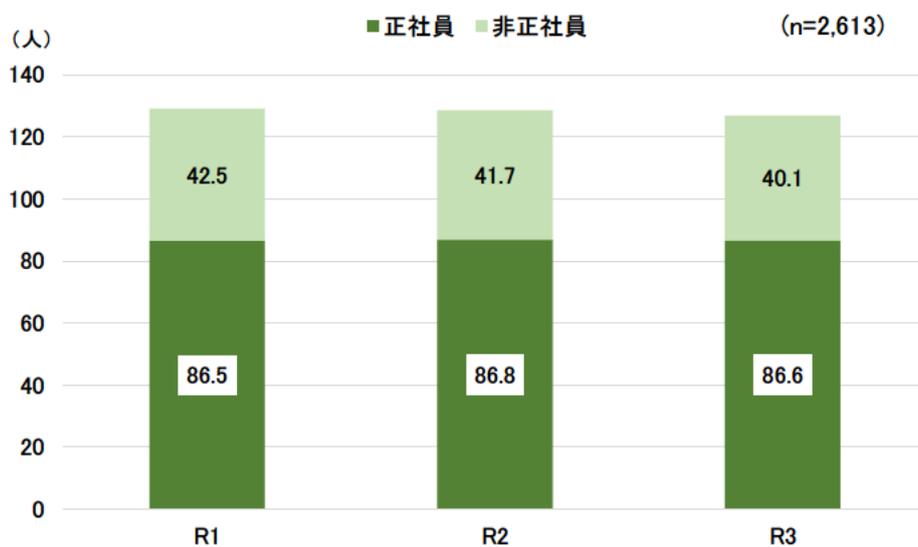


#### (4) 賃金動向・雇用状況等について

問3 令和元年度～令和3年度における各事業年度の「従業員数」、「給与総額」、「付加価値額」をお答えください。

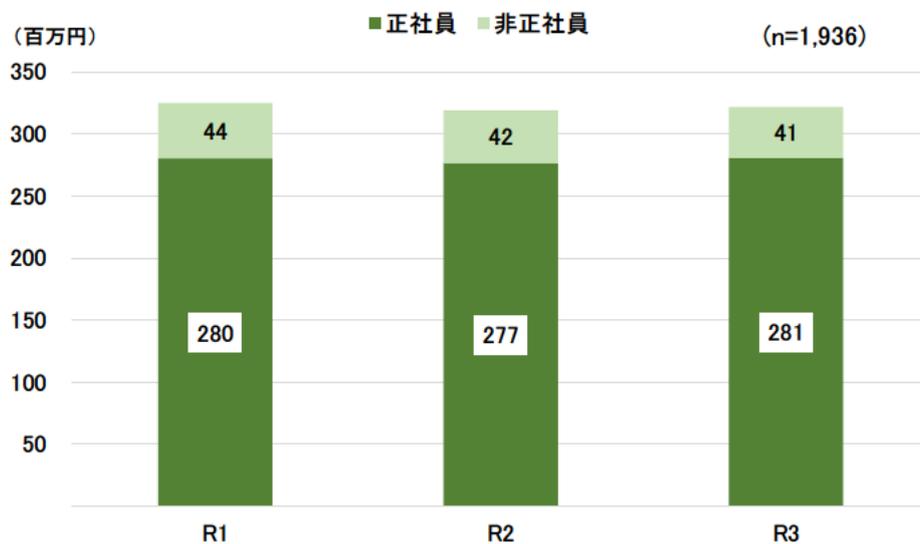
##### ■従業員数

令和元年度～令和3年度における各事業年度の従業員数は次のとおり。正社員・非正社員ともに大きな変動はみられなかったものの、非正社員は微減している。



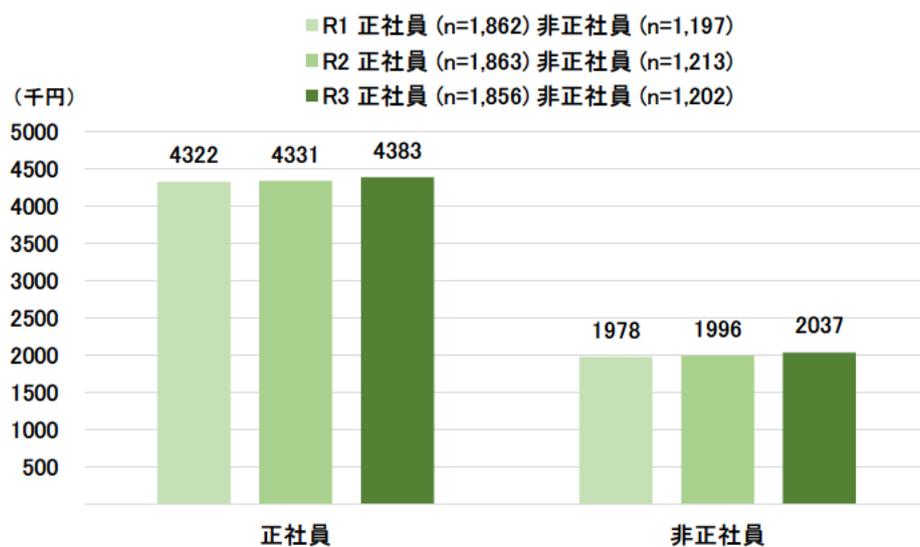
## ■1 社当たり給与総額

令和元年度～令和3年度における各事業年度の給与総額は次のとおり。正社員・非正社員ともに令和元年度から2年度にかけてやや減少したが、令和3年度は正社員は増加する見通しとなっている一方、非正社員はわずかに減少が続く予想となっている。



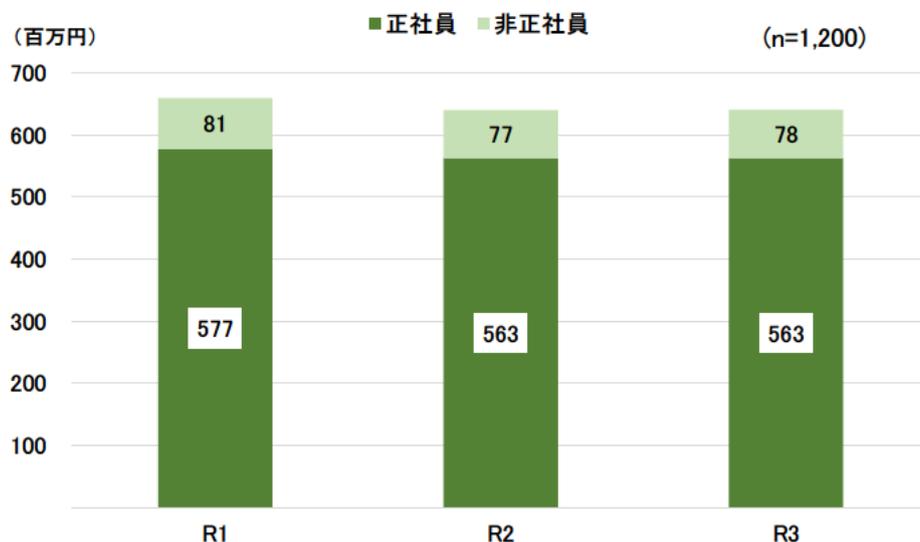
## ■ (参考) 1人当たり年間給与額

1人当たり給与額は、次のとおり。正社員、非正社員ともに増加傾向がみられる。



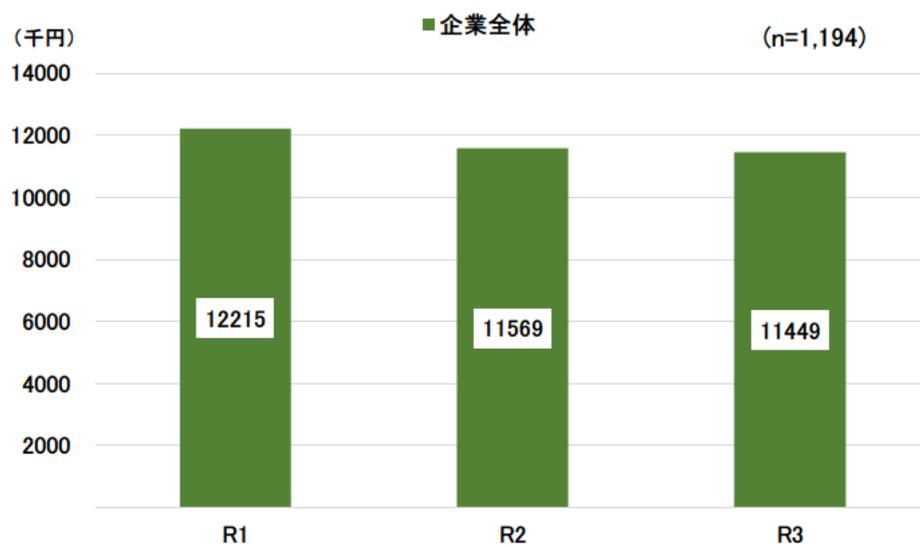
### ■1 社当たり付加価値額

付加価値額は、令和元年度から2年度にかけて、正社員、非正社員ともに減少し、令和3年度は令和2年度とほぼ同程度で推移する見通しとなっている。



### ■ (参考) 1人当たり付加価値額

1人当たり付加価値額は、次表のとおり。令和元年度から2年度にかけてやや減少し、令和3年度も減少傾向が続く見通しとなっている。

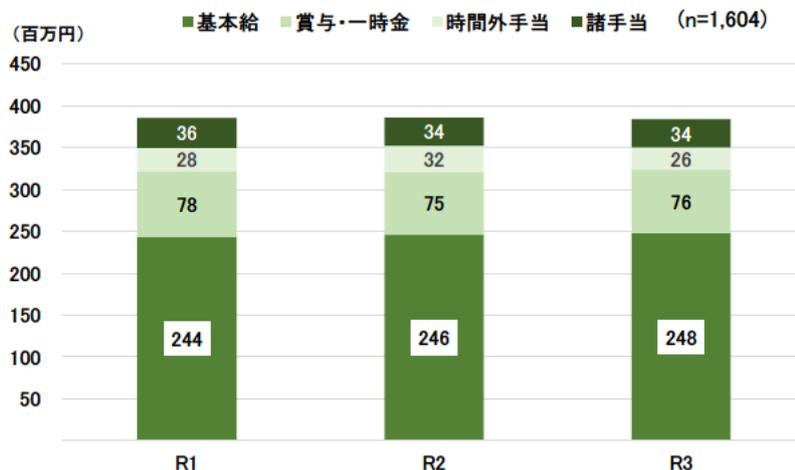


問4 問3でお答えいただいた令和元年度～令和3年度の給与総額について、「給与総額の内訳（基本給、賞与・一時金、時間外手当、諸手当）」をお答えください。  
また、「基本給の前事業年度からの増減額、増額要因、減額要因」についてもお答えください。

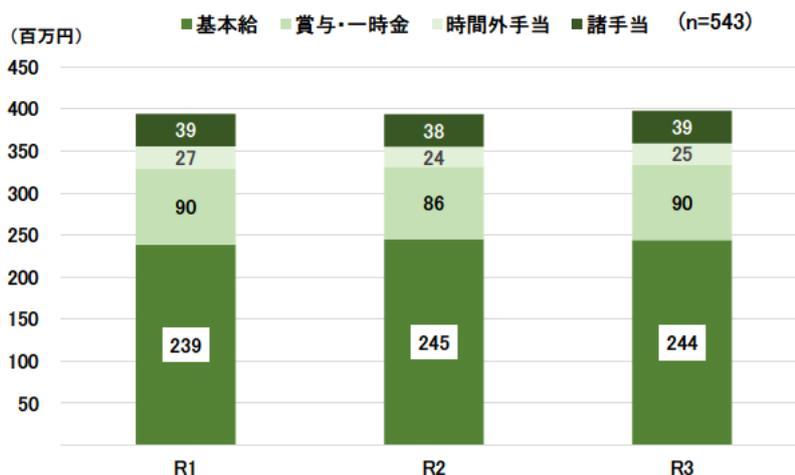
### ■1 社当たり給与総額内訳

給与総額内訳は、次のとおり。企業全体の給与総額はほぼ横ばいでの推移となっている。

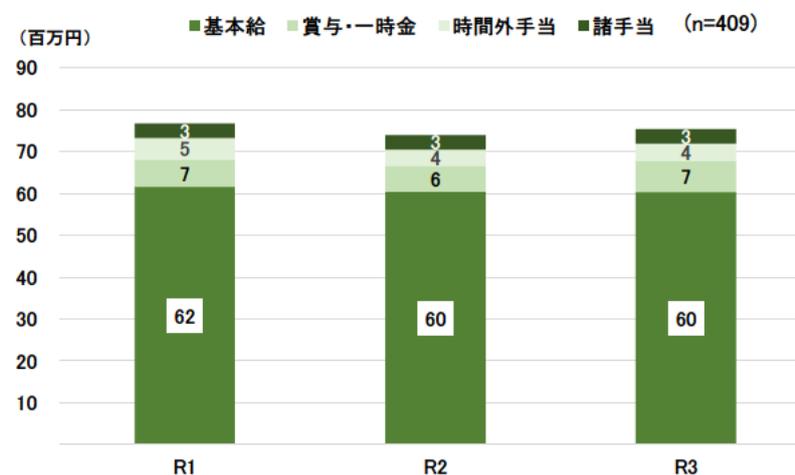
#### 【企業全体】



#### 【正社員】



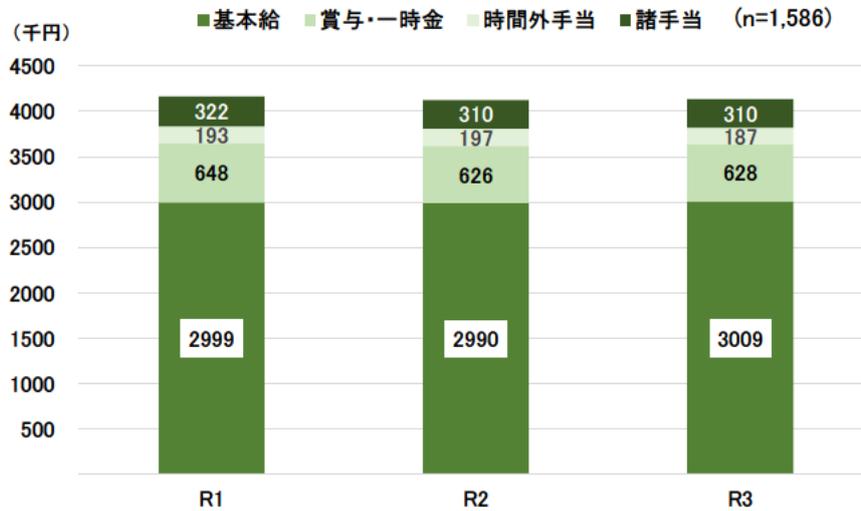
#### 【非正社員】



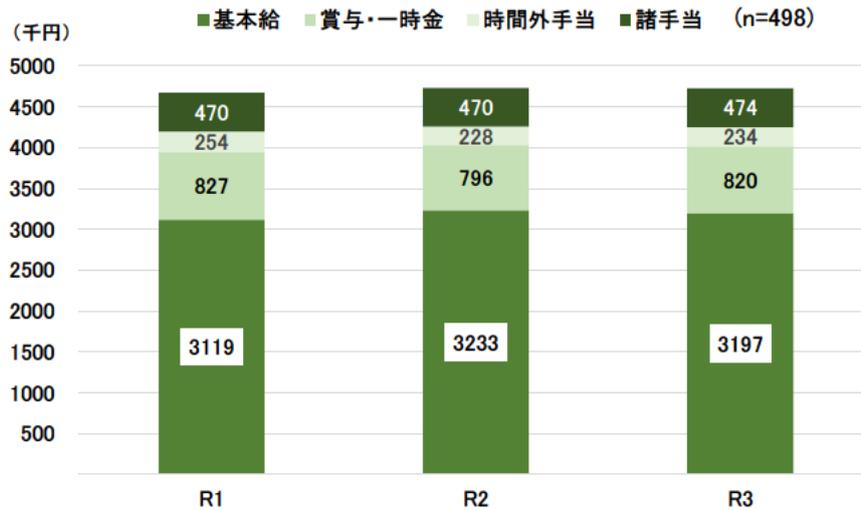
## ■1人当たり給与額内訳

1人当たり給与総額内訳は、次のとおり。基本給をみると、令和3年度は企業全体は増加、正社員は減少の見通しとなっている。一方、非正社員では令和元年から令和3年にかけて増加傾向がみられた。

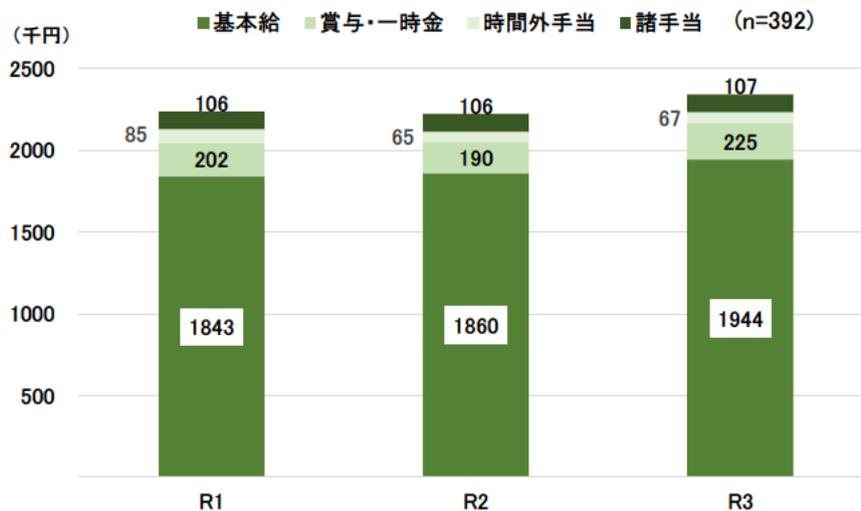
### 【企業全体】



### 【正社員】

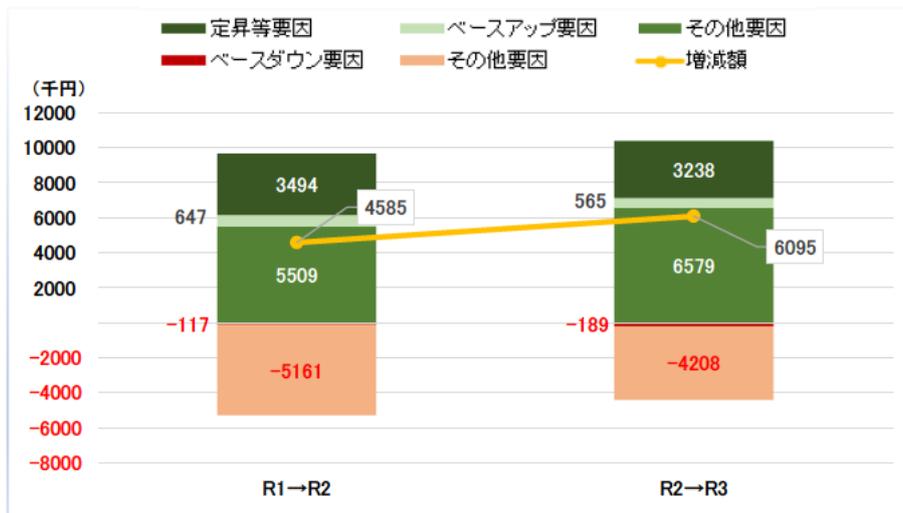


### 【非正社員】

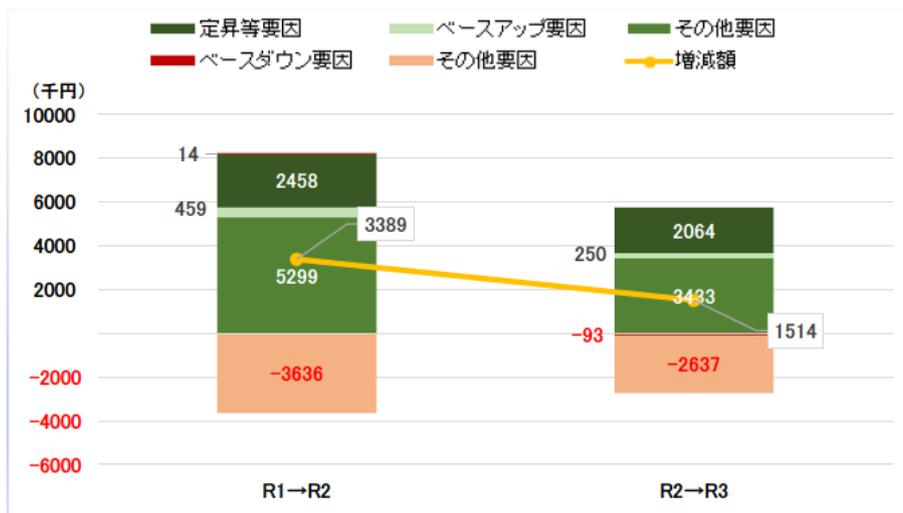


■ (参考) 1社当たり増減額内訳

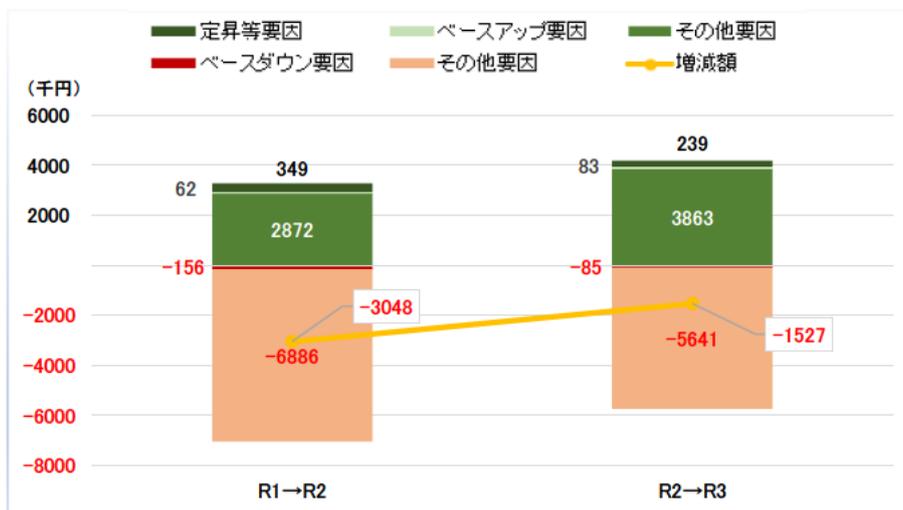
【企業全体 (n=734)】



【正社員 (n=230)】



【非正社員 (n=194)】



### 3 中小企業向け所得拡大促進税制の利用状況

※問5から問8は資本金1億円以下の企業に絞って集計をしている。

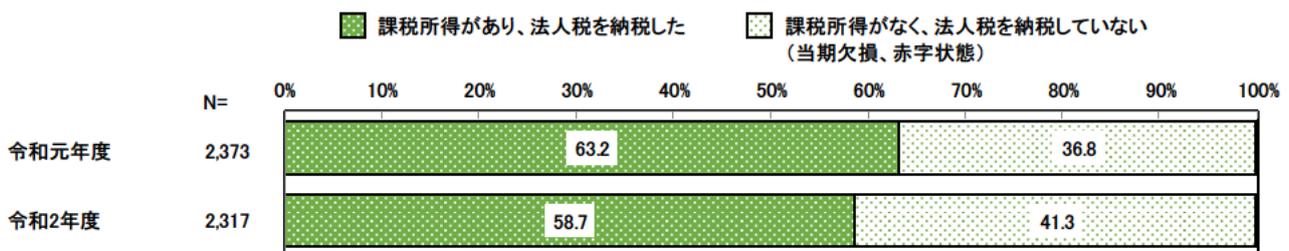
#### (1) 令和元年度、令和2年度の間を開始した事業年度における法人税の納税状況

問5(1) 貴社の令和元年度(平成31年4月~令和2年3月)の間を開始した事業年度における法人税の納税状況についてお答えください。【〇は1つ】

問6(1) 貴社の令和2年度(令和2年4月~令和3年3月)の間を開始した事業年度における法人税の納税状況(予定含む)についてお答えください。【〇は1つ】

令和元年度の法人税の納税状況について、「課税所得があり、法人税を納税した」は63.2%、「課税所得がなく、法人税を納税していない(当期欠損、赤字状態)」は36.8%であった。

令和2年度の法人税の納税状況について、「課税所得があり、法人税を納税する予定」は58.7%、「課税所得がなく、法人税を納税しない予定(当期欠損、赤字状態)」は41.3%であった。令和元年度と比較すると、「課税所得がなく、法人税を納税していない(当期欠損、赤字状態)」は4.3ポイント増加している。



(2) 令和元年度、令和2年度の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用状況

問5 (2) 問5 (1) で、「1. 課税所得があり、法人税を納税した」と回答された方に伺います。

貴社の令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用状況についてお答えください。【〇は1つ】

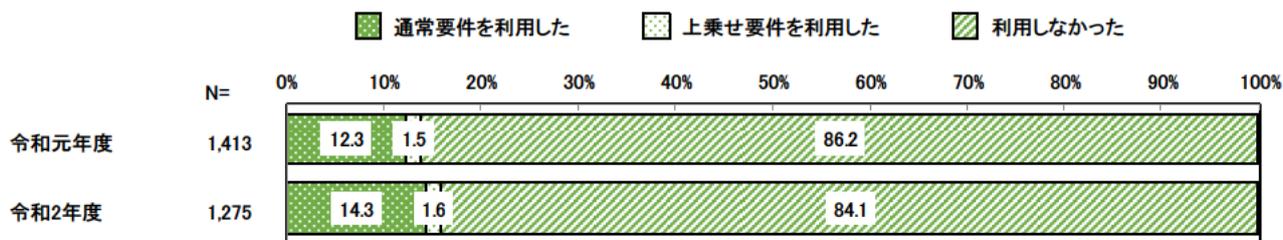
問6 (2) 問6 (1) で、「1. 課税所得があり、法人税を納税する予定」と回答された方に伺います。

貴社の令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用状況（見込みを含む）についてお答えください。【〇は1つ】

令和元年度の所得拡大促進税制の利用状況について、「利用しなかった」が86.2%と最も高く、次いで「通常要件を利用した」が12.3%、「上乗せ要件を利用した」が1.5%となっている。

令和2年度の所得拡大促進税制の利用状況について、「利用しなかった/しない予定」が84.1%と最も高く、次いで「通常要件を利用した/する予定」が14.3%、「上乗せ要件を利用した/する予定」が1.6%となっている。

年度による大きな差はみられない。



### (3) 継続雇用者給与等支給額

問5(3) 問5(2)で「1. 通常要件を利用した」または「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。

令和元年度の継続雇用者給与等支給額及び平成30年度の継続雇用者比較給与等支給額をお答えください。

問6(3) 問6(2)で「1. 通常要件を利用した/する予定」または「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。

令和2年度の継続雇用者給与等支給額及び令和元年度の継続雇用者比較給与等支給額をお答えください。

令和元年度の継続雇用者給与等支給額及び平成30年度の継続雇用者比較給与等支給額、令和2年度の継続雇用者給与等支給額及び令和元年度の継続雇用者比較給与等支給額については次のとおり。

平成30年度から令和元年度にかけての増加率については、「5.0～10.0%未満」が29.2%（26件）と最も高く、次いで「15.0%以上」が24.7%（22件）、「3.0～5.0%未満」が20.2%（18件）となっている。

令和元年度から令和2年度にかけての増加率については、「5.0～10.0%未満」が27.6%（27件）と最も高く、次いで「3.0～5.0%未満」が22.4%（22件）、「1.5～3.0%未満」が20.4%（20件）となっている。

#### 【問5(3)：令和元年度及び平成30年度】

(単位：百万円)

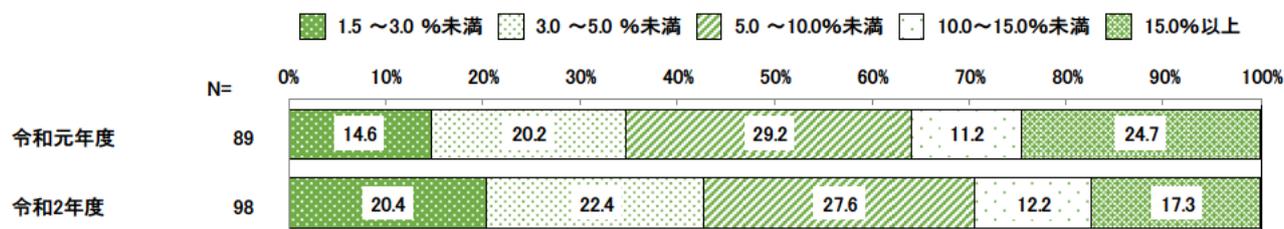
項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
継続雇用者給与等支給額	R1	101	364.4	112.3	647.5
継続雇用者比較給与等支給額	H30	99	349.2	104.7	629.0

#### 【問6(3)：令和2年度及び令和元年度】

(単位：百万円)

項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
継続雇用者給与等支給額	R2	109	255.2	103.3	378.6
継続雇用者比較給与等支給額	R1	109	241.4	90.6	362.8

#### 【増加率】



(4) 所得拡大促進税制が賃上げ実施に与えた影響

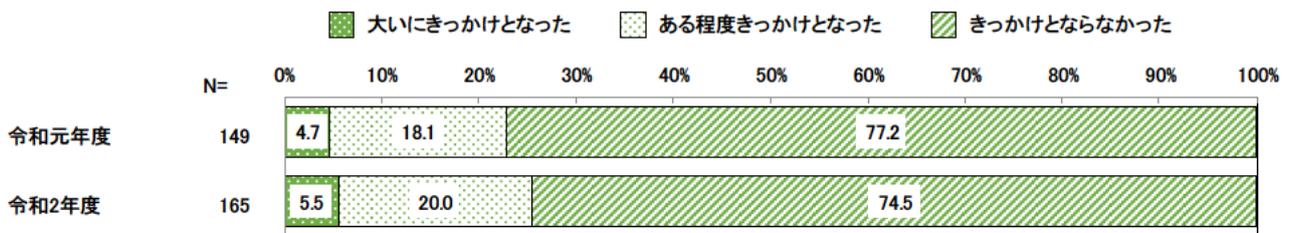
問5(4) 問5(2)で「1. 通常要件を利用した」または「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。  
 所得拡大促進税制が、令和元年度の賃上げ実施に与えた影響をお答えください。【〇は1つ】

問6(4) 問6(2)で「1. 通常要件を利用した/する予定」または「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。  
 所得拡大促進税制が、令和2年度の賃上げ実施に与えた影響をお答えください。【〇は1つ】

所得拡大促進税制が令和元年度の賃上げ実施に与えた影響について、「きっかけとならなかった」が77.2%と最も高く、次いで「ある程度きっかけとなった」が18.1%、「大いにきっかけとなった」が4.7%となっている。

所得拡大促進税制が令和2年度の賃上げ実施に与えた影響について、「きっかけとならなかった」が74.5%と最も高く、次いで「ある程度きっかけとなった」が20.0%、「大いにきっかけとなった」が5.5%となっている。

年度による大きな差はみられない。



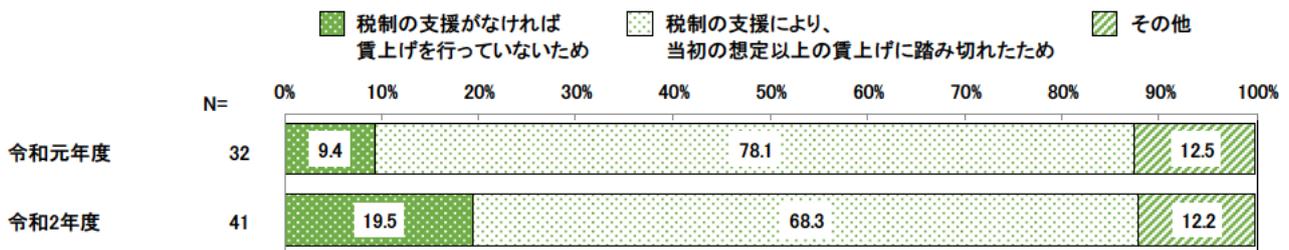
(5) 所得拡大促進税制が賃上げ実施のきっかけになった理由

問5 (5) 問5 (4)で「1. 大いにきっかけとなった」または「2. ある程度きっかけとなった」と回答された方に伺います。  
 所得拡大促進税制が、令和元年度の賃上げ実施のきっかけになった理由をお答えください。  
 【〇は1つ】

問6 (5) 問6 (4)で「1. 大いにきっかけとなった」または「2. ある程度きっかけとなった」と回答された方に伺います。  
 所得拡大促進税制が、令和2年度の賃上げ実施のきっかけになった理由をお答えください。  
 【〇は1つ】

所得拡大促進税制が令和元年度の賃上げ実施のきっかけになった理由について、「税制の支援により、当初の想定以上の賃上げに踏み切れたため」が78.1% (25件)と最も高く、次いで「その他」が12.5% (4件)、「税制の支援がなければ賃上げを行っていないため」が9.4% (3件)となっている。

所得拡大促進税制が令和2年度の賃上げ実施のきっかけになった理由について、「税制の支援により、当初の想定以上の賃上げに踏み切れたため」が68.3% (28件)と最も高く、次いで「税制の支援がなければ賃上げを行っていないため」が19.5% (8件)、「その他」が12.2% (5件)となっている。令和元年度と比較すると、「税制の支援がなければ賃上げを行っていないため」は10.1ポイント増加している。



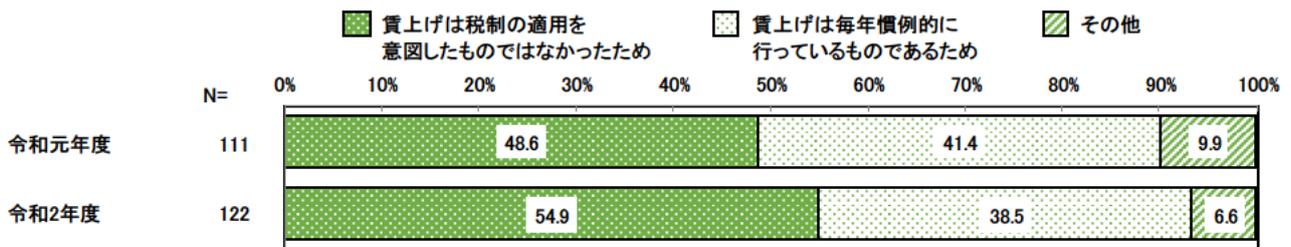
(6) 所得拡大促進税制が賃上げ実施のきっかけとならなかった理由

問5(6) 問5(4)で「3. きっかけとならなかった」と回答された方に伺います。  
 所得拡大促進税制が、令和元年度の賃上げ実施のきっかけとならなかった理由をお答えください。  
 【〇は1つ】

問6(6) 問6(4)で「3. きっかけとならなかった」と回答された方に伺います。  
 所得拡大促進税制が、令和2年度の賃上げ実施のきっかけとならなかった理由をお答えください。  
 【〇は1つ】

所得拡大促進税制を利用したが、令和元年度の賃上げ実施のきっかけとならなかった理由について、「賃上げは税制の適用を意図したものではなかったため」が48.6%と最も高く、次いで「賃上げは毎年慣例的に行っているものであるため」が41.4%、「その他」が9.9%となっている。

所得拡大促進税制を利用したが、令和2年度の賃上げ実施のきっかけとならなかった理由について、「賃上げは税制の適用を意図したものではなかったため」が54.9%と最も高く、次いで「賃上げは毎年慣例的に行っているものであるため」が38.5%、「その他」が6.6%となっている。令和元年度と比較すると、「賃上げは税制の適用を意図したものではなかったため」は6.3ポイント増加している。



(7) 所得拡大促進税制の上乗せ要件を利用しなかった理由

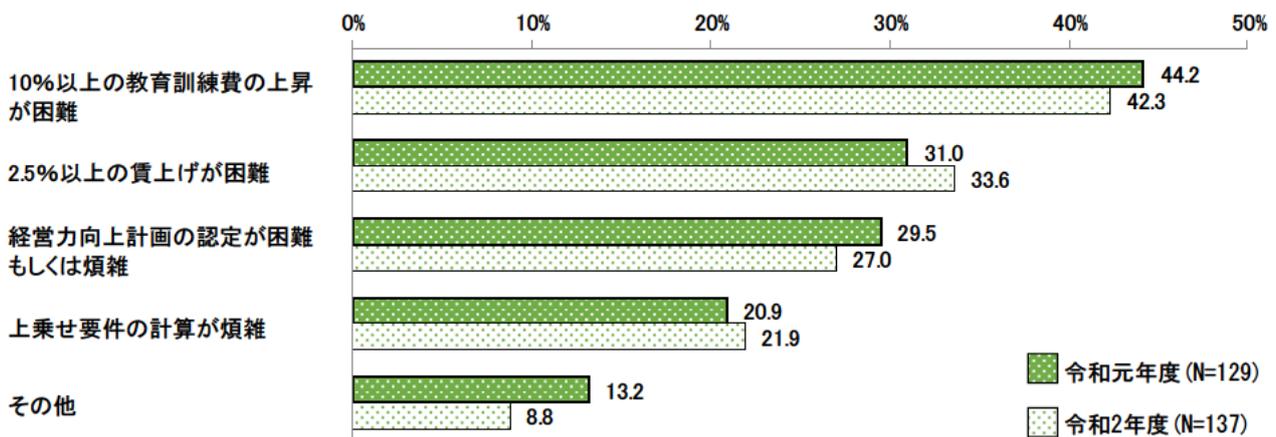
問5(7) 問5(2)で「1. 通常要件を利用した」と回答された方に伺います。  
 令和元年度に所得拡大促進税制の上乗せ要件を利用しなかった理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

問6(7) 問6(2)で「1. 通常要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。  
 令和2年度に所得拡大促進税制の上乗せ要件を利用しない理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

令和元年度に所得拡大促進税制の通常要件を利用したが、上乗せ要件を利用しなかった理由について、「10%以上の教育訓練費の上昇が困難」が44.2%と最も高く、次いで「2.5%以上の賃上げが困難」が31.0%、「経営力向上計画の認定が困難もしくは煩雑」が29.5%となっている。

令和2年度に所得拡大促進税制の通常要件を利用したが、上乗せ要件を利用しない理由について、「10%以上の教育訓練費の上昇が困難」が42.3%と最も高く、次いで「2.5%以上の賃上げが困難」が33.6%、「経営力向上計画の認定が困難もしくは煩雑」が27.0%となっている。

年度による大きな差はみられない。



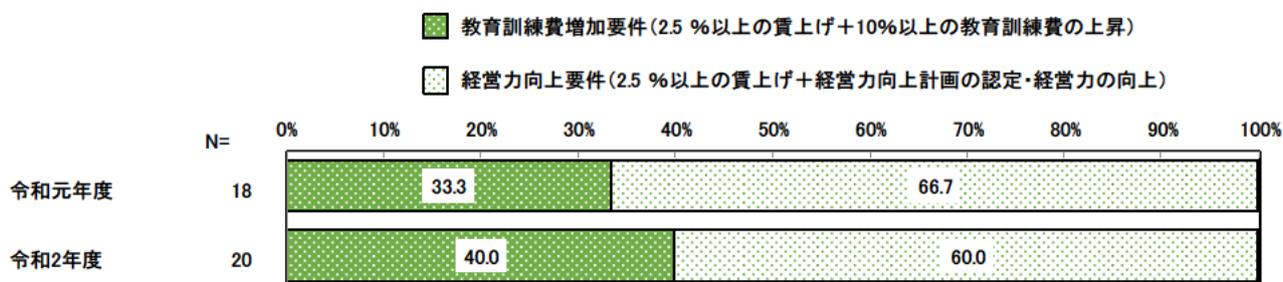
## (8) 所得拡大促進税制の上乗せ要件

問5(8) 問5(2)で「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。  
令和元年度に利用した所得拡大促進税制の上乗せ要件をお答えください。【〇は1つ】

問6(8) 問6(2)で「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。  
令和2年度に利用する所得拡大促進税制の上乗せ要件をお答えください。【〇は1つ】

令和元年度に利用した所得拡大促進税制の上乗せ要件について、「教育訓練費増加要件(2.5%以上の賃上げ+10%以上の教育訓練費の上昇)」は33.3%(6件)、「経営力向上要件(2.5%以上の賃上げ+経営力向上計画の認定・経営力の向上)」は66.7%(12件)であった。

令和2年度に利用した所得拡大促進税制の上乗せ要件について、「教育訓練費増加要件(2.5%以上の賃上げ+10%以上の教育訓練費の上昇)」は40.0%(8件)、「経営力向上要件(2.5%以上の賃上げ+経営力向上計画の認定・経営力の向上)」は60.0%(12件)であった。令和元年度と比較すると、「教育訓練費増加要件(2.5%以上の賃上げ+10%以上の教育訓練費の上昇)」は6.7ポイント増加している。



(9) 教育訓練費及び比較教育訓練費

問5(9) 問5(8)で「1. 教育訓練費増加要件」と回答された方に伺います。  
令和元年度の教育訓練費及び平成30年度の比較教育訓練費をお答えください。

問6(9) 問6(8)で「1. 教育訓練費増加要件」と回答された方に伺います。  
令和2年度の教育訓練費及び令和元年度の比較教育訓練費をお答えください。

令和元年度の教育訓練費及び平成30年度の比較教育訓練費、令和2年度の教育訓練費及び令和元年度の比較教育訓練費については次のとおり。

平成30年度から令和元年度にかけての増加率については、「90%以上」が50.0%（3件）と最も高く、次いで「10~30%未満」、「30~50%未満」及び「70~90%未満」が16.7%（それぞれ1件）となっている。

令和元年度から令和2年度にかけての増加率については、「90%以上」が60.0%（3件）と最も高く、次いで「10~30%未満」及び「70~90%未満」が20.0%（2件）となっている。

【問5(9)：令和元年度及び平成30年度】

(単位：百万円)

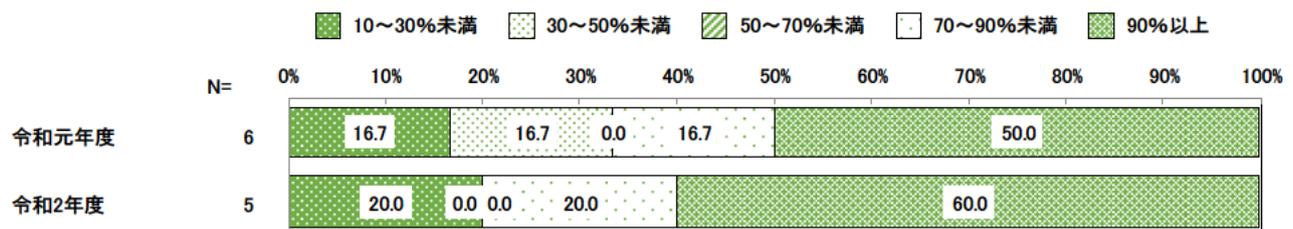
項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
教育訓練費	R1	6	0.8	0.8	0.4
比較教育訓練費	H30	6	0.4	0.4	0.2

【問6(9)：令和2年度及び令和元年度】

(単位：百万円)

項目名	年度	回答数	平均値	中央値	標準偏差
教育訓練費	R2	6	2.6	1.1	3.3
比較教育訓練費	R1	6	1.6	0.2	3.1

【増加率】



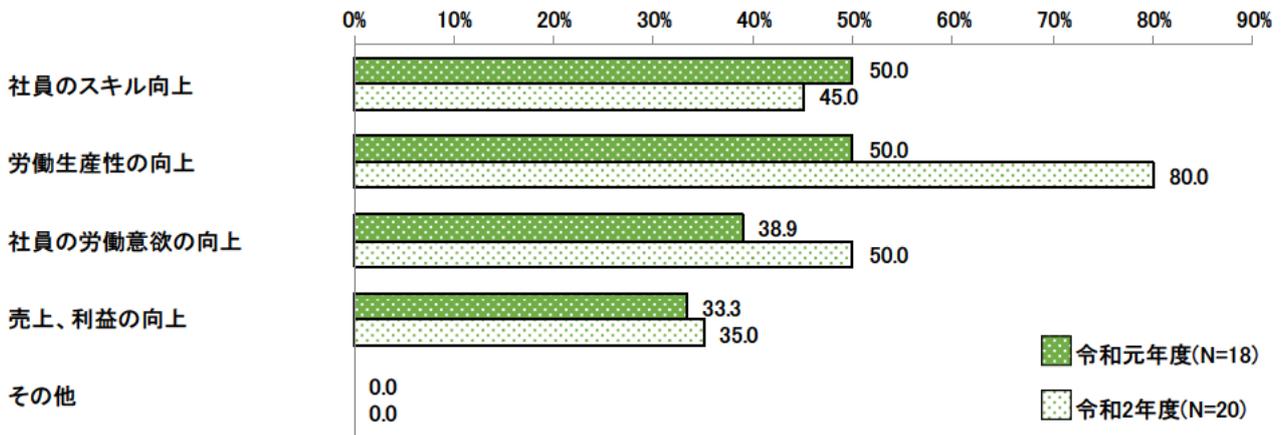
(10) 経営力向上や教育訓練の取り組みによる成果

問5 (10) 問5 (2) で「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。  
 経営力向上や、教育訓練の取り組みによる成果について、該当する番号すべてに○をつけてください。  
 【複数回答可】

問6 (10) 問6 (2) で「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。  
 経営力向上や、教育訓練の取り組みによる成果について、該当する番号すべてに○をつけてください。  
 【複数回答可】

令和元年度の経営力向上や、教育訓練の取り組みによる成果について、「社員のスキル向上」及び「労働生産性の向上」が50.0% (9件) と最も高く、次いで「社員の労働意欲の向上」が38.9% (7件) となっている。

令和2年度の経営力向上や、教育訓練の取り組みによる成果について、「労働生産性の向上」が80.0% (16件) と最も高く、次いで「社員の労働意欲の向上」が50.0% (10件)、「社員のスキル向上」が45.0% (9件) となっている。



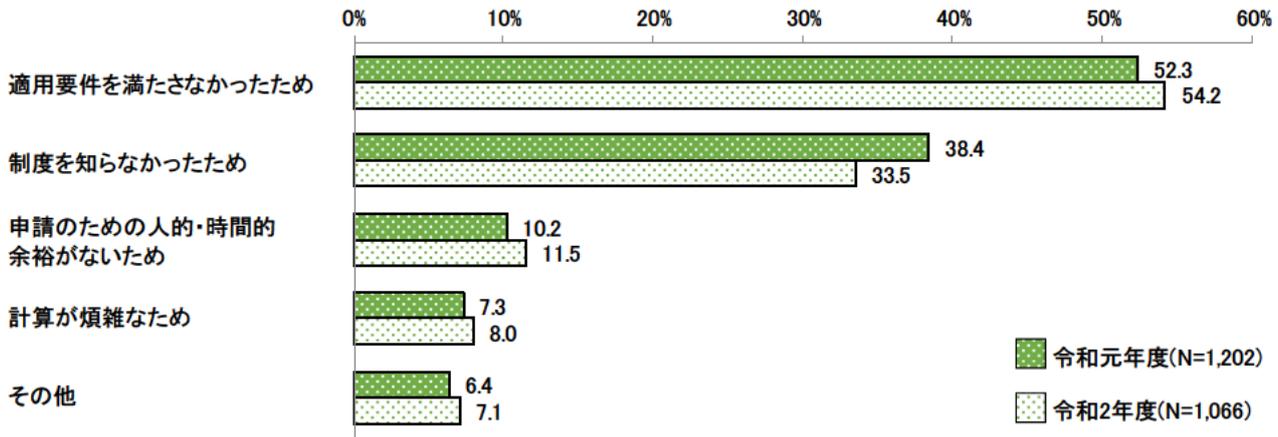
(11) 所得拡大促進税制を利用しなかった理由

問5 (11) 問5 (2) で「3. 利用しなかった」と回答された方に伺います。  
令和元年度に所得拡大促進税制を利用しなかった理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

問6 (11) 問6 (2) で「3. 利用しなかった/しない予定」と回答された方に伺います。  
令和2年度に所得拡大促進税制を利用しない理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

令和元年度に所得拡大促進税制を利用しなかった理由について、「適用要件を満たさなかったため」が52.3%と最も高く、次いで「制度を知らなかったため」が38.4%、「申請のための人的・時間的余裕がないため」が10.2%となっている。

令和2年度に所得拡大促進税制を利用しない理由について、「適用要件を満たさなかったため」が54.2%と最も高く、次いで「制度を知らなかったため」が33.5%、「申請のための人的・時間的余裕がないため」が11.5%となっている。

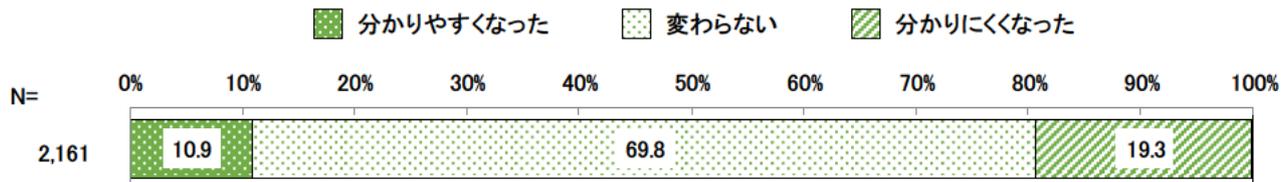


## (12) 現在の所得拡大促進税制の旧税制と比べた印象

問7(1) 現在の所得拡大促進税制(令和3年4月1日以降に開始した事業年度に適用される所得拡大促進税制)は、旧税制(令和3年3月31日までに開始した事業年度に適用される所得拡大促進税制)と比べて、以下の項目についてどのような印象を受けますか。該当する番号に○をつけてください。【○は1つ】

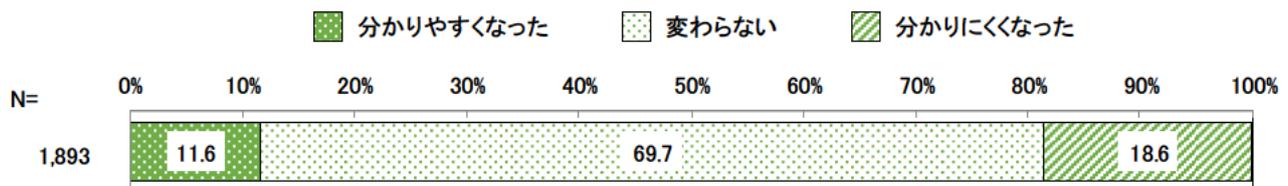
### 【制度の分かりやすさ】

制度のわかりやすさについて、「変わらない」が69.8%と最も高く、次いで「分かりにくくなった」が19.3%、「分かりやすくなった」が10.9%となっている。



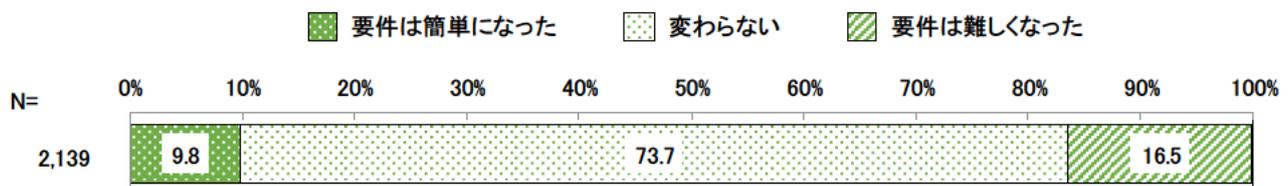
### 【参考：制度の分かりやすさ（制度を知っていた企業のみ）】

制度のわかりやすさについて、問5(11)及び問6(11)で「制度を知らなかったため」と回答した企業を除いて集計を行った。「変わらない」が69.7%と最も高く、次いで「分かりにくくなった」が18.6%、「分かりやすくなった」が11.6%となり、全体の結果と大きな差はみられなかった。



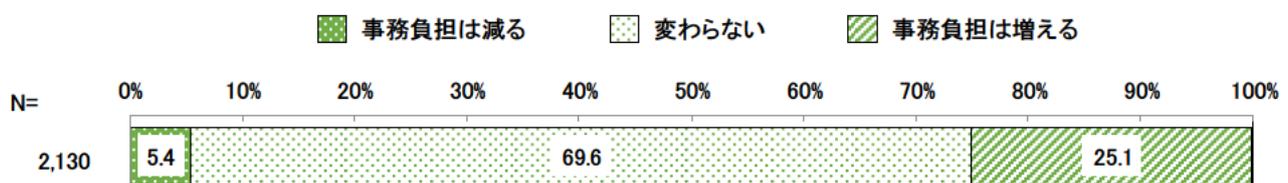
### 【要件達成の難易度】

要件達成の難易度について、「変わらない」が73.7%と最も高く、次いで「要件は難しくなった」が16.5%、「要件は簡単になった」が9.8%となっている。



### 【税制に係る事務負担の量】

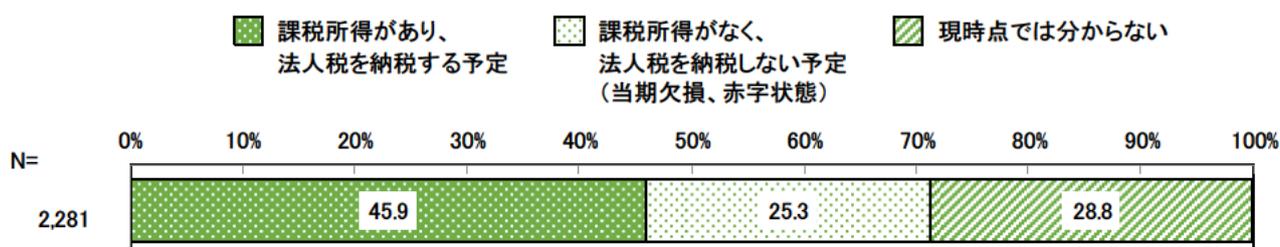
税制に係る事務負担の量について、「変わらない」が69.6%と最も高く、次いで「事務負担は増える」が25.1%、「事務負担は減る」が5.4%となっている。



### (13) 令和3年度の間に開始した事業年度における法人税の納税予定

問7(2) 貴社の令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の間に開始した事業年度における法人税の納税予定についてお答えください。【〇は1つ】

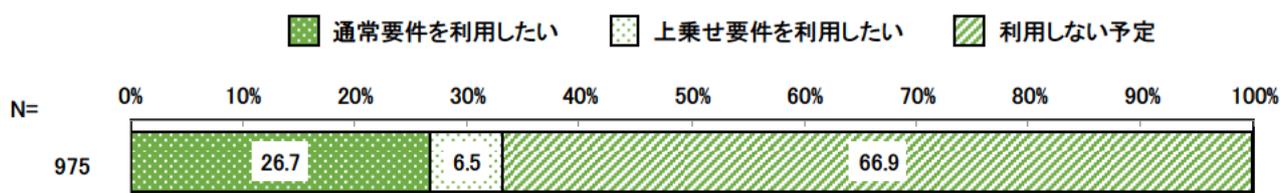
令和3年度の間に開始した事業年度における法人税の納税予定について、「課税所得があり、法人税を納税する予定」が45.9%と最も高く、次いで「現時点では分からない」が28.8%、「課税所得がなく、法人税を納税しない予定(当期欠損、赤字状態)」が25.3%となっている。



### (14) 令和3年度の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用見込み

問7(3) 問7(2)で、「1. 課税所得があり、法人税を納税する予定」と回答された方に伺います。貴社の令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用見込みについてお答えください。【〇は1つ】

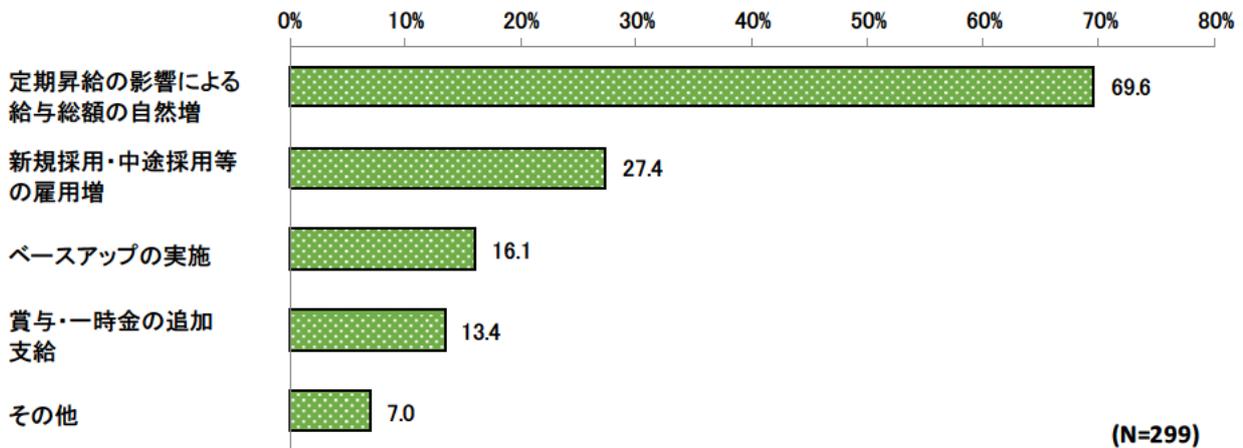
令和3年度の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用見込みについて、「利用しない予定」が66.9%と最も高く、次いで「通常要件を利用したい」が26.7%、「上乗せ要件を利用したい」が6.5%となっている。



(15) 税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法

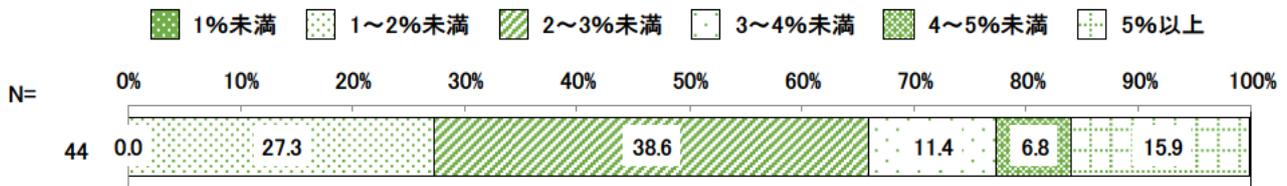
問7(4) 問7(3)で「1. 通常要件を利用したい」「2. 上乗せ要件を利用したい」と回答された方に伺います。  
税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加（上乗せ要件の場合は2.5%以上増加等）」の達成方法（見込み）をお答えください。（ ）内には数値を記入してください。  
【複数回答可、記述あり】

税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法について、「定期昇給の影響による給与総額の自然増」が69.6%と最も高く、次いで「新規採用・中途採用等の雇用増」が27.4%、「ベースアップの実施」が16.1%となっている。



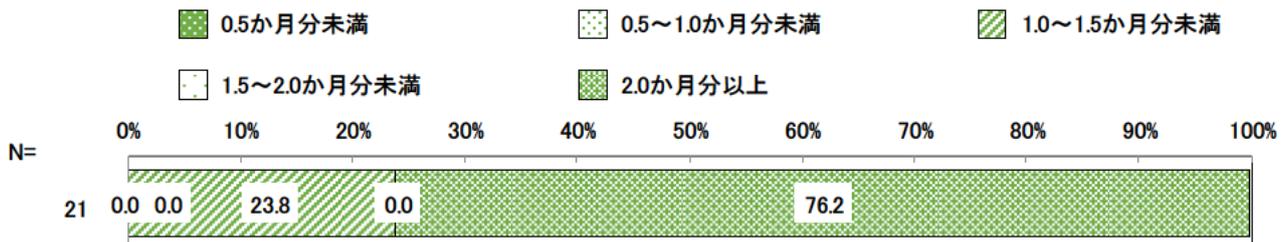
**【ベースアップ率】**

「2～3%未満」が38.6%（17件）と最も高く、次いで「1～2%未満」が27.3%（12件）、「5%以上」が15.9%（7件）となっている。



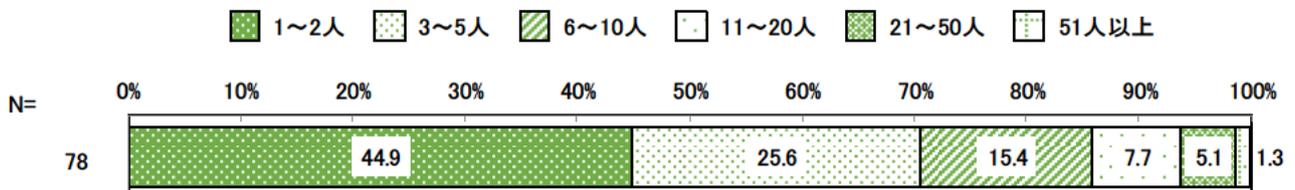
**【賞与・一時金の追加支給】**

「2.0か月分以上」が76.2%（16件）と最も高く、次いで「1.0～1.5か月分未満」が23.8%（5件）となっている。



**【新規採用・中途採用等の雇用】**

「1～2人」が44.9%（35件）と最も高く、次いで「3～5人」が25.6%（20件）、「6～10人」が15.4%（12件）となっている。



## 4 最低賃金引き上げの影響

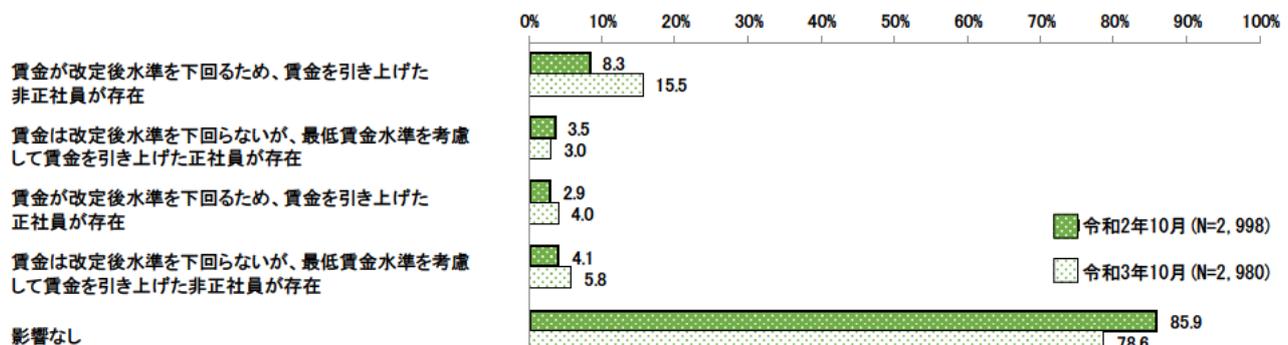
### (1) 令和2年、令和3年に引き上げられた最低賃金の影響

問9 令和2年10月に引き上げられた最低賃金の影響をお答えください。また、併せて賃金を引き上げた人数、対象者の引上げ前・引上げ後の基本給の平均値（時間給換算額）をお答えください。【複数回答可】

問10 令和3年10月に引き上げられた最低賃金の影響をお答えください。また、併せて賃金を引き上げた人数、対象者の引上げ前・引上げ後の基本給の平均値（時間給換算額）をお答えください。【複数回答可】

令和2年10月及び令和3年10月に引き上げられた最低賃金の影響について、どちらの年も「影響なし」が最も高く、次いで「賃金が改定後水準を下回るため、賃金を引き上げた非正社員が存在」、「賃金は改定後水準を下回らないが、最低賃金水準を考慮して賃金を引き上げた正社員が存在」の順となっている。

令和2年と比較すると、令和3年は「影響なし」が前年よりも7.3ポイント減少した一方、「賃金が改定後水準を下回るため、賃金を引き上げた非正社員が存在」が7.2ポイント増加している。



# 第5章 調査結果から得られた示唆

## 1 上場企業の賃上げ等状況の分析

上場企業の賃上げ状況等について、設問間クロス集計により分析を行った。設問や属性により回答数が少ないことがあるため留意されたい。

### (1) 業種・企業規模別の賃上げ状況

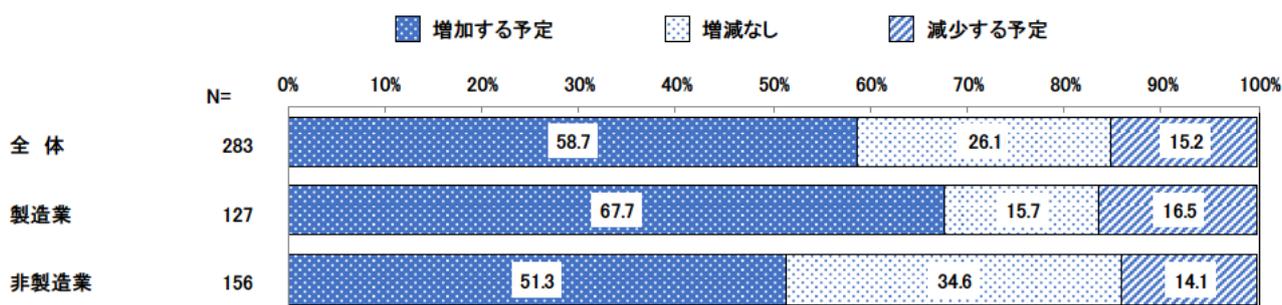
令和3年度の常用労働者1人当たりの平均年収（賞与・一時金含む）の増減見込みを業種別にみると、「増加する予定」は製造業で67.7%、非製造業で51.3%となり、製造業が非製造業を16.4ポイント上回っている。一方、「増減なし」は製造業で15.7%、非製造業で34.6%となっており、非製造業が製造業を18.9ポイント上回っている。

増加予定率についてみると、製造業、非製造業ともに1%以上の増加を予定している企業は8割を超えるが、なかでも「5%以上の増加」は製造業で29.3%、非製造業で21.9%となり、製造業が非製造業を7.4ポイント上回っている。

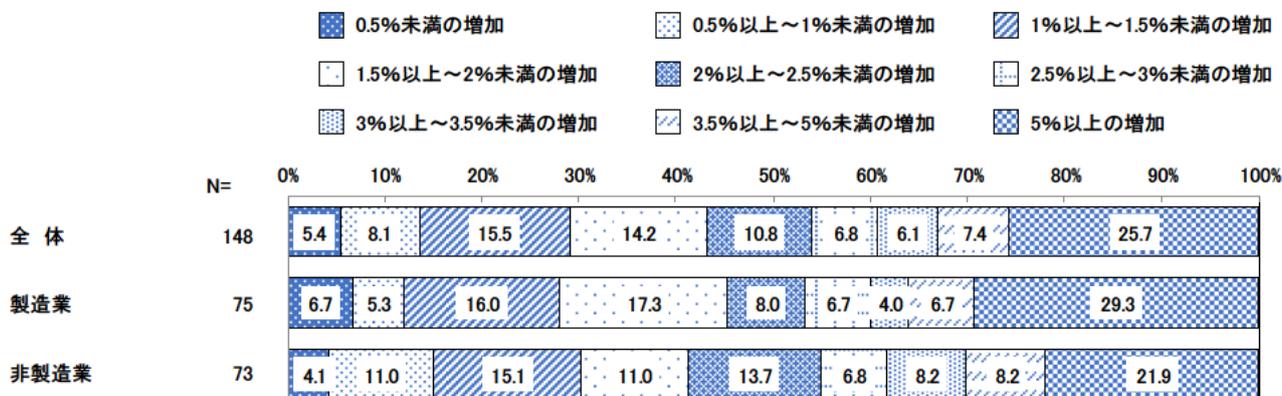
このことから、製造業の方が賃上げに対してより積極的な姿勢であることがうかがえる。

#### 《業種別》

1人当たり平均年収の増減見込み（常用労働者）



1人当たり平均年収の増加予定率（常用労働者）



※上場企業調査における「製造業」「非製造業」の定義については15ページ参照。

【参考：業種別の賃上げ状況（問1（2）における30業種別）】

令和3年度の常用労働者1人当たりの平均年収（賞与・一時金含む）の増減見込みを問1（2）における30業種別に集計した。

10件以上の回答が得られた業種について「増加する予定」の割合をみると、製造業では化学・医薬品が86.4%で最も高く、次いで精密機械が75.0%、機械が71.4%となっている。非製造業では情報通信が65.5%で最も高く、次いで商業が61.3%、銀行・ノンバンクが50.0%となっている。

	回答数	増加する 予定	増減なし	減少する 予定	
全 体	283	58.7	26.1	15.2	
製 造 業	食品	10	70.0	20.0	10.0
	繊維製品	4	75.0	-	25.0
	パルプ・紙	6	66.7	16.7	16.7
	化学・医薬品	22	86.4	4.5	9.1
	石油・石炭	-	-	-	-
	ゴム	4	75.0	-	25.0
	窯業	1	100.0	-	-
	鉄鋼	1	-	-	100.0
	非鉄金属	6	50.0	16.7	33.3
	金属製品	12	41.7	41.7	16.7
	機械	14	71.4	14.3	14.3
	電気	12	66.7	16.7	16.7
	輸送用機械	9	55.6	22.2	22.2
	精密機械	12	75.0	16.7	8.3
	その他製品	14	64.3	14.3	21.4
非 製 造 業	農林水産	-	-	-	
	鉱業	2	-	-	100.0
	建設	21	42.9	42.9	14.3
	商業	31	61.3	25.8	12.9
	銀行・ノンバンク	12	50.0	41.7	8.3
	証券・証券先物	3	33.3	66.7	-
	保険	2	50.0	50.0	-
	不動産	9	33.3	66.7	-
	陸運	3	-	-	100.0
	海運	3	100.0	-	-
	空運	-	-	-	-
	倉庫・運輸	6	50.0	33.3	16.7
	情報通信	29	65.5	24.1	10.3
	電気ガス	3	33.3	66.7	-
	サービス	32	46.9	37.5	15.6

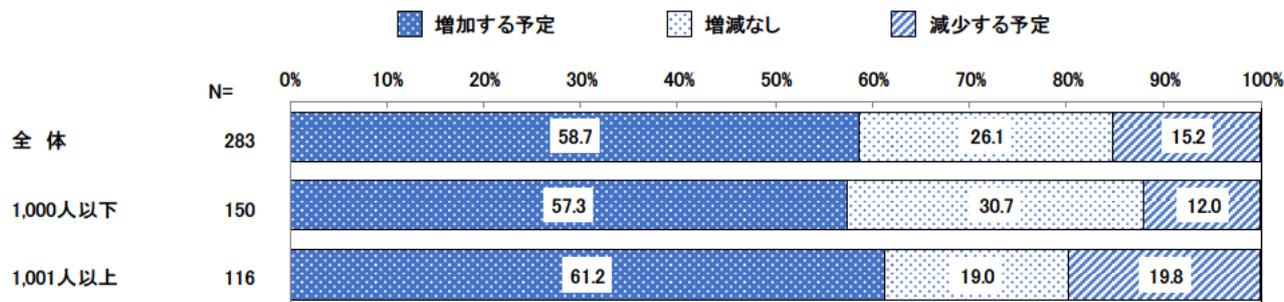
※回答数が10件未満の業種については数値のみの表示としている。

企業規模別にみると、「増加する予定」は1,000人以下で57.3%、1,001人以上で61.2%といずれも半数以上を占め、企業規模による大きな差はみられなかった。一方、「増減なし」は1,000人以下で30.7%、1,001人以上で19.0%と、1,000人以下が1,001人以上を11.7ポイント上回った。

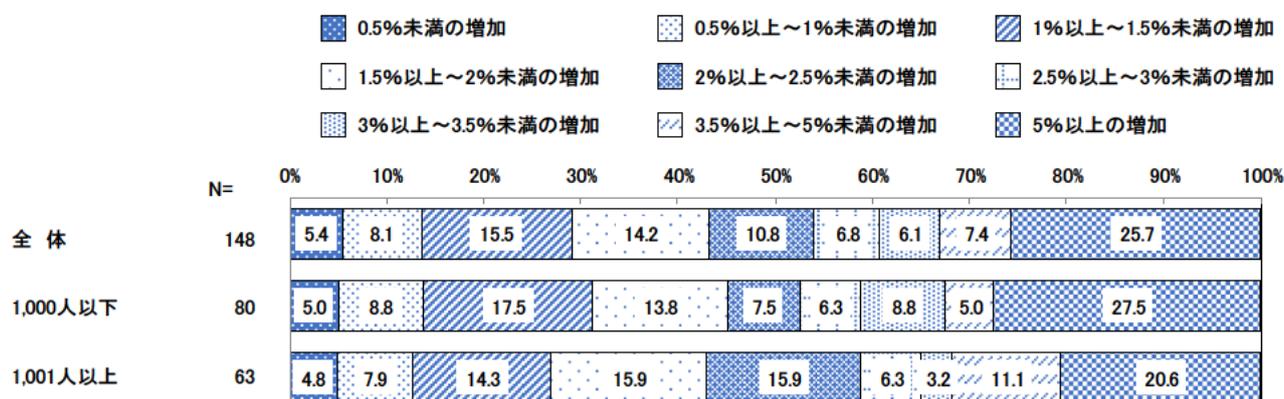
増加予定率についてみると、いずれの企業規模でも1%以上の増加を予定している企業は8割を超えている。

### 《企業規模別》

#### 1人当たり平均年収の増減見込み（常用労働者）



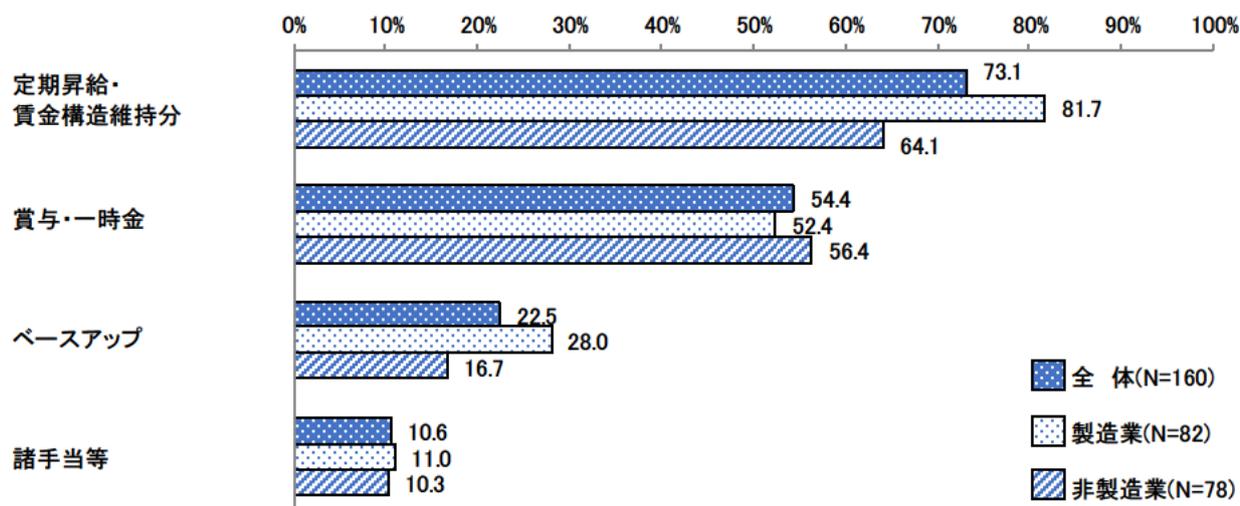
#### 1人当たり平均年収の増加予定率（常用労働者）



## (2) 業種・企業規模別の賃金引き上げ方法

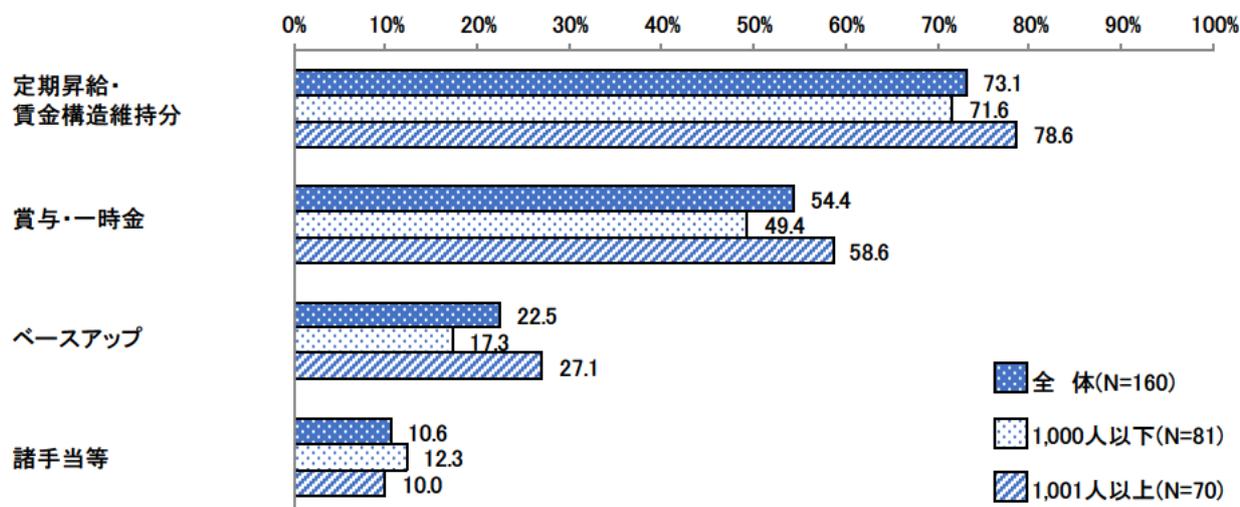
令和3年度における常用労働者の賃金引き上げ方法を業種別にみると、製造業、非製造業ともに「定期昇給・賃金構造維持分」が最も高く、次いで「賞与・一時金」となっている。製造業では「定期昇給・賃金構造維持分」が81.7%、「ベースアップ」が28.0%となっており、どちらも非製造業と比べ10ポイント以上高くなっている。

### 《業種別》



企業規模別にみると、いずれの企業規模でも「定期昇給・賃金構造維持分」が7割を超えて最も高く、次いで「賞与・一時金」となっている。1,001人以上では「賞与・一時金」が58.6%、「ベースアップ」が27.1%となっており、どちらも1,000人以下と比べ約9ポイント高くなっている。

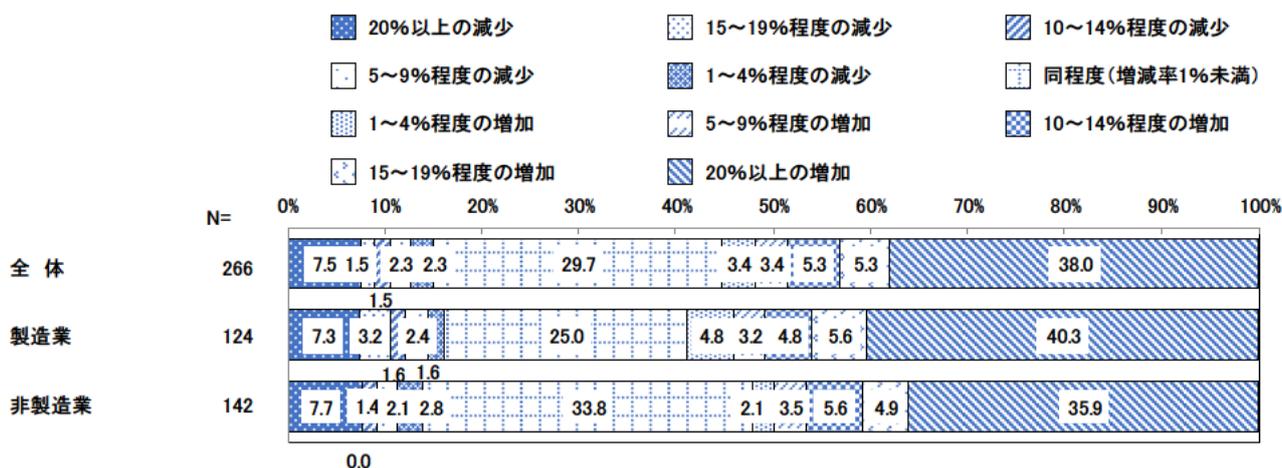
### 《企業規模別》



### (3) 教育訓練費の増減予定率

令和3年度の教育訓練費総額の増減予定率を業種別にみたところ、製造業、非製造業ともに「20%以上の増加」が40.3%、35.9%で最も高く、次いで「同程度」が25.0%、33.8%が続いた。『増加』と回答した企業については製造業で58.7%、非製造業で52.0%となり、製造業が6.7ポイント上回っているものの、どちらも半数以上を占めた。

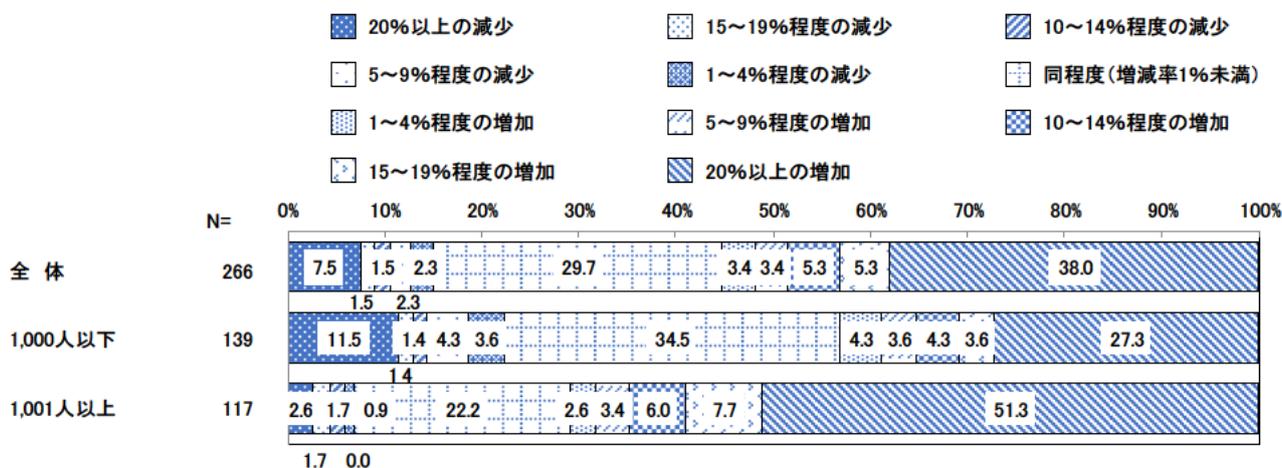
#### 《業種別》



企業規模別にみると、1,000人以下では「同程度」が34.5%、1,001人以上では「20%以上の増加」が51.3%で、それぞれ最も高い。『増加』については、1,001人以上が71.0%、1,000人以下が43.1%で、1,001人以上が27.9ポイント上回った。また、『減少』については、1,000人以下が22.2%、1,001人以上が6.9%で、1,000人以下が15.3ポイント上回った。

1,001人以上の企業では、教育訓練費総額の増加を見込む企業の割合が7割強で、1,000人以下に比べ高くなっている。一方、1,000人以下の企業では、同程度または減少を見込む企業が半数以上を占めている。このことから、教育訓練費の増減については、企業規模によって方針が大きく異なることがうかがえる。

#### 《企業規模別》



## 2 中小企業の賃金動向・雇用状況等の分析

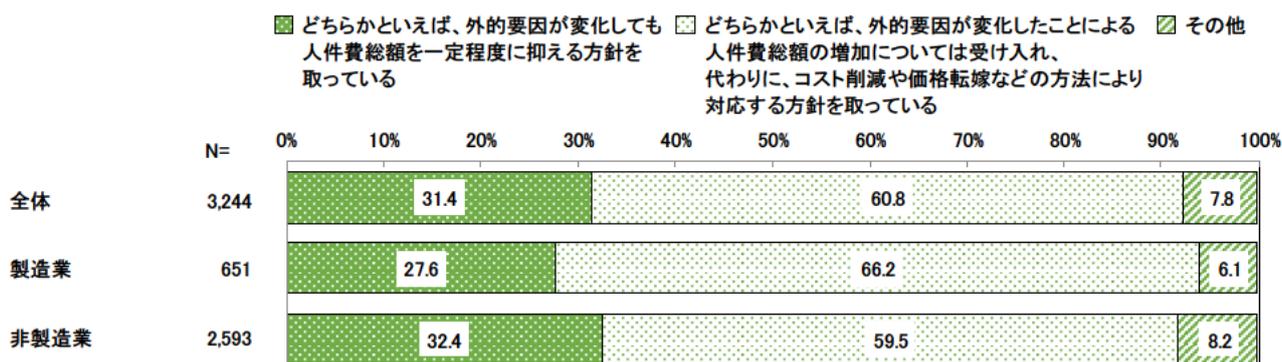
中小企業の賃金動向・雇用状況等について、設問間クロス集計により分析を行った。設問や属性により回答数が少ないことがあるため留意されたい。

### (1) 業種・企業規模別、外的要因により人件費が増加した場合の対応方針

外的要因により人件費が増加した場合の主な対応方針について業種別にみると、製造業、非製造業ともに「どちらかといえば、外的要因が変化したことによる人件費総額の増加については受け入れ、代わりに、コスト削減や価格転嫁などの方法により対応する方針を取っている」が最も高い。製造業で66.2%となっており、非製造業と比べて6.7ポイント高い。一方、「どちらかといえば、外的要因が変化しても人件費総額を一定程度に抑える方針を取っている」は非製造業で32.4%となっており、製造業と比べて4.8ポイント高い。

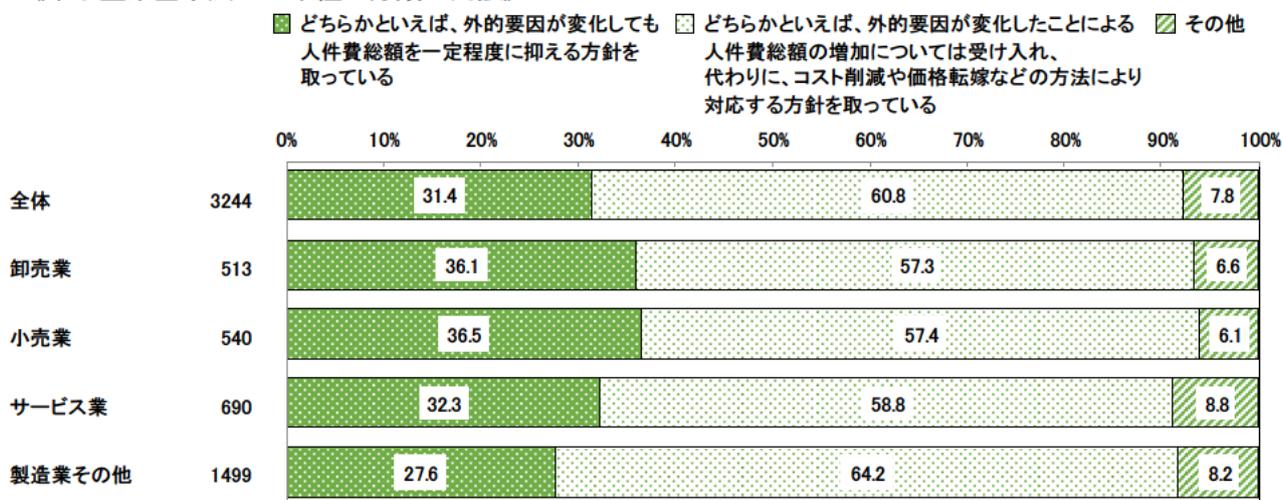
中小企業基本法上の業種4分類の内訳をみると、すべての業種で「どちらかといえば、外的要因が変化したことによる人件費総額の増加については受け入れ、代わりに、コスト削減や価格転嫁などの方法により対応する方針を取っている」が最も高く、5割を超えている。

#### 《製造・非製造業別》



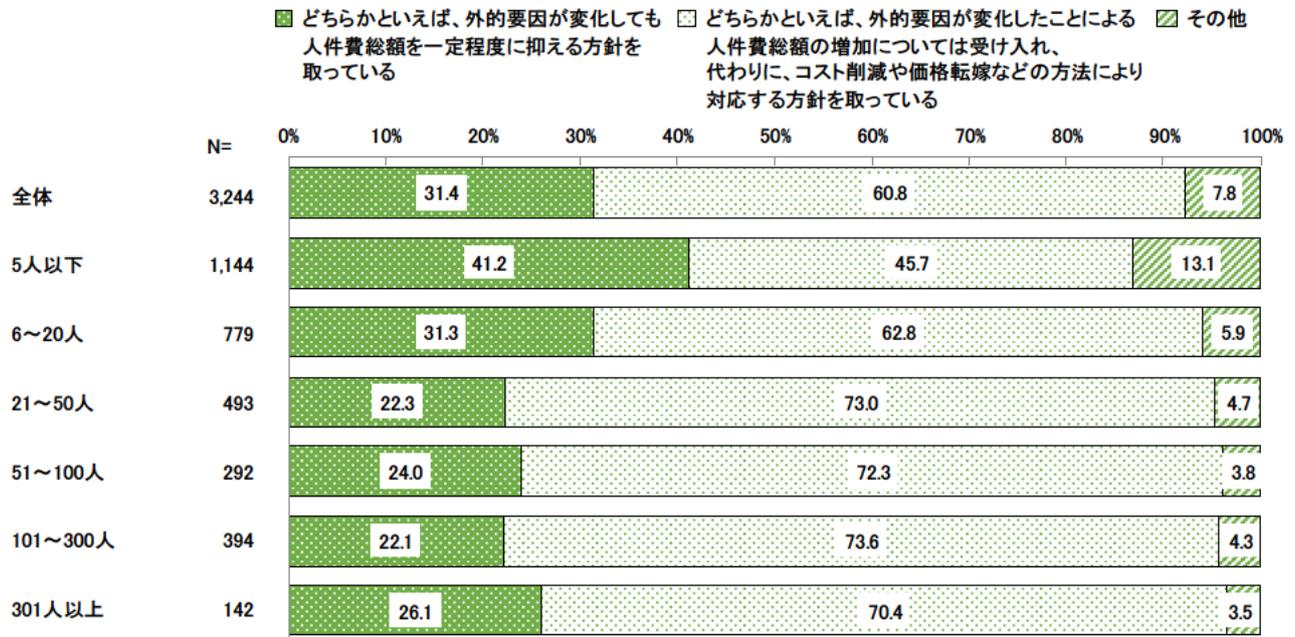
※中小企業調査における「製造業」とは日本標準産業分類の「大分類E－製造業」を指し、「非製造業」はそれ以外の業種を指している。

#### 《中小企業基本法上の業種4分類の内訳》



外的要因により人件費が増加した場合の主な対応方針について企業規模別にみると、すべての企業規模で「どちらかといえば、外的要因が変化したことによる人件費総額の増加については受け入れ、代わりに、コスト削減や価格転嫁などの方法により対応する方針を取っている」が最も高く、特に21人以上の企業では7割を超えている。

### 《企業規模別》

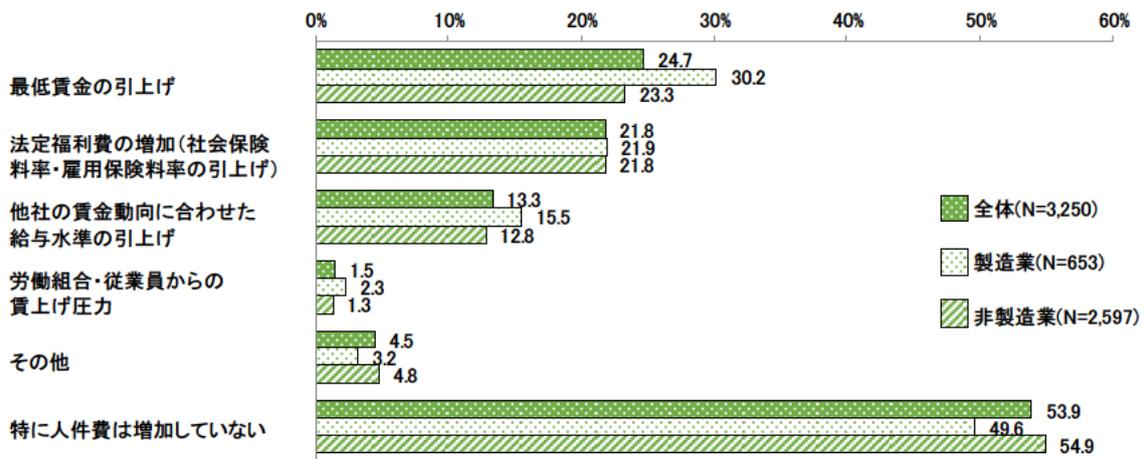


## (2) 業種・企業規模別、直近2～3年における人件費の増加要因

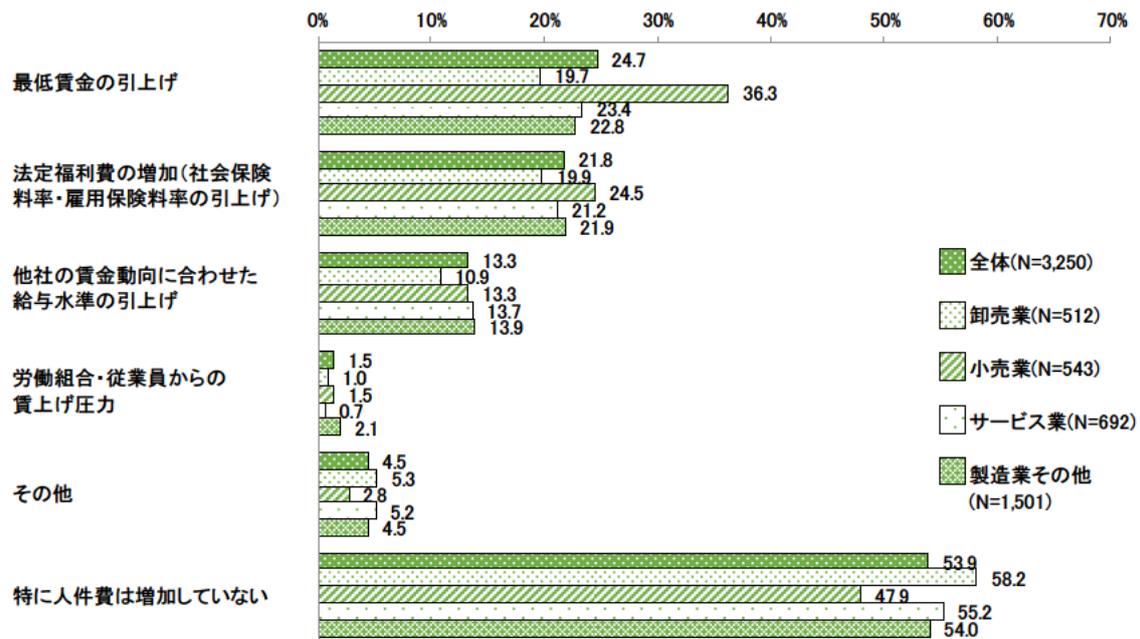
直近2～3年において外的要因等により意図せずして増加した人件費について業種別にみると、製造業、非製造業ともに「特に人件費は増加していない」が最も高く、5割前後となっている。非製造業では54.9%となっており、製造業と比べて5.3ポイント高い。一方、「最低賃金の引上げ」は製造業で30.2%となっており、非製造業と比べて6.9ポイント高い。

中小企業基本法上の業種4分類の内訳をみると、すべての業種で「特に人件費は増加していない」が最も高く、5割前後となっている。特に卸売業では58.2%と他業種と比べて高くなっている。また、小売業では「最低賃金の引上げ」が36.3%と他業種と比べて10ポイント以上高くなっている。

### 《製造・非製造業別》

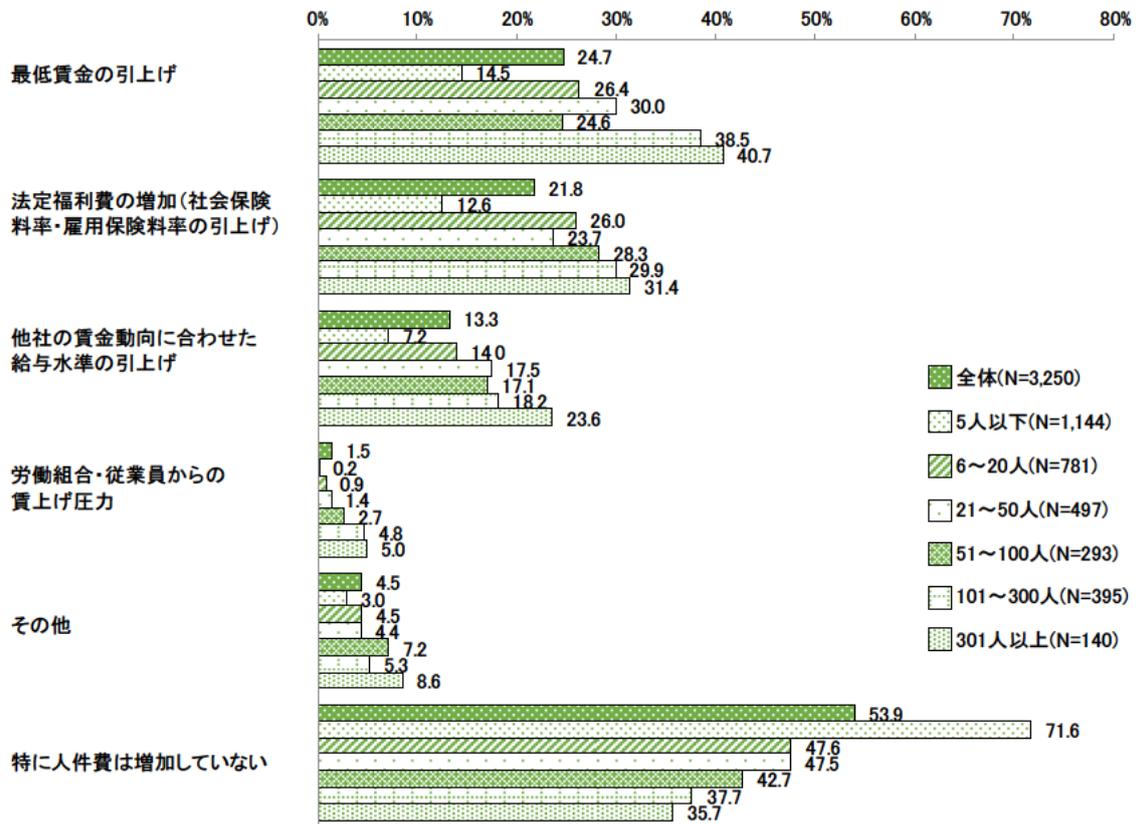


### 《中小企業基本法上の業種4分類の内訳》



直近2～3年において外的要因等により意図せずして増加した人件費について企業規模別にみると、101人以上の企業では「最低賃金の引上げ」が高い傾向がみられる。一方、100人以下の企業では「特に人件費は増加していない」が高い傾向がみられる。特に5人以下の企業では、71.6%と7割を超えており、他の企業規模より突出して高くなっている。

《企業規模別》



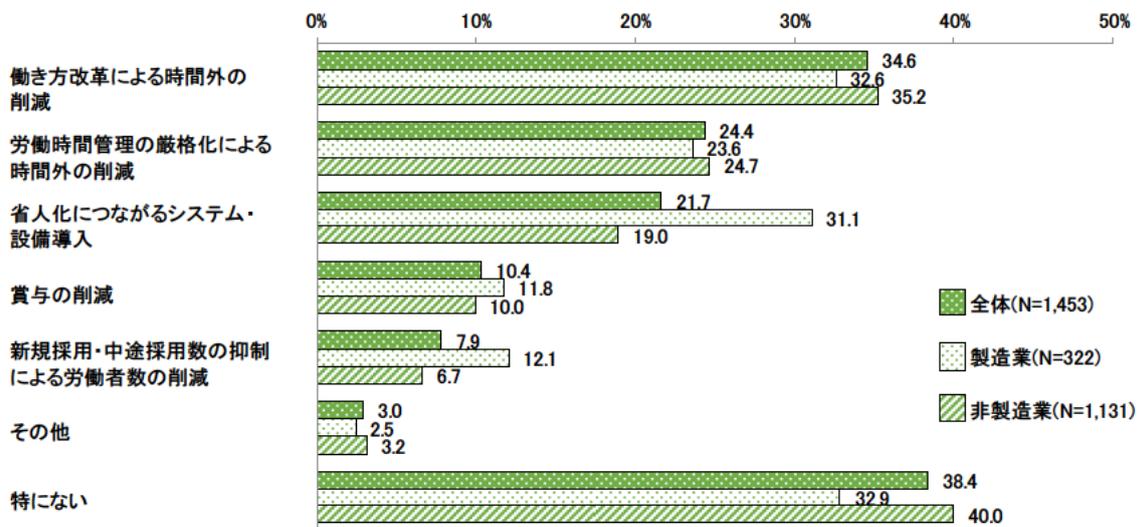
### (3) 業種・企業規模別、人件費の増加要因に対する取り組み

#### 【①：人件費を抑える取り組み】

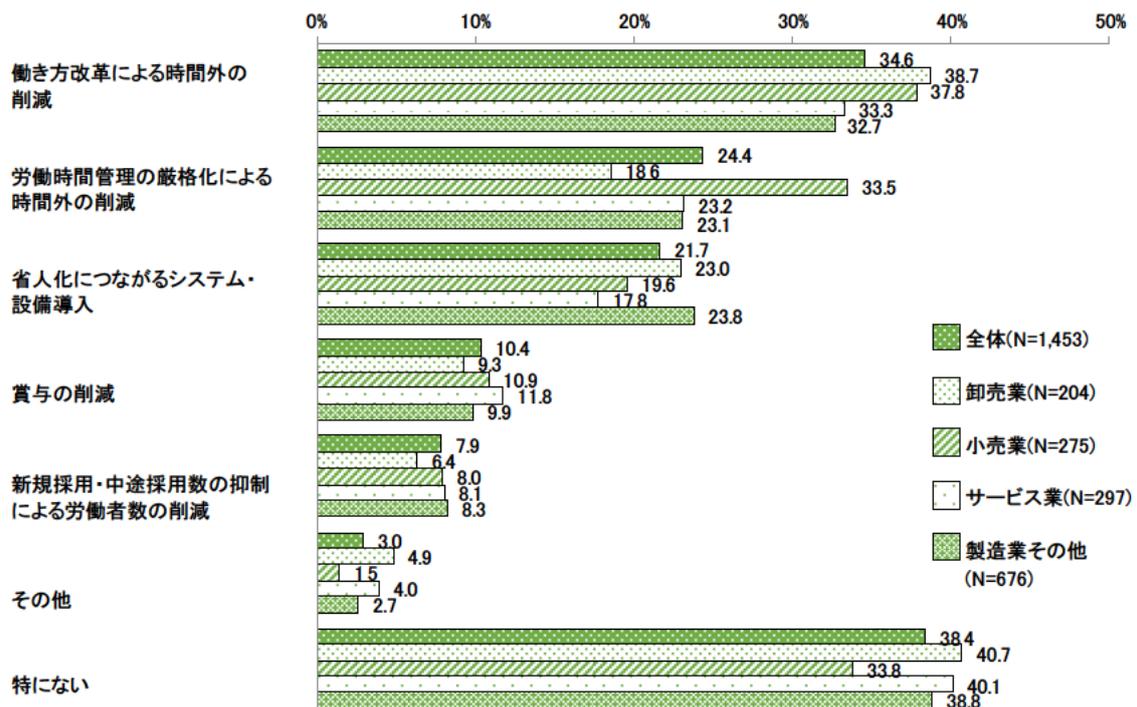
人件費を抑える取り組みについて業種別にみると、製造業、非製造業ともに「特にない」及び「働き方改革による時間外の削減」が高くなっている。また、製造業ではこれらに加えて「省人化につながるシステム・設備導入」が31.1%と高く、非製造業と比べて12.1ポイント高くなっている。

中小企業基本法上の業種4分類の内訳をみると、すべての業種で「特にない」及び「働き方改革による時間外の削減」が高くなっている。また、小売業ではこれらに加えて「労働時間管理の厳格化による時間外の削減」が33.5%と高く、他業種と比べて約10ポイント高くなっている。

#### 《製造・非製造業別》

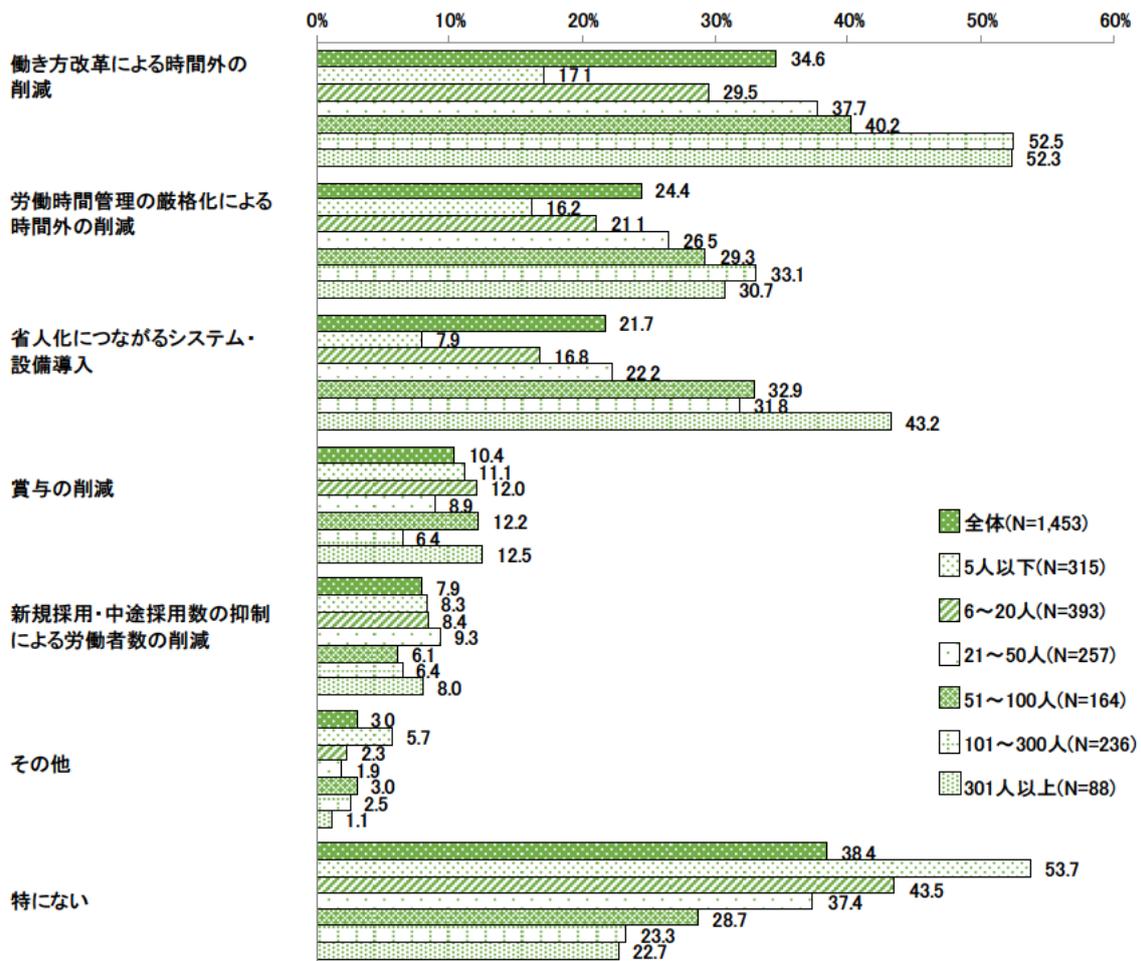


#### 《中小企業基本法上の業種4分類の内訳》



人件費を抑える取り組みについて企業規模別にみると、21人以上の企業では「働き方改革による時間外の削減」が高い傾向がみられ、3割半ばを超えている。また、51人以上の企業ではこれに加えて、「省人化につながるシステム・設備導入」も高い傾向がみられ、特に301人以上の企業では43.2%と4割を超えている。一方、20人以下の企業では「特にない」が最も高くなっている。

### 《企業規模別》

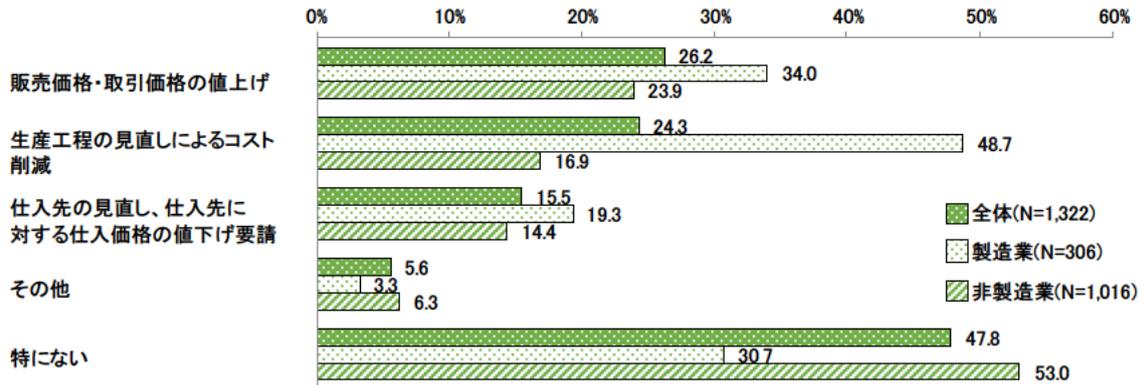


【②：①以外の取り組み】

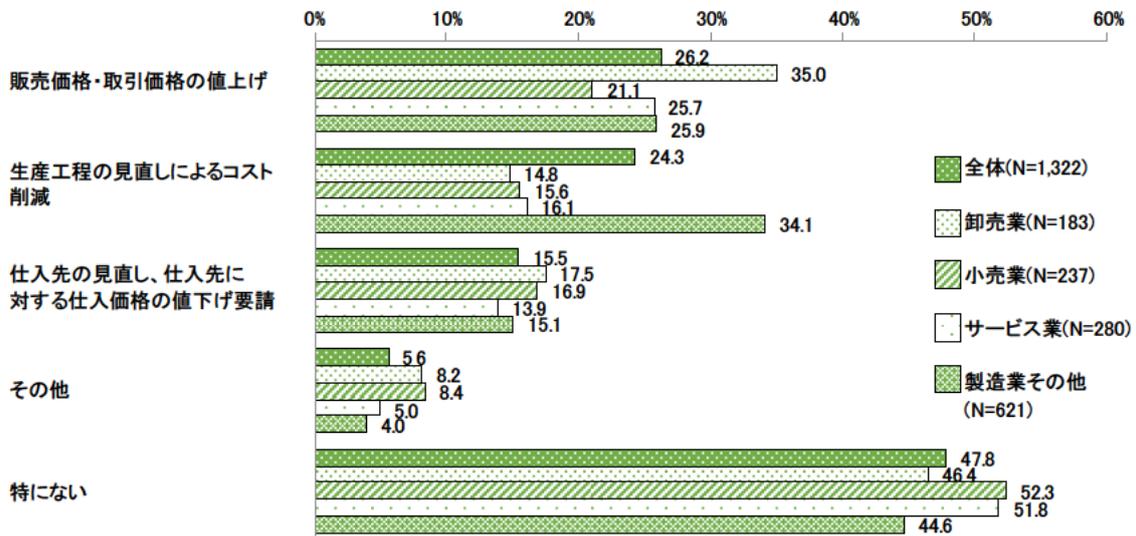
人件費を抑える以外の取り組みについて業種別にみると、非製造業では「特にない」が53.0%と最も高く、製造業と比べて22.3ポイント高くなっている。一方、製造業では「生産工程の見直しによるコスト削減」が48.7%と最も高く、非製造業と比べて31.8ポイント高くなっている。

中小企業基本法上の業種4分類の内訳をみると、すべての業種で「特にない」が最も高くなっている。また、卸売業ではこれに加えて「販売価格・取引価格の値上げ」が35.0%と、他業種と比べて約10ポイント高くなっている。製造業その他では「生産工程の見直しによるコスト削減」が34.1%と、他業種と比べて約10ポイント高くなっている。

《製造・非製造業別》

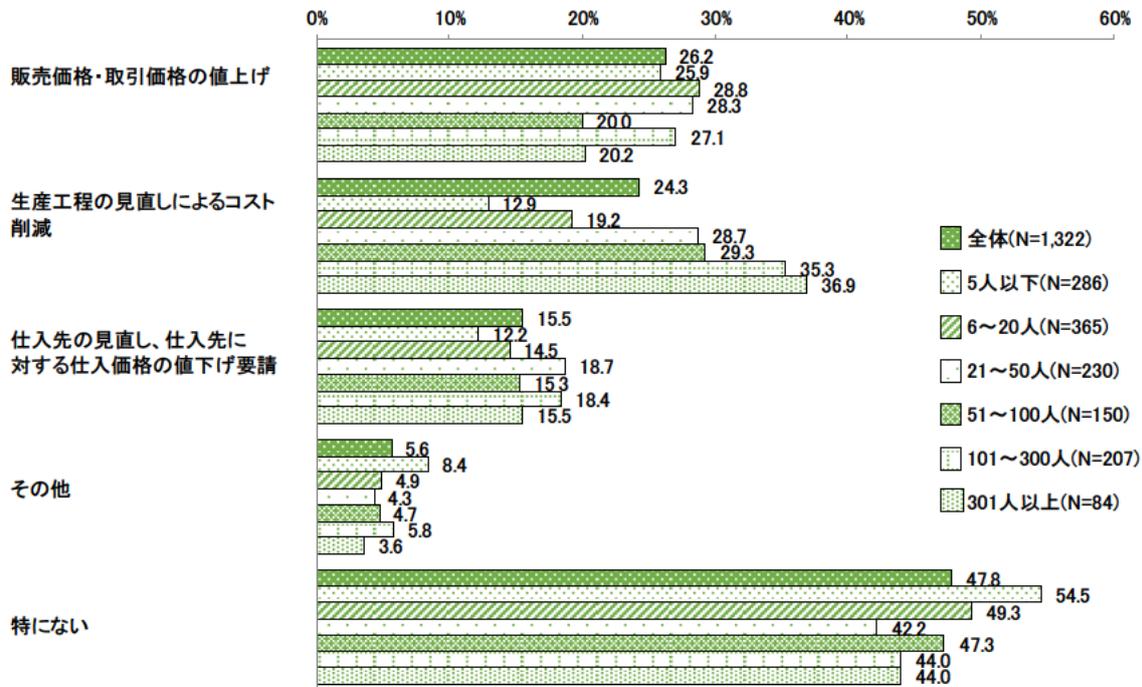


《中小企業基本法上の業種4分類の内訳》



人件費を抑える以外の取り組みについて企業規模別にみると、すべての企業規模で「特にない」が最も高くなっている。また、21人以上の企業ではこれに加えて、「生産工程の見直しによるコスト削減」も高く、3割前後となっている。一方、20人以下の企業では「販売価格・取引価格の値上げ」が高い傾向がみられる。

### 《企業規模別》



### 3 中小企業向け所得拡大促進税制の利用状況の分析

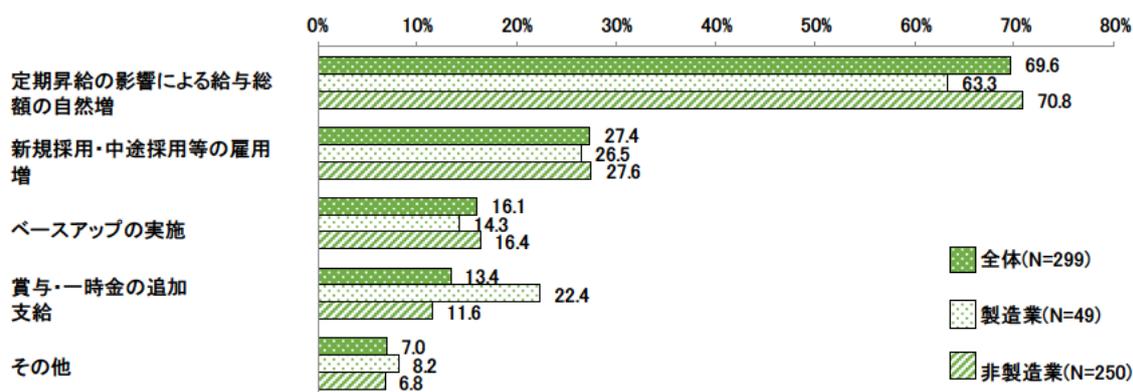
#### (1) 業種・企業規模別、税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法（令和3年度の間を開始した事業年度分）

令和3年度の間を開始した事業年度に適用される所得拡大促進税制について、税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法について業種別にみると、製造業、非製造業ともに「定期昇給の影響による給与総額の自然増」が最も高く、非製造業では70.8%と、製造業と比べて7.5ポイント高くなっている。一方、「賞与・一時金の追加支給」においては、製造業が22.4%と、非製造業と比べて10.8ポイント高くなっている。

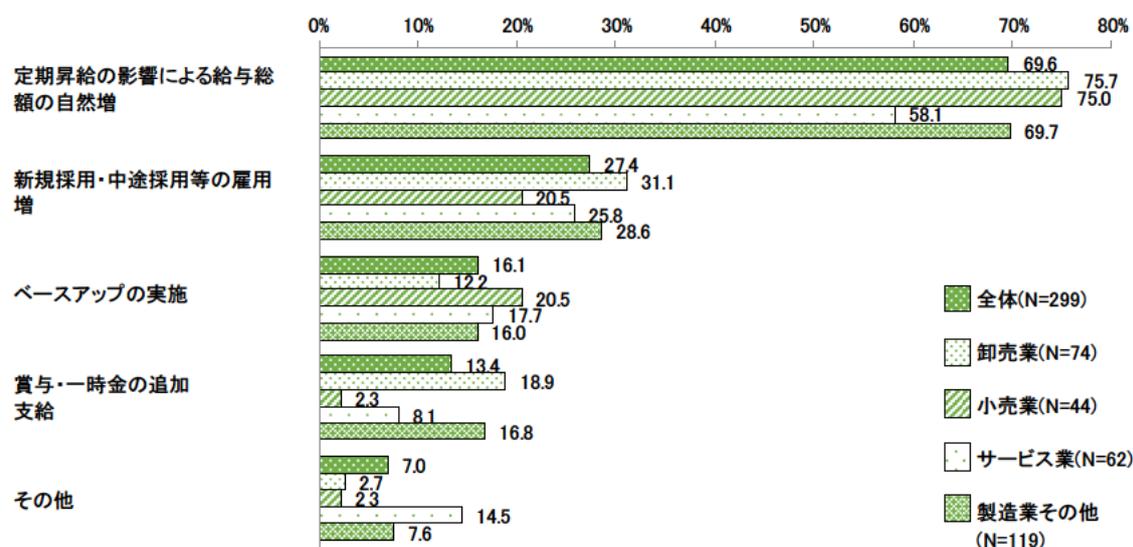
中小企業基本法上の業種4分類の内訳をみると、すべての業種で「定期昇給の影響による給与総額の自然増」が最も高く、特に卸売業と小売業では、7割半ばとなっている。また、卸売業では「新規採用・中途採用等の雇用増」が31.1%と、他業種と比べて高くなっている。

このことから、業種にかかわらず多くの企業において、定期昇給が給与総額の増加要因の一つとなっていることがうかがえる。

#### 《製造・非製造業別》

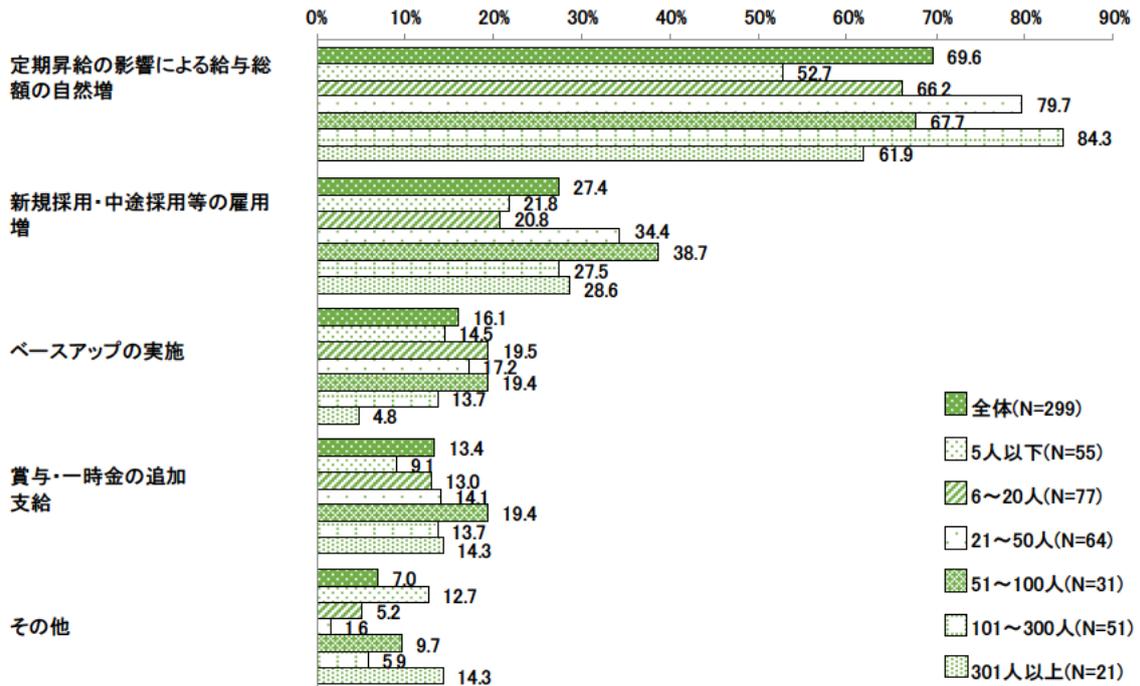


#### 《中小企業基本法上の業種4分類の内訳》



税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加」の達成方法について企業規模別にみると、すべての企業規模で「定期昇給の影響による給与総額の自然増」が最も高く、特に101～300人の企業では84.3%と8割を超えている。また、51～100人の企業では、これに加えて「新規採用・中途採用等の雇用増」が38.7%と、他の企業規模より高くなっている。

《企業規模別》



## 第6章 資料編

### 上場企業向け調査 調査票

#### 令和3年度「企業の賃金動向・雇用状況等に係るアンケート調査」

##### 1. 基礎情報

問1 (1). 貴社の資本金を記入してください。

	千	百	十	－	千	百	十	－	
資本金					億				万円

問1 (2). 貴社の業種を選択してください。【○は1つ】

1. 農林水産	2. 鉱業	3. 建設
＜※製造業の方は、4～18の中からお選びください＞		
4. 食品	5. 繊維製品	6. パルプ・紙
7. 化学・医薬品	8. 石油・石炭	9. ゴム
10. 窯業	11. 鉄鋼	12. 非鉄金属
13. 金属製品	14. 機械	15. 電気
16. 輸送用機械	17. 精密機械	18. その他製品
19. 商業	20. 銀行・ノンバンク	21. 証券・証券先物
22. 保険	23. 不動産	24. 陸運
25. 海運	26. 空運	27. 倉庫・運輸
28. 情報通信	29. 電気ガス	30. サービス

##### 2. 「賃上げ・生産性向上のための税制」「人材確保等促進税制」の利用実績・見込みについて

###### 【賃上げ・生産性向上のための税制】（平成30年度～令和2年度）

賃上げ等を促進した企業に対して、全雇用者の給与等支給額の増加額の一部を法人税額等から税額控除する制度です。「通常要件」とは、賃上げ要件（継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加）及び設備投資要件（国内設備投資額が償却費総額の9.5割以上）の双方を指し、「上乗せ要件」とは、教育訓練費要件（教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加）を指します。

その他の詳細は、経済産業省ホームページ（※）をご参照ください。

※ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

###### 【人材確保等促進税制】（令和3年度～令和4年度）

新卒・中途採用による人材確保等を促進した企業に対して、新規雇用者の給与等支給額の一部を法人税額等から税額控除する制度です。「通常要件」とは、人材確保要件（新規雇用者給与等支給額が前事業年度比で2%以上増加）を指し、「上乗せ要件」とは、教育訓練費要件（教育訓練費が前事業年度比で20%以上増加）を指します。

その他の詳細は、経済産業省ホームページ（※）をご参照ください。

※ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

問2. 令和2年度～平成30年度における「賃上げ・生産性向上のための税制」の利用実績をそれぞれお答えください。【○はそれぞれ1つ】

令和2年度	1. 利用しなかった	2. 通常要件のみを利用	3. 通常要件及び上乗せ要件を利用
令和元年度	1. 利用しなかった	2. 通常要件のみを利用	3. 通常要件及び上乗せ要件を利用
平成30年度	1. 利用しなかった	2. 通常要件のみを利用	3. 通常要件及び上乗せ要件を利用

問3. 問2でいずれかの年度で「2. 通常要件のみを利用」又は「3. 通常要件及び上乗せ要件を利用」と回答された方に伺います。税額控除額をお答えください。

	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
令和2年度					億					万円
令和元年度					億					万円
平成30年度					億					万円

問4. 令和3年度における「人材確保等促進税制」の利用予定をお答えください。【○は1つ】

1. 利用しない	2. 通常要件のみを利用	3. 通常要件及び上乗せ要件を利用
----------	--------------	-------------------

### 3. 人員計画について

#### 【各用語の定義について】

全労働者	常用労働者と非常用労働者を含めた、賃金台帳に記載される労働者全員を指します。但し、理事、取締役等の役員は除きます。
常用労働者	雇用期間を定めず雇用されている労働者を指します。日雇労働者や季節労働者等雇用期間に定めのある労働者、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除きます。但し、理事、取締役等の役員は除き、管理監督者は含みます。
非常用労働者	雇用期間を定めて雇用されている労働者を指します。日雇労働者や季節労働者等雇用期間に定めのある労働者、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者等が含まれます。
継続雇用者 (継続労働者)	前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けており、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であった者（高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は除きます）を指します。
新卒採用者	学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業した者又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者を指します。但し、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校、職業能力開発施設等を卒業した者は除きます。
中途・経験者 採用者	新卒採用者以外の、他の企業に就職していた者、農業等自営業を行っていた者、家事に従事していた者等を指します。職種は問いません。但し、再雇用制度または勤務延長制度により、再雇用または勤務延長された者を除きます。
離退職者	定年退職や契約期間の満了、従業員の希望による任意退職により離職した者を指します。

問5. 令和3年度～令和元年度における全労働者数、常用労働者数、継続雇用者数をそれぞれお答えください。

※令和3年度については把握している最新の値、令和2年度及び元年度については各事業年度末の値をご記入ください。(以下、同様)

※継続雇用者は、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者を除いた人数をご記入ください。

	全労働者数	常用労働者数	継続雇用者数
令和3年度	人	人	人
令和2年度	人	人	人
令和元年度	人	人	人

問6. 令和3年度～令和元年度における新卒採用者数、中途・経験者採用者数、離退職者数をそれぞれお答えください。

	新卒採用者数	中途・経験者採用者数	離退職者数
令和3年度	人	人	人
令和2年度	人	人	人
令和元年度	人	人	人

#### 4. 給与等について

※問7～10では、令和3年度については把握している最新の実績値を基にした今年度（通期）の見通しを、令和2年度及び元年度については各事業年度末の値をご記入ください。

問7. 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する**給与等支給総額**をお答えください。

※給与等支給総額とは、俸給・給料・賃金・歳費・賞与・一時金及び諸手当等の、給与所得となるものの総額を指します。退職金等の給与所得とならないものは除きます。

		千 百 十 一				億	千 百 十 一				万円
①全労働者	令和3年度					億					万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
②常用労働者	令和3年度					億					万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
③継続雇用者	令和3年度					億					万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円

問8. 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する**残業手当(時間外手当)の支給総額**をお答えください。

※残業手当(時間外手当)とは、所定労働時間を超えて働いた場合に支払われる割増賃金を指します。

		千 百 十 一				億	千 百 十 一				万円
①全労働者	令和3年度					億					万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
②常用労働者	令和3年度					億					万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
③継続雇用者	令和3年度					億					万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円

問9. 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する**夏季賞与・一時金の支給総額**をそれぞれお答えください。

①全労働者	令和3年度	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
②常用労働者	令和3年度	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
③継続雇用者	令和3年度	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円

問10. 令和3年度～令和元年度における、全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれに対する**冬季賞与・一時金の支給総額**をそれぞれお答えください。

①全労働者	令和3年度	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
②常用労働者	令和3年度	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円
③継続雇用者	令和3年度	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
	令和2年度					億					万円
	令和元年度					億					万円

問11. 令和3年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの**1人当たりの平均年収**（賞与・一時金を含む）について、令和2年度と比較した場合の増減見込みをお答えください。

【①～③について○はそれぞれ1つ】

	1人当たりの平均年収（賞与・一時金を含む）		
	増加する予定	増減なし	減少する予定
①全労働者	1	2	3
②常用労働者	1	2	3
③継続雇用者	1	2	3

問 12. 問 11 のいずれかで「1 増加する予定」と回答された方に伺います。

令和 3 年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの 1 人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)について、令和 2 年度と比較した場合の増加予定率をお答えください。

【①～③について○はそれぞれ 1 つ】

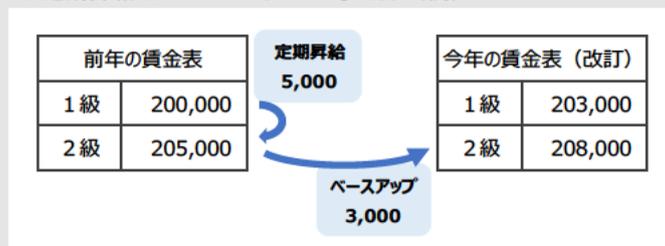
	1 人当たりの平均年収(賞与・一時金を含む)								
	令和 2 年度と比較した増減予定率								
	0.5% 未満の 増加	0.5% 以上 1% 未満の 増加	1% 以上 1.5% 未満の 増加	1.5% 以上 2% 未満の 増加	2% 以上 2.5% 未満の 増加	2.5% 以上 3% 未満の 増加	3% 以上 3.5% 未満の 増加	3.5% 以上 5% 未満の 増加	5% 以上の 増加
①全労働者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
②常用労働者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
③継続雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9

#### 【賃金の引上げ方法について】

定期昇給・  
賃金構造維持分

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することを指します。年齢、勤続年数による自動昇給等のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含まれます。

■定期昇給とベースアップの考え方(例)



※前年 1 級(200,000)の方が、今年 2 級(208,000)になった場合、定期昇給による引上げ 5,000、ベースアップによる引上げ 3,000 となります。

ベースアップ分

賃金表(学歴、年齢、勤続年数、職務、職能等により賃金がどのように定まっているかを表にしたもの)の改定により賃金水準を引き上げること指します。

賞与・一時金分

定期昇給・賃金構造維持分、ベースアップ分によって増加する分を除く賞与・一時金の昨年度からの増額を指します。

諸手当

能率手当、生産手当、役割手当、特殊勤務手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、在宅勤務手当(リモート勤務手当)その他の手当等を指します。なお、慶弔手当等の特別手当は除きます。

問 13. 問 11 で②常用労働者の平均年収を「1 増加する予定」と回答された方に伺います。

常用労働者の平均年収の引上げ方法について、お答えください。【複数回答可】

1. 定期昇給・賃金構造維持分	2. ベースアップ	3. 賞与・一時金	4. 諸手当等
-----------------	-----------	-----------	---------

問 14. 問 13 で「1. 定期昇給・賃金構造維持分」または「2. ベースアップ」と回答された方に伺います。  
 常用労働者 1 人当たりの引上げ率及び引上げ額をお答えください。

	引上げ率 <sup>※1</sup>	引上げ額 <sup>※2</sup>
①定期昇給・賃金構造維持分	%	円
②ベースアップ	%	円

※1 引上げ分のみご記入ください（誤：102.4%⇒正：2.4%）。

※2 引上げ分のみご記入ください。

問 15. 令和 3 年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの 1 人当たりの平均月収(賞与・一時金を除く月例賃金ベース)について、令和 2 年度と比較した場合の増減見込みをお答えください。

【①～③について○はそれぞれ 1 つ】

	1 人当たりの平均月収 (賞与・一時金を除く月例賃金ベース)		
	増加する予定	増減なし	減少する予定
①全労働者	1	2	3
②常用労働者	1	2	3
③継続雇用者	1	2	3

問 16. 問 15 のいずれかで「1 増加する予定」と回答された方に伺います。

令和 3 年度における全労働者、常用労働者、継続雇用者それぞれの 1 人当たりの平均月収(賞与・一時金を除く月例賃金ベース)について、令和 2 年度と比較した場合の増加予定率をそれぞれお答えください。

【①～③について○はそれぞれ 1 つ】

	1 人当たりの平均月収 (賞与・一時金を除く月例賃金ベース)									
	令和 2 年度と比較した増減予定率									
	0.5% 未満の 増加	0.5% 以上 ～ 1% 未満の 増加	1% 以上 ～ 1.5% 未満の 増加	1.5% 以上 ～ 2% 未満の 増加	2% 以上 ～ 2.5% 未満の 増加	2.5% 以上 ～ 3% 未満の 増加	3% 以上 ～ 3.5% 未満の 増加	3.5% 以上 ～ 5% 未満の 増加	5% 以上 の 増加	
①全労働者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
②常用労働者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
③継続雇用者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

## 5. 教育訓練について

### 【教育訓練費】

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものであります。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。教育訓練中に従業員に支払った給与や、教育訓練を受ける従業員に支給する交通費・旅費、自社の研修施設の取得費・維持管理費は含まれません。

問 17. 令和3年度～令和元年度における、教育訓練費総額をお答えください。

※令和3年度については把握している最新の実績値を基にした今年度（通期）の見通しを、令和2年度及び元年度については各事業年度末の値をご記入ください。

	千	百	十	一	億	千	百	十	一	億	万円
令和3年度											
令和2年度											
令和元年度											

問 18. 令和3年度における教育訓練費総額について、令和2年度と比較した場合の増減予定率をお答えください。【○は1つ】

	令和2年度と比較した増減予定率										
	20%以上の減少	15%～19%程度の減少	10%～14%程度の減少	5%～9%程度の減少	1%～4%程度の減少	(同程度)増減率1%未満	1%～4%程度の増加	5%～9%程度の増加	10%～14%程度の増加	15%～19%程度の増加	20%以上の増加
令和3年度の教育訓練費総額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

### ■回答者様について

ご回答内容を確認させていただく場合があるため、ご回答者様についてご記入ください。

会社名	
お名前	
所属部署名	
役職	
電話番号	
Email	

質問は以上です。ご多忙のところ調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

# 中小企業向け調査 調査票

## 令和3年度「企業の賃金動向・雇用状況等に係るアンケート調査」

### 1. 基礎情報

問1 (1). 貴社の資本金を記入してください。

資本金	万円
-----	----

問1 (2). 貴社の従業員数、正社員数、非正社員数を記入してください。※令和3年3月末時点

従業員数	人
正社員数	人
非正社員数	人

問1 (3). 貴社の事業分野を選択してください。【○は1つ】

1. 農業, 林業	2. 漁業
3. 鉱業, 採石業, 砂利採取業	4. 建設業
5. 製造業	6. 電気・ガス・熱供給・水道業
7. 情報通信業 →問1(4)へ	8. 運輸業, 郵便業
9. 卸売業	10. 小売業
11. 金融業, 保険業	12. 不動産業, 物品賃貸業 →問1(5)へ
13. 学術研究, 専門・技術サービス業	14. 宿泊業, 飲食サービス業 →問1(6)へ
15. 生活関連サービス業, 娯楽業 →問1(7)へ	16. 教育, 学習支援業
17. 医療, 福祉	18. 複合サービス事業
19. サービス業 (他に分類されないもの)	

「7. 情報通信業」「12. 不動産業, 物品賃貸業」「14. 宿泊業, 飲食サービス業」「15. 生活関連サービス業, 娯楽業」以外を回答した方は、問2(1)へ

問1 (4). 問1 (3) で「7. 情報通信業」を選択した場合、事業分野を選択してください。【○は1つ】

1. 通信業	2. 放送業	3. 情報サービス業	4. インターネット付随サービス業
5. 新聞業・出版業	6. 新聞業・出版業を除く映像・音声・文字情報制作業		

問1 (5). 問1 (3) で「12. 不動産業, 物品賃貸業」を選択した場合、事業分野を選択してください。

【○は1つ】

1. 不動産取引業	2. 駐車場業	3. 駐車場業を除く不動産賃貸業・管理業	4. 物品賃貸業
-----------	---------	----------------------	----------

問1 (6). 問1 (3) で「14. 宿泊業, 飲食サービス業」を選択した場合、事業分野を選択してください。

【○は1つ】

1. 宿泊業	2. 飲食店	3. 持ち帰り・配達飲食サービス業
--------	--------	-------------------

問1 (7). 問1 (3) で「15. 生活関連サービス業, 娯楽業」を選択した方に伺います。

貴社は旅行業を営んでいますか。【○は1つ】

1. はい
2. いいえ (洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業を営んでいる)

## 2. 賃金動向・雇用状況について

### ◆人件費に関する貴社の方針について

問2(1). 外的要因(社会保険料率の引上げ、最低賃金の引上げ等)により貴社の人件費が増加した場合、貴社の主な対応方針として、最も当てはまるものをお答えください。【○は1つ】

- |   |
|---|
| 1. どちらかといえば、外的要因が変化しても人件費総額を一定程度に抑える方針を取っている                                    |
| 2. どちらかといえば、外的要因が変化したことによる人件費総額の増加については受け入れ、代わりに、コスト削減や価格転嫁などの方法により対応する方針を取っている |
| 3. その他<br>( )   |

問2(2). 直近2～3年において外的要因等により意図せずして増加した人件費はありますか。ある場合は、その増加要因をお答えください。【複数回答可】

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1. 特に人件費は増加していない               | →問3へ |
| 2. 法定福利費の増加(社会保険料率・雇用保険料率の引上げ) |      |
| 3. 最低賃金の引上げ                    |      |
| 4. 他社の賃金動向に合わせた給与水準の引上げ        |      |
| 5. 労働組合・従業員からの賃上げ圧力            |      |
| 6. その他 ( )                     |      |

問2(3). 問2(2)で2から6のいずれかを回答された方に伺います。

問2(2)でお答えいただいた人件費の増加要因に対する貴社の取り組みとして、当てはまるものをお答えください。【複数回答可】

#### 【①:人件費を抑える取り組み】

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 特にない                    |
| 2. 賞与の削減                   |
| 3. 労働時間管理の厳格化による時間外の削減     |
| 4. 働き方改革による時間外の削減          |
| 5. 新規採用・中途採用数の抑制による労働者数の削減 |
| 6. 省人化につながるシステム・設備導入       |
| 7. その他 ( )                 |

#### 【②:①以外の取り組み】

- |                              |
|------------------------------|
| 1. 特にない                      |
| 2. 仕入先の見直し、仕入先に対する仕入価格の値下げ要請 |
| 3. 生産工程の見直しによるコスト削減          |
| 4. 販売価格・取引価格の値上げ             |
| 5. その他 ( )                   |

## 【各用語の定義】

給与総額	貴社で雇用している労働者（役員や事業主の家族は含みません）に対して支払う俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（給与所得となる給与）の1年間の総額を指します。退職金など、給与所得とならないものについては、該当しません。																			
賞与・一時金	夏冬の賞与、期末手当等の一時金を指します。																			
時間外手当（超過労働給与）	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等を指します。																			
諸手当	能率手当、生産手当、役割手当、特殊勤務手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、その他の手当等を指します。なお、慶弔手当等の特別手当は、ここでいう「諸手当」には含まれません。																			
定期昇給・賃金構造維持影響額	<p>あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額した影響額を指します。年齢、勤続年数による自動昇給等のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含まれます。</p> <p>■定期昇給とベースアップの考え方（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前年の賃金表</th> <th></th> <th colspan="2">今年の賃金表（改訂）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>200,000</td> <td rowspan="2">定期昇給 5,000</td> <td>1級</td> <td>203,000</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>205,000</td> <td>2級</td> <td>208,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">ベースアップ 3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前年1級（200,000）の方が、今年2級（208,000）になった場合、定期昇給による引上げ5,000、ベースアップによる引上げ3,000となります。</p>	前年の賃金表			今年の賃金表（改訂）		1級	200,000	定期昇給 5,000	1級	203,000	2級	205,000	2級	208,000				ベースアップ 3,000	
前年の賃金表			今年の賃金表（改訂）																	
1級	200,000	定期昇給 5,000	1級	203,000																
2級	205,000		2級	208,000																
			ベースアップ 3,000																	
ベースアップ（ダウン）影響額	賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能等により賃金がどのように定まっているかを表にしたもの）の改定により賃金水準を引き上げた（引き下げた）ことによる影響額を指します。																			

## ◆賃金動向・雇用状況等について

問3. 令和元年度～令和3年度における各事業年度の「従業員数」、「給与総額」、「付加価値額」をお答えください。

※ 令和元年度・令和2年度分は、決算時点の数値を記載いただき、令和3年度分は、実績見込みの数値を記載ください。

※ 給与総額には、法定福利費、福利厚生費、退職金は含みませんのでご注意ください。

※ 付加価値額は、「営業利益＋人件費（給与総額＋法定福利費＋福利厚生費＋退職金）＋減価償却費」とします。

		令和元年度 開始事業年度の実績	令和2年度 開始事業年度の実績	令和3年度 開始事業年度の実績見込み
従業員数	企業全体	人	人	人
	うち、正社員数	人	人	人
	うち、非正社員数	人	人	人
給与総額	企業全体	円	円	円
	うち、正社員分	円	円	円
	うち、非正社員分	円	円	円
付加価値額	企業全体	円	円	円
	うち、正社員分	円	円	円
	うち、非正社員分	円	円	円

問4. 問3でお答えいただいた令和元年度～令和3年度の給与総額について、「給与総額の内訳（基本給、賞与・一時金、時間外手当、諸手当）」をお答えください。

また、「基本給の前事業年度からの増減額、増額要因、減額要因」についてもお答えください。

※ 令和元年度・令和2年度分は、決算時点の数値を記載いただき、令和3年度分は、実績見込みの数値を記載ください。

※ 基本給の前事業年度からの増減額、増額要因、減額要因については、以下のようにご記入ください。

**【記入例】**

基本給の前事業年度からの増減額		-4,000,000 円	3,500,000 円
増額要因	①うち、定期昇給・賃金構造維持影響額	1,000,000 円	1,000,000 円
	②うち、ベースアップ影響額	円	500,000 円
	③うち、その他の影響額 (従業員の増加等)	円	2,000,000 円
減額要因	④うち、ベースダウン影響額	円	円
	⑤うち、その他の影響額 (従業員の減少等)	-5,000,000 円	円

基本給の前事業年度からの増減額は、①②③の合計額（増加額）から④⑤の合計額（減少額）を差し引いた額と一致します。  
**基本給の前事業年度の増減額**  
 $= (①+②+③) - (④+⑤)$

減少額にはマイナス (-) を記載してください。

**【企業全体】**

	令和元年度 開始事業年度の実績	令和2年度 開始事業年度の実績	令和3年度 開始事業年度の実績 見込み
給与総額の内訳			
基本給	円	円	円
賞与・一時金	円	円	円
時間外手当(超過労働給与)	円	円	円
諸手当	円	円	円

基本給の前事業年度からの増減額		円	円
増額要因	①うち、定期昇給・賃金構造維持影響額	円	円
	②うち、ベースアップ影響額	円	円
	③うち、その他の影響額 (従業員の増加等)	円	円
減額要因	④うち、ベースダウン影響額	円	円
	⑤うち、その他の影響額 (従業員の減少等)	円	円

【うち、正社員分】

正社員		令和元年度 開始事業年度の実績	令和2年度 開始事業年度の実績	令和3年度 開始事業年度の実績 見込み
給与総額の内訳				
	基本給	円	円	円
	賞与・一時金	円	円	円
	時間外手当(超過労働給与)	円	円	円
	諸手当	円	円	円

基本給の前事業年度からの増減額			円	円	
増額要因	①うち、定期昇給・賃金構造維持影響額		円	円	① ② ③
	②うち、ベースアップ影響額		円	円	
	③うち、その他の影響額 (従業員の増加等)		円	円	
減額要因	④うち、ベースダウン影響額		円	円	④ ⑤
	⑤うち、その他の影響額 (従業員の減少等)		円	円	

【うち、非正社員分】

非正社員		令和元年度 開始事業年度の実績	令和2年度 開始事業年度の実績	令和3年度 開始事業年度の実績 見込み
給与総額の内訳				
	基本給	円	円	円
	賞与・一時金	円	円	円
	時間外手当(超過労働給与)	円	円	円
	諸手当	円	円	円

基本給の前事業年度からの増減額			円	円	
増額要因	①うち、定期昇給・賃金構造維持影響額		円	円	① ② ③
	②うち、ベースアップ影響額		円	円	
	③うち、その他の影響額 (従業員の増加等)		円	円	
減額要因	④うち、ベースダウン影響額		円	円	④ ⑤
	⑤うち、その他の影響額 (従業員の減少等)		円	円	

### 3. 中小企業向け所得拡大促進税制の利用状況 ※資本金1億円以下の方にのみ伺います。

※問5から問8の設問は資本金1億円以下の方にのみ伺います。

資本金1億円超の企業の方は問9（13ページ）にお進みください。

#### 【中小企業向け所得拡大促進税制の概要】

この税制は、主に資本金1億円以下の中小企業者が対象になります。

令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日以降に開始する事業年度に関して、賃上げだけでなく雇用増の取り組みによっても税制要件を満たすことができるようになっていきます。

#### (1)旧制度について(～令和2年度分)

令和3年3月31日までに開始した事業年度分が対象となります。

	適用要件	税額控除額
通常要件	次の両方の要件を満たすこと ①「継続雇用者の給与総額」が前事業年度から1.5%以上増加 ②「貴社全体の給与総額」が前事業年度よりも増加	「貴社全体の給与総額」の前事業年度からの増加額の15%を法人税額から控除 ※控除額には上限あり
上乗せ要件	通常要件に加え、次のいずれかの要件を満たすこと ①教育訓練費増加要件（「継続雇用者の給与総額」が前事業年度から2.5%以上増加+教育訓練費が前事業年度から10%以上増加） ②経営力向上要件（「継続雇用者の給与総額」が前事業年度から2.5%以上増加+経営力向上計画の認定・経営力の向上）	「貴社全体の給与総額」の前事業年度からの増加額の25%を法人税額から控除 ※控除額には上限あり

※その他の詳細は、下記URLの中小企業庁ホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudaiH30.html>

#### (2)現在の制度について(令和3年度～令和4年度分)

令和3年4月1日～令和5年3月31日までに開始した事業年度分が対象となります。

	適用要件	税額控除額
通常要件	次の要件を満たすこと ・「貴社全体の給与総額」が前事業年度よりも1.5%以上増加	「貴社全体の給与総額」の前事業年度からの増加額の15%を法人税額から控除 ※控除額には上限あり
上乗せ要件	通常要件に加え、次のいずれかの要件を満たすこと ①教育訓練費増加要件（「貴社全体の給与総額」が前事業年度から2.5%以上増加+教育訓練費が前事業年度から10%以上増加） ②経営力向上要件（「貴社全体の給与総額」が前事業年度から2.5%以上増加+経営力向上計画の認定・経営力の向上）	「貴社全体の給与総額」の前事業年度からの増加額の25%を法人税額から控除 ※控除額には上限あり

※その他の詳細は、下記URLの中小企業庁ホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

#### 【用語の定義】

**給与総額（再掲）** 貴社で雇用している労働者（役員や事業主の家族は含みません）に対して支払う俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（給与所得となる給与）の1年間の総額をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、該当しません。

**継続雇用者** 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けており、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であった者（高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は除きます）をいいます。

※問5から問8の設問は資本金1億円以下の方にのみ伺います。資本金1億円超の企業の方は問9(13ページ)にお進みください。

◆所得拡大促進税制の利用状況について(令和元年度の間に開始した事業年度分)

問5(1). 貴社の令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)の間に開始した事業年度における法人税の納税状況についてお答えください。【○は1つ】

- |   |
|---|
| 1. 課税所得があり、法人税を納税した                       |
| 2. 課税所得がなく、法人税を納税していない(当期欠損、赤字状態) →問6(1)へ |

問5(2). 問5(1)で、「1. 課税所得があり、法人税を納税した」と回答された方に伺います。貴社の令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)の間に開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用状況についてお答えください。【○は1つ】

- |              |               |                     |
|--------------|---------------|---------------------|
| 1. 通常要件を利用した | 2. 上乗せ要件を利用した | 3. 利用しなかった →問5(11)へ |
|--------------|---------------|---------------------|

問5(3). 問5(2)で「1. 通常要件を利用した」または「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。令和元年度の継続雇用者給与等支給額及び平成30年度の継続雇用者比較給与等支給額をお答えください。

令和元年度 継続雇用者給与等支給額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
平成30年度 継続雇用者比較給与等支給額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円

問5(4). 問5(2)で「1. 通常要件を利用した」または「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。所得拡大促進税制が、令和元年度の賃上げ実施に与えた影響をお答えください。【○は1つ】

- |                        |
|------------------------|
| 1. 大いにきっかけとなった         |
| 2. ある程度きっかけとなった        |
| 3. きっかけとならなかった →問5(6)へ |

問5(5). 問5(4)で「1. 大いにきっかけとなった」または「2. ある程度きっかけとなった」と回答された方に伺います。

所得拡大促進税制が、令和元年度の賃上げ実施のきっかけになった理由をお答えください。【○は1つ】

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 税制の支援がなければ賃上げを行っていないため       |
| 2. 税制の支援により、当初の想定以上の賃上げに踏み切れたため |
| 3. その他 ( )                      |

→回答後、通常要件を利用した方は問5(7)へ、上乗せ要件を利用した方は問5(8)へ

問5(6). 問5(4)で「3. きっかけとならなかった」と回答された方に伺います。

所得拡大促進税制が、令和元年度の賃上げ実施のきっかけとならなかった理由をお答えください。【○は1つ】

- |                             |
|-----------------------------|
| 1. 賃上げは税制の適用を意図したものではなかったため |
| 2. 賃上げは毎年慣例的に行っているものであるため   |
| 3. その他 ( )                  |

→回答後、通常要件を利用した方は問5(7)へ、上乗せ要件を利用した方は問5(8)へ

問5 (7). 問5 (2) で「1. 通常要件を利用した」と回答された方に伺います。

令和元年度に所得拡大促進税制の上乗せ要件を利用しなかった理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

1. 2.5%以上の賃上げが困難	2. 10%以上の教育訓練費の上昇が困難
3. 経営力向上計画の認定が困難もしくは煩雑	4. 上乗せ要件の計算が煩雑
5. その他 ( )	

→回答後、問6(1)へ

問5 (8). 問5 (2) で「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。

令和元年度に利用した所得拡大促進税制の上乗せ要件をお答えください。【○は1つ】

1. 教育訓練費増加要件 (2.5%以上の賃上げ+10%以上の教育訓練費の上昇)
2. 経営力向上要件 (2.5%以上の賃上げ+経営力向上計画の認定・経営力の向上) →問5(10)へ

問5 (9). 問5 (8) で「1. 教育訓練費増加要件」と回答された方に伺います。

令和元年度の教育訓練費及び平成30年度の比較教育訓練費をお答えください。

令和元年度 教育訓練費	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
平成30年度 比較教育訓練費	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円

問5 (10). 問5 (2) で「2. 上乗せ要件を利用した」と回答された方に伺います。

経営力向上や、教育訓練の取り組みによる成果について、該当する番号すべてに○をつけてください。

【複数回答可】

1. 社員の労働意欲の向上	2. 社員のスキル向上	3. 労働生産性の向上
4. 売上、利益の向上	5. その他 ( )	

→回答後、問6(1)へ

問5 (11). 問5 (2) で「3. 利用しなかった」と回答された方に伺います。

令和元年度に所得拡大促進税制を利用しなかった理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

1. 制度を知らなかったため
2. 適用要件を満たさなかったため
3. 計算が煩雑なため
4. 申請のための人的・時間的余裕がないため
5. その他 ( )

→回答後、問6(1)へ

◆所得拡大促進税制の利用状況について（令和2年度の間を開始した事業年度分）

問6（1）. 貴社の令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の間を開始した事業年度における法人税の納税状況（予定含む）についてお答えください。【〇は1つ】

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 1. 課税所得があり、法人税を納税する予定             |         |
| 2. 課税所得がなく、法人税を納税しない予定（当期欠損、赤字状態） | →問7(1)へ |

問6（2）. 問6（1）で、「1. 課税所得があり、法人税を納税する予定」と回答された方に伺います。  
貴社の令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の間を開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用状況（見込みを含む）についてお答えください。【〇は1つ】

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1. 通常要件を利用した/する予定 | 2. 上乗せ要件を利用した/する予定 |
| 3. 利用しなかった/しない予定  | →問6(11)へ           |

問6（3）. 問6（2）で「1. 通常要件を利用した/する予定」または「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。

令和2年度の継続雇用者給与等支給額及び令和元年度の継続雇用者比較給与等支給額をお答えください。

令和2年度 継続雇用者給与等支給額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
令和元年度 継続雇用者比較給与等支給額	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円

問6（4）. 問6（2）で「1. 通常要件を利用した/する予定」または「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。

所得拡大促進税制が、令和2年度の賃上げ実施に与えた影響をお答えください。【〇は1つ】

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. 大いにきっかけとなった | 2. ある程度きっかけとなった |
| 3. きっかけとならなかった | →問6(6)へ         |

問6（5）. 問6（4）で「1. 大いにきっかけとなった」または「2. ある程度きっかけとなった」と回答された方に伺います。

所得拡大促進税制が、令和2年度の賃上げ実施のきっかけになった理由をお答えください。【〇は1つ】

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 税制の支援がなければ賃上げを行っていないため       |
| 2. 税制の支援により、当初の想定以上の賃上げに踏み切れたため |
| 3. その他（ ）                       |

→回答後、通常要件を利用した/する方は問6(7)へ、上乗せ要件を利用した/する方は問6(8)へ

問6（6）. 問6（4）で「3. きっかけとならなかった」と回答された方に伺います。

所得拡大促進税制が、令和2年度の賃上げ実施のきっかけとならなかった理由をお答えください。【〇は1つ】

- |                             |
|-----------------------------|
| 1. 賃上げは税制の適用を意図したものではなかったため |
| 2. 賃上げは毎年慣例的に行っているものであるため   |
| 3. その他（ ）                   |

→回答後、通常要件を利用した/する方は問6(7)へ、上乗せ要件を利用した/する方は問6(8)へ

問6(7). 問6(2)で「1. 通常要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。

令和2年度に所得拡大促進税制の上乗せ要件を利用しない理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。【複数回答可】

1. 2.5%以上の賃上げが困難	2. 10%以上の教育訓練費の上昇が困難
3. 経営力向上計画の認定が困難もしくは煩雑	4. 上乗せ要件の計算が煩雑
5. その他 ( )	

→回答後、問7(1)へ

問6(8). 問6(2)で「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。

令和2年度に利用する所得拡大促進税制の上乗せ要件をお答えください。【○は1つ】

1. 教育訓練費増加要件 (2.5%以上の賃上げ+10%以上の教育訓練費の上昇)
2. 経営力向上要件 (2.5%以上の賃上げ+経営力向上計画の認定・経営力の向上) →問6(10)へ

問6(9). 問6(8)で「1. 教育訓練費増加要件」と回答された方に伺います。

令和2年度の教育訓練費及び令和元年度の比較教育訓練費をお答えください。

令和2年度 教育訓練費	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円
令和元年度 比較教育訓練費	千	百	十	一	億	千	百	十	一	万円

問6(10). 問6(2)で「2. 上乗せ要件を利用した/する予定」と回答された方に伺います。

経営力向上や、教育訓練の取り組みによる成果について、該当する番号すべてに○をつけてください。

【複数回答可】

1. 社員の労働意欲の向上	2. 社員のスキル向上	3. 労働生産性の向上
4. 売上、利益の向上	5. その他 ( )	

→回答後、問7(1)へ

問6(11). 問6(2)で「3. 利用しなかった/しない予定」と回答された方に伺います。

令和2年度に所得拡大促進税制を利用しない理由について、該当する番号すべてに○をつけてください。

【複数回答可】

1. 制度を知らなかったため
2. 適用要件を満たさなかったため
3. 計算が煩雑なため
4. 申請のための人的・時間的余裕がないため
5. その他 ( )

→回答後、問7(1)へ

◆所得拡大促進税制の利用について（令和3年度の間を開始した事業年度分）

問7（1）. 現在の所得拡大促進税制（令和3年4月1日以降に開始した事業年度に適用される所得拡大促進税制）は、旧税制（令和3年3月31日までに開始した事業年度に適用される所得拡大促進税制）と比べて、以下の項目についてどのような印象を受けますか。該当する番号に○をつけてください。【○は1つ】

※7ページの概要資料をご覧ください。

制度の分かりやすさ	1. 分かりやすくなった	2. 変わらない	3. 分かりにくくなった
要件達成の難易度	1. 要件は簡単になった	2. 変わらない	3. 要件は難しくなった
税制に係る事務負担の量	1. 事務負担は減る	2. 変わらない	3. 事務負担は増える

問7（2）. 貴社の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の間を開始した事業年度における法人税の納税予定についてお答えください。【○は1つ】

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1. 課税所得があり、法人税を納税する予定             |      |
| 2. 課税所得がなく、法人税を納税しない予定（当期欠損、赤字状態） | →問8へ |
| 3. 現時点では分からない                     | →問8へ |

問7（3）. 問7（2）で、「1. 課税所得があり、法人税を納税する予定」と回答された方に伺います。貴社の令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の間を開始した事業年度における所得拡大促進税制の利用見込みについてお答えください。【○は1つ】

- |                |      |
|----------------|------|
| 1. 通常要件を利用したい  |      |
| 2. 上乗せ要件を利用したい |      |
| 3. 利用しない予定     | →問8へ |

問7（4）. 問7（3）で「1. 通常要件を利用したい」「2. 上乗せ要件を利用したい」と回答された方に伺います。

税制の適用要件「貴社全体の給与総額を前年度から1.5%以上増加（上乗せ要件の場合は2.5%以上増加等）」の達成方法（見込み）をお答えください。（ ）内には数値を記入してください。

【複数回答可、記述あり】

- |  |
|--|
| 1. 定期昇給の影響による給与総額の自然増                  |
| 2. 1人あたり+（ ）%のベースアップの実施                |
| 3. 基本給の（ ）ヵ月分の賞与・一時金を追加支給              |
| 4. 現在の従業員数に加え、新規採用・中途採用等により、（ ）人を新たに雇用 |
| 5. その他（ ）                              |

問8. その他、所得拡大促進税制について、ご意見、良い点・不満に思っている点、改善してほしい点などがあればご記入ください。

--

※すべての方にお伺いします。

#### 4. 最低賃金引上げの影響

##### 【直近の最低賃金の引上げ状況】

最低賃金額の全国平均額（加重平均）は、令和2年10月に902円（前年比+1円）、令和3年10月に930円（前年比+28円）となっています。地域別（都道府県別）の最低賃金は、下記のURLをご参考ください。

##### 【地域別の最低賃金の引上げ状況】

・厚生労働省 HP 「平成14年度から令和2年度までの地域別最低賃金改定状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000541154.pdf>

・厚生労働省 HP 「令和3年度地域別最低賃金改定状況」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/)

問9. 令和2年10月に引き上げられた最低賃金の影響をお答えください。また、併せて賃金を引き上げた人数、対象者の引上げ前・引上げ後の基本給の平均値（時間給換算額）をお答えください。【複数回答可】

	選択肢【複数回答可】	賃金を引き上げた人数	対象者の引上げ前の基本給の平均値 (時間給換算額)	対象者の引き上げ後の基本給の平均値 (時間給換算額)
	1. 影響なし	/		
正社員	2. 賃金が改定後水準を下回るため、賃金を引き上げた正社員が存在	正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時
	3. 賃金は改定後水準を下回らないが、最低賃金水準を考慮して賃金を引き上げた正社員が存在	正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時
非正社員	4. 賃金が改定後水準を下回るため、賃金を引き上げた非正社員が存在	非正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時
	5. 賃金は改定後水準を下回らないが、最低賃金水準を考慮して賃金を引き上げた非正社員が存在	非正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時

問10. 令和3年10月に引き上げられた最低賃金の影響をお答えください。また、併せて賃金を引き上げた人数、対象者の引上げ前・引上げ後の基本給の平均値（時間給換算額）をお答えください。【複数回答可】

	選択肢【複数回答可】	賃金を引き上げた人数	対象者の引上げ前の基本給の平均値 (時間給換算額)	対象者の引き上げ後の基本給の平均値 (時間給換算額)
	1. 影響なし	/		
正社員	2. 賃金が改定後水準を下回るため、賃金を引き上げた正社員が存在	正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時
	3. 賃金は改定後水準を下回らないが、最低賃金水準を考慮して賃金を引き上げた正社員が存在	正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時
非正社員	4. 賃金が改定後水準を下回るため、賃金を引き上げた非正社員が存在	非正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時
	5. 賃金は改定後水準を下回らないが、最低賃金水準を考慮して賃金を引き上げた非正社員が存在	非正社員 【       】名中、 【       】名が対象	円/時	円/時

※すべての方にお伺いします。

## 5. その他中小企業施策について

問 11. 中小企業施策に関するご意見があればご記入ください。

--

### ■回答者様について

ご回答内容を確認させていただく場合があるため、内容について説明可能なご担当者様についてご記入ください。

会社名	
お名前	
所属部署名	
役職	
電話番号	
Email	

質問は以上です。ご多忙のところ調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

令和3年度企業の雇用状況等に関する調査研究  
報告書

令和4年3月  
株式会社東京商工リサーチ